

–令和4年版–

新型コロナウイルス感染症に対する  
武藏野市の対応報告書

令和5年4月  
武藏野市



# 目 次

ページ

1 はじめに	1
2 感染拡大の経過と感染者数の推移	2
(1)国内及び都内の感染状況について(p.2)	
(2)市内における感染者数の推移(p.5)	
(3)新型コロナウイルス感染症について(p.6)	
(4)感染者数データ(p.7)	
3 国、東京都、武蔵野市の対応(時系列)	10
(1)全体的事項(p.10)	
(2)ワクチン接種への対応(p.16)	
4 武蔵野市の対応(分野別)	27
(1)対策本部、全体的事項(p.27)	
(2)情報発信等(p.29)	
(3)市民生活支援(p.31)	
(4)事業者支援(p.35)	
(5)医療機関支援・連携(p.38)	
(6)高齢者・障害者に対する支援及び関連施設(p.40)	
(7)子ども・子育て支援及び関連施設(p.42)	
(8)学校・教育(p.45)	
(9)市関連施設、文化・体育等施設(p.48)	
(10)イベント、会議等の中止・延期・方法の変更(p.51)	
(11)組織体制、感染拡大防止対策(p.58)	
(12)議会(p.62)	
(13)ワクチン接種への対応(p.64)	
5 資料編	67
資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録(令和4年1月～12月)(p.68)	
資料2 新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議の記録(令和4年1月～12月)(p.71)	
資料3 新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準 (令和4年10月)(p.74)	
資料4 武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方(第6版)(令和4年11月) (p.76)	
資料5 令和3年度決算における新型コロナウイルス感染症の影響額(総括表)(p.78)	
資料6 武蔵野市新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種実施計画 (第1版 令和4年11月7日)(p.79)	
資料7 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員・事務局名簿 (令和4年12月31日現在)(p.84)	
資料8 武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部 本部員・事務局名簿 (令和4年12月31日現在)(p.85)	

本報告書における感染者人数等のデータの出典は、下記のとおりである。  
なお、掲載した数値は、令和5年3月時点で公開されている数値であり、過去に公表された数値と異なる場合や今後修正される場合がある。

武藏野市…東京都新型コロナウイルス感染症対策サイトオープンデータ  
東京都…東京都新型コロナウイルス感染症対策サイトオープンデータ  
全　　国…厚生労働省公表オープンデータ

# 1 はじめに

---

令和元年 12 月に新型コロナウイルス感染症が確認されてから、3 年が経過した。

令和 5 年 3 月 10 日時点の国内外を含む累計感染者数は 6 億 7,400 万人を超える、累計死者数は約 680 万人となった<sup>1</sup>。感染者数の正確な人数把握が行われていない現在、その実態は正確には把握できない状況にある。

令和 4 年は、前年を大幅に上回る規模とスピードで、感染力の高い変異ウイルスが猛威を振るった 1 年であった。また、感染症の影響に加えて、令和 4 年 2 月に始まったロシアによるウクライナへの侵攻は、世界に大きな衝撃を与えるとともに、長期化するにつれて、日本の市民生活に対しても広く影響を及ぼしている。

本市においては、令和 4 年も「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」と「武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」の二つの対策本部を柱として、市の様々な対応について協議や情報共有を進めてきた。

令和 5 年 1 月 27 日付けで国が「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を発出し、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法<sup>2</sup>上の位置付けが 5 類感染症に変更されることになった。この変更に伴い、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、同年 5 月 7 日をもって廃止することを決定している<sup>3</sup>。

法的な位置付けは変わるとともに、ウイルスが消えるわけではないため、今後も注意深く状況を把握し、必要な対応を行っていく必要がある。さらに、今後はこれまでの対応の振り返りと課題の整理を行い、新たな感染症が発生した場合に備える体制を築いていくことも重要である。

この報告書は、令和 4 年 1 月から 12 月までの期間<sup>4</sup>における、新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応についてとりまとめた記録である。これまでの感染症に対する様々な対応の中で得た経験を次へつなげていくための基礎資料としたい。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和 5 年 3 月 19 日版）」令和 5 年 3 月 10 日時点以降の情報は更新されていない。

<sup>2</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

<sup>3</sup> 第 112 回武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和 5 年 3 月 2 日）

<sup>4</sup> 令和 2 年 1 月から令和 3 年 12 月までの期間における対応については、「令和 2 年版 新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書（令和 3 年 3 月）」及び「令和 3 年版 新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書（令和 4 年 5 月）」参照。

## 2 感染拡大の経過と感染者数の推移

### (1) 国内及び都内の感染状況について

#### －令和4年1月以降の爆発的な感染拡大(第6波)とまん延防止等重点措置－

急速な感染拡大は、令和4年の年明け直後から始まった。1月10日時点では、国内の1日の新規感染者数が5,734人（東京都871人）であったが、そのわずか10日後である1月20日時点では53,723人（東京都8,634人）と10倍近くに膨れ上がった。さらに、2月1日時点では、104,520人（東京都14,432人）と倍の規模で感染が拡大した。この爆発的な感染拡大は「第6波」と呼ばれた。

1月9日には、感染が先行して拡大していた広島県、山口県及び沖縄県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に規定するまん延防止等重点措置が適用されたが、1月19日には東京都を含む13都県（1月21日～2月13日）に、1月25日には北海道など18道府県（1月27日～2月20日）に同措置の適用が公示された。その後も、区域の変更や期間の延長を繰り返し、3月21日までにまん延防止等重点措置が適用されていたすべての地域で措置が解除された。

この感染拡大の要因は、令和3年12月中旬に国内で初めて市中感染が確認された感染力が高い新たな変異ウイルス（オミクロン株）によるものである。2月頃には全国的に、第5波で主流となったデルタ株からこの新たなオミクロン株に置き換わっている<sup>1</sup>。

東京都の報告<sup>2</sup>によると、令和3年夏の第5波の重症者数の最大人数が297人（令和3年8月28日時点）であったのに対し、第6波では最大人数は87人（令和4年2月19日、20日時点）であった。また、第5波における都内の死亡率<sup>3</sup>が約0.4%であったのに対し、第6波では約0.1%であった。これらのデータは、感染しても軽症であることが多いというオミクロン株の特性を現している。

また、第6波では家庭内感染が増加し、10代以下の感染者の割合も増加した<sup>4</sup>。感染者数の大幅な急増により、同居家族など自宅待機が必要とされる濃

<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更）

<sup>2</sup> 東京都「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」（令和4年10月27日改訂版）

<sup>3</sup> 新規陽性者に対する死亡者数の割合

<sup>4</sup> 東京都「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」（令和4年10月27日改訂版）10代以下の割合…第5波（R3.7.1～R3.9.30）15%、第6波（R4.1.1～R4.3.31）28.7%

厚接触者も急増する結果となり、社会基盤を支えるために必要不可欠なエッセンシャルワーカーの人手不足等による社会活動の停滞が懸念された<sup>5</sup>。

自宅療養者等（療養先を調整中の方含む）の人数は全国で約79万人、都内では約16万人にも及ぶ日もあった<sup>6</sup>。

### －第6波を大幅に上回る強烈な感染再拡大(第7波)－

第6波のピークを越えてから6月にかけて、新規感染者数は非常に緩やかに減少していった。3回目のワクチン接種も推進されていたが、6月下旬から再び増加に転じ、特に7月下旬以降の感染拡大の規模と速さは第6波を大幅に上回る強烈なものとなった。

7月15日時点で、国内の1日の新規感染者数は103,287人（東京都19,055人）と第6波のピーク時と同等の規模となり、7月下旬から8月末にかけては連日20万人前後（東京都は連日3万人前後）の新規感染者が確認される状況となった。このかつてない規模の感染拡大は「第7波」と呼ばれた。令和4年の夏は記録的な猛暑も重なり、熱中症による救急搬送なども含めて医療機関はひっ迫する状況となった。

第7波では、第6波でまん延したオミクロン株の派生型であるBA.5への置き換わりが急速に進んだが、こうしたウイルスの変異はその後も急速に進み、世界各地で新たな変異株が確認されている。

都内の第7波の期間における累計感染者数は第6波の2倍近くにのぼる<sup>7</sup>が、第7波における重症者数は第6波より延べ1,500人あまり少ないなど、第7波の重症者数の割合は少ない傾向にあった。一方、高齢者や基礎疾患のある人の重症化リスクは引き続き高い状況にあることから、9月26日からは、感染症法第12条に規定する発生届の対象者について、①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療を要する者、④妊婦に限定する変更が全国一律で適用された（全数届出の見直し）。東京都においては、発生届出対象者以外の陽性者については、自らが東京都陽性者登録センターに登録を行うことで、健康観察や食料支援等のフォローアップを受けられる制度が開始された。

第7波では、国が感染拡大防止と経済活動の両立を図る方針を示すなど、かつてない規模の感染状況においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など行動制限を伴う措置は実施されなかった。さらに、自宅療養者の療養

<sup>5</sup> 濃厚接触者の自宅待機期間は令和4年1月14日に14日間→10日間へ短縮、2月2日に10日間→7日間へ短縮された。

<sup>6</sup> 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査結果」（令和4年2月16日0時時点）

<sup>7</sup> 東京都「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」（令和4年10月27日改訂版）第6波（R4.1.1～R4.3.31）…累計843,165人、第7波（R4.7.1～R4.9.30）…累計1,479,005人

期間の短縮<sup>8</sup>や、無症状の場合など一定の条件を満たす場合は、療養期間中であっても食料品の買い出し等の必要最低限の外出が許容されるなど、制限緩和に向けた動きが進んだ。

7月1日から8月31日までの期間に、全国における新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅で亡くなった方は、少なくとも700人を超えることがわかっている<sup>9</sup>。

### －秋以降の感染再拡大(第8波)、季節性インフルエンザ同時流行の懸念－

9月以降は新規感染者数も減少を続け、感染状況は一旦落ち着くものと思われたが、11月以降再び感染の拡大が始まった。季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されるなか、地域によっては第7波ピーク時の新規感染者数を超える自治体もあった。令和5年の年明け以降も続くこの「第8波」と呼ばれる感染拡大の特徴は、新規感染者のうち80代以上の高齢者の占める割合が増加し、12月は全国で連日200人を超える死亡者が確認される事態となつた。

国内の累計感染者数は12月31日時点で約2,900万人（東京都約400万人）となり、全人口<sup>10</sup>の約23.2%（東京都<sup>11</sup>約28.4%）となった。

また、新型コロナウイルス感染症による死者数は、12月31日時点で国内累計が57,266人（東京都7,059人）となり、感染者数の約0.2%（東京都約0.2%）となっている。

---

<sup>8</sup> 令和4年9月7日以降、有症状者は原則10日間→7日間、無症状者は7日→5日間に短縮。いずれもその他の療養解除条件あり。

<sup>9</sup> 厚生労働省「新型コロナ患者の自宅での死亡事例に関する自治体からの報告について（令和4年12月7日、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード）

<sup>10</sup> 令和4年12月1日現在（概算値）1億2,484万人（総務省統計局）

<sup>11</sup> 令和4年12月1日現在 14,042,127人（東京都）

## (2)市内における感染者数の推移

令和4年1月以降の第6波の際は、2月2日時点で市内の1日の新規感染者数が221人と過去最多を記録し、2月は連日150人前後となる状況が続いた。その後は、6月頃までなだらかな減少を続けてきたが、7月以降は再び増加に転じた。特に、7月中旬以降は国内及び都内と同様に急速な感染拡大が始まり、7月29日時点で市内の1日の新規感染者数が380人と過去最多を記録するなど、驚くべきスピードで感染が拡大した。8月末までは連日200人前後となる状況が続いた。第7波の際の市内の自宅療養者等の人数は、7月1日時点で235人であったが、約1か月後の8月5日時点で3,057人と過去最多を記録しており、その感染拡大の速度の速さが伺える。

9月26日に全国一律で適用された全数届出の見直し後は、正確な新規感染者数の把握が難しくなり、東京都による市区町村別の感染者数の情報も公表が終了し、市内の新規感染者の人数も把握できない状況となった。

9月25日時点で市内の累計感染者数は28,240人となり、人口<sup>12</sup>の約19%となつた。

令和3年中の市内の新規感染者のうち20歳未満は約13%であったが、令和4年は約25%と割合が増加した。

なお、市内における新型コロナウイルス感染症による死亡者数や重症患者数は、東京都より市区町村別の人數が公表されていないため、不明である。

### 参考 令和4年中の東京都を対象区域とする「まん延防止等重点措置」

適用期間	公示日
令和4年1月21日～3月21日	令和4年1月19日 まん延防止等重点措置 2月10日 期間延長 3月4日 期間延長

<sup>12</sup> 148,345人（令和4年9月1日人口 武藏野市）

### (3)新型コロナウイルス感染症について(令和5年3月現在)<sup>13</sup>

令和元年12月に中国・湖北省武漢市で原因不明の肺炎が複数確認され、その後、同肺炎が新型のコロナウイルスに起因するものであることが確認された。

主要な感染経路は、咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾル（飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子）の吸引と考えられている。

潜伏期間は1～14日間（オミクロン株は2～3日）、感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている。発症から間もない時期の感染性が高いことが市中感染の原因と考えられている。

季節性については、気候などの影響は明らかになっていない（令和5年2月時点）。

発症時の症状は、発熱、呼吸器症状、倦怠感などがあげられる。変異ウイルスであるオミクロン株による感染では、鼻汁や頭痛、のどの痛みなどの風邪（感冒）症状の頻度が増加し、嗅覚・味覚障害の発症頻度が減少した。感染後無症状のまま経過する者の割合も20～40%と報告されている。

重症化した人の割合や死亡した人の割合は年齢によって異なり、高齢者や基礎疾患のある者は高く、若者は低い傾向にある。

再感染は、直前の感染から3か月間は起きにくいとされている。

軽症の場合は、経過観察のみで自然に軽快することが多い。令和5年2月時点で、国内で承認されている治療薬は10種類となり、治療法も確立されつつある。

また、ワクチン接種による発症及び重症化予防効果が確認されている。

罹患後も、疲労感・倦怠感などの症状が続くというような、一般的に「後遺症」と言われる罹患後症状も確認されている。

---

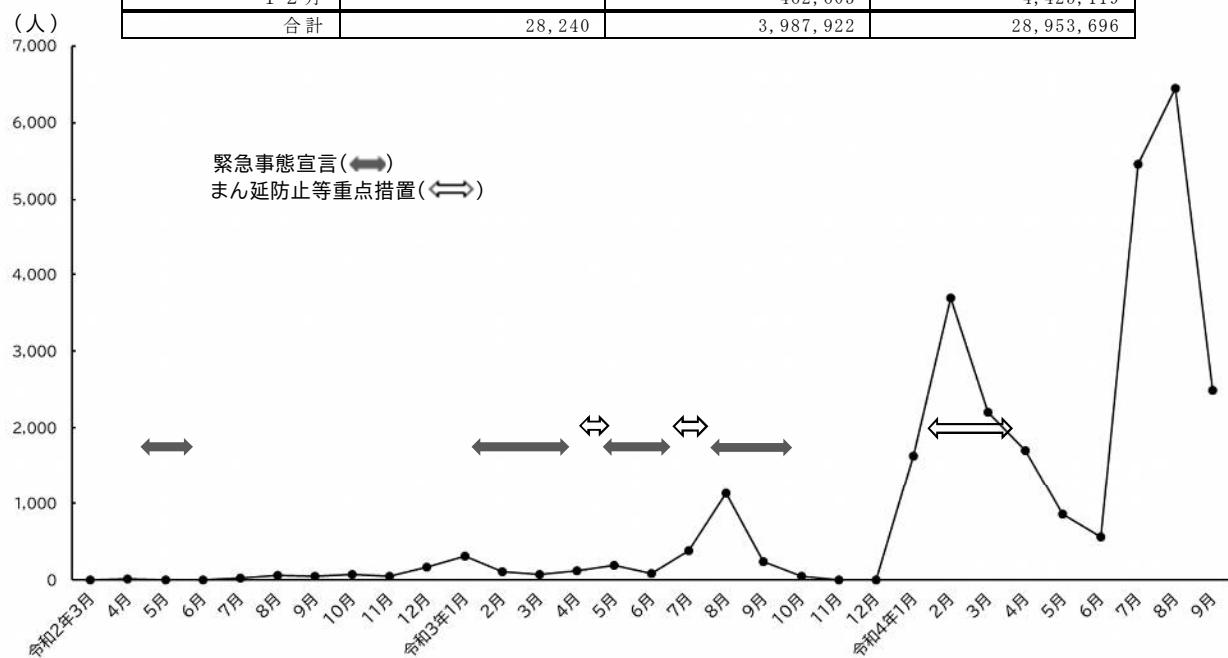
<sup>13</sup> 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（令和5年2月版）、「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き 第9.0版（令和5年2月10日）」

## (4) 感染者数データ

### ① 新規感染者数

(単位：人)

	武藏野市	東京都	全国
令和2年1月	—	3	12
2月	—	34	193
3月	3	489	1,930
4月	13	3,748	12,089
5月	1	957	2,511
6月	7	994	1,747
7月	27	6,464	17,373
8月	61	8,125	31,981
9月	51	4,918	15,045
10月	74	5,350	17,529
11月	54	9,861	47,158
12月	172	19,369	86,541
令和3年1月	314	40,367	154,700
2月	107	10,997	41,838
3月	71	9,310	42,300
4月	125	18,075	117,482
5月	191	21,871	153,674
6月	88	12,977	52,977
7月	379	44,448	126,687
8月	1,136	129,193	567,572
9月	236	31,929	208,068
10月	51	2,134	17,385
11月	4	542	4,375
12月	3	905	5,816
令和4年1月	1,637	194,563	1,082,695
2月	3,697	416,171	2,106,113
3月	2,206	256,738	1,475,036
4月	1,703	188,021	1,249,639
5月	859	101,664	940,734
6月	568	58,556	469,555
7月	5,460	567,728	3,463,299
8月	6,453	757,621	6,173,065
9月	(※) 2,489	244,023	2,322,530
10月	—	100,143	1,031,341
11月	—	257,031	2,487,587
12月	—	462,603	4,425,119
合計	28,240	3,987,922	28,953,696



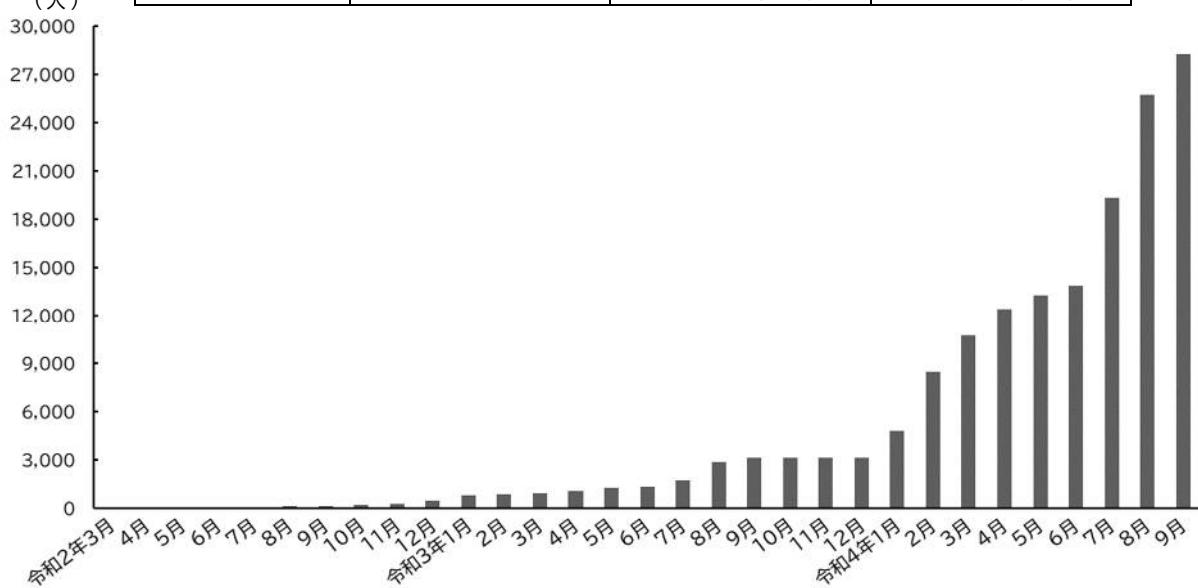
注1) 令和2年1月から2月までは、東京都による市区町村別の感染者数の公表がないためデータなし。  
注2) 令和5年3月現在、東京都が公表している人数であり、過去に公表された人数と異なる場合あり。

注3) 令和4年9月26日の全数届出の見直しにより、令和4年9月は1日～25日までのデータ。

## ②累計感染者数

(単位：人)

	武藏野市	東京都	全国
令和2年1月	—	3	12
2月	—	37	205
3月	3	526	2,135
4月	16	4,274	14,224
5月	17	5,231	16,735
6月	24	6,225	18,482
7月	51	12,689	35,855
8月	112	20,814	67,836
9月	163	25,732	82,881
10月	237	31,082	100,410
11月	291	40,943	147,568
12月	463	60,312	234,109
令和3年1月	777	100,679	388,809
2月	884	111,676	430,647
3月	955	120,986	472,947
4月	1,080	139,061	590,429
5月	1,271	160,932	744,103
6月	1,359	173,909	797,080
7月	1,738	218,357	923,767
8月	2,874	347,550	1,491,339
9月	3,110	379,479	1,699,407
10月	3,161	381,613	1,716,792
11月	3,165	382,155	1,721,167
12月	3,168	383,060	1,726,983
令和4年1月	4,805	577,623	2,809,678
2月	8,502	993,794	4,915,791
3月	10,708	1,250,532	6,390,827
4月	12,411	1,438,553	7,640,466
5月	13,270	1,540,217	8,581,200
6月	13,838	1,598,773	9,050,755
7月	19,298	2,166,501	12,514,054
8月	25,751	2,924,122	18,687,119
9月	(※) 28,240	3,168,145	21,009,649
10月	—	3,268,288	22,040,990
11月	—	3,525,319	24,528,577
12月	—	3,987,922	28,953,696



武藏野市内の累計感染者数(令和2年3月～令和4年9月)

注1) 令和2年1月から2月までは、東京都による市区町村別の感染者数の公表がないためデータなし。

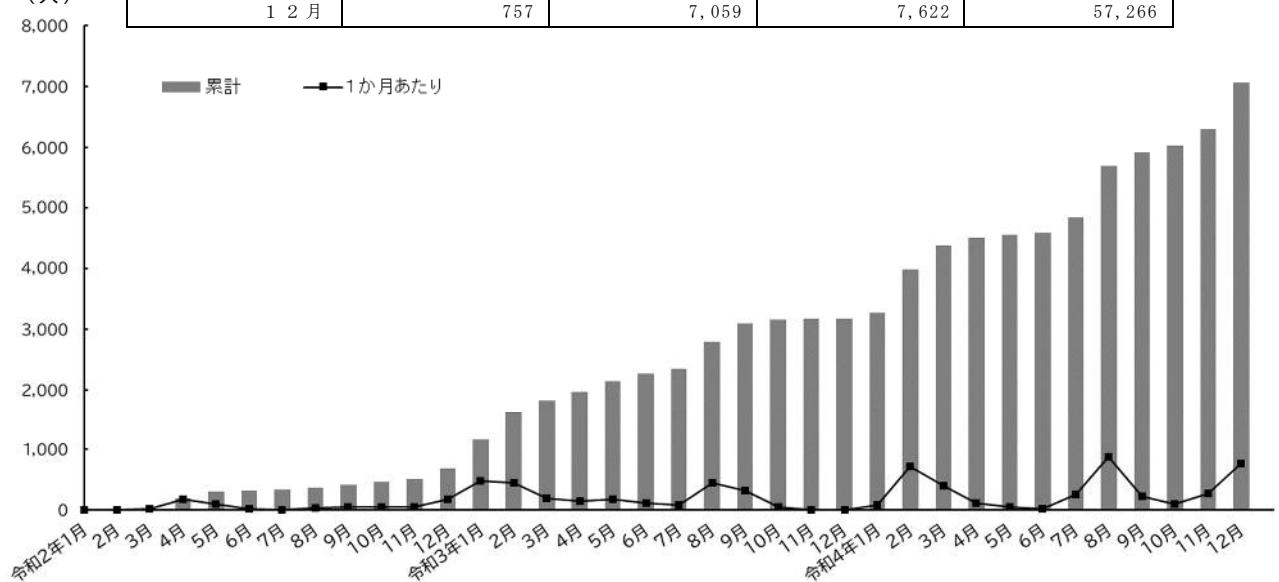
注2) 令和5年3月現在、東京都が公表している人数であり、過去に公表された人数と異なる場合あり。

注3) 令和4年9月26日の全数届出の見直しにより、令和4年9月は1日～25日までのデータ。

### ③死亡者数(全国・東京都)

(単位：人)

	東京都		全国	
	1か月あたり	累計	1か月あたり	累計
令和2年1月	0	0	0	0
2月	1	1	5	5
3月	17	18	51	56
4月	181	199	359	415
5月	107	306	477	892
6月	21	327	81	973
7月	8	335	37	1,010
8月	32	367	285	1,295
9月	47	414	275	1,570
10月	48	462	195	1,765
11月	54	516	373	2,138
12月	174	690	1,321	3,459
令和3年1月	477	1,167	2,261	5,720
2月	452	1,619	2,165	7,885
3月	200	1,819	1,274	9,159
4月	144	1,963	1,067	10,226
5月	178	2,141	2,819	13,045
6月	121	2,262	1,731	14,776
7月	80	2,342	409	15,185
8月	442	2,784	849	16,034
9月	315	3,099	1,607	17,641
10月	59	3,158	619	18,260
11月	12	3,170	92	18,352
12月	5	3,175	33	18,385
令和4年1月	90	3,265	400	18,785
2月	719	3,984	4,897	23,682
3月	393	4,377	4,499	28,181
4月	121	4,498	1,472	29,653
5月	52	4,550	1,049	30,702
6月	27	4,577	571	31,273
7月	262	4,839	1,304	32,577
8月	870	5,709	7,295	39,872
9月	221	5,930	4,923	44,795
10月	101	6,031	1,864	46,659
11月	271	6,302	2,985	49,644
12月	757	7,059	7,622	57,266



注1) 東京都の死亡者数は死亡日別の人数。全国の死亡者数は、各自治体の報告日別。上記人数は、後日修正される場合がある。

注2) 市内の新型コロナウイルス感染症による死亡者数は、東京都による市区町村別の公表がないためデータなし。

### 3 国、東京都、武藏野市の対応(時系列)

#### (1)全体的事項

令和4年1月～12月の主な動き

	国など	東京都	武藏野市
1月	1日 国内の累計感染者数 1,727,449人	1日 都内の累計感染者数 383,138人	1日 市内の累計感染者数3,169人
	7日 特措法第31条の4に基づくまん延防止等重点措置の公示(3県) (1/9～1/31)	7日 「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」(1/11～1/31)	10日 ·成人式「未来をひらくはたちのつどい」を2回入替制で実施 ·令和2年度成人式代替イベントを実施
	14日 濃厚接触者の待機期間縮小(14日間→10日間)	11日 都立庭園・動物園等の施設を臨時休園・休館へ 17日 感染拡大時に自宅療養者への往診体制を強化する事業開始を公表	
	19日 まん延防止等重点措置の全部変更公示(13都県追加)(1/21～2/13)	19日 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」(1/21～2/13:都内全域)	19日 「まん延防止等重点措置」該当
	24日 感染急拡大時の対応として、濃厚接触者が有症状となった場合に、検査をせずに医師の判断で陽性診断を行うことを認める(みなし陽性)		21日 まん延防止等重点措置に伴う市長メッセージ
	25日 まん延防止等重点措置の全部変更公示(18道府県追加)(1/27～2/20) (7日公示の3県も2/20まで延長)	25日 無症状者を対象とした感染拡大時療養施設の開設(有楽町:約350床)※4月24日終了 27日 都内の累計感染者数が50万人を超える 31日 ·「自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京)」開設(50歳未満の無症状又は軽症者は自ら健康観察を行う方針へ) ·感染拡大時療養施設申込窓口の設置	31日 ムーバスの特別ダイヤによる運行の終了

	国など		東京都		武藏野市	
2月	1日	1日あたりの新規感染者数が10万人を超える【第6波ピーク】			1日	武藏野市くらし地域応援券(第2弾)の利用開始(~3/31)
	2日	濃厚接触者の待機期間縮小(10日間→7日間)	2日	1日あたりの新規感染者数が2万人を超える【第6波ピーク】	2日	1日あたりの新規感染者数が200人を超える【第6波ピーク】
	3日	まん延防止等重点措置の全部変更公示(1県追加)(2/5~2/27)	3日	「オミクロン株による感染拡大に伴う今後の対応」(危機管理対策会議)		
			8日	濃厚接触者への抗原定性検査キットの無料配布事業開始		
			9日	感染拡大時療養施設開設(立飛:約300床) ※11/30日終了		
	10日	まん延防止等重点措置の全部変更公示(1県追加)(2/12~3/6)(1/19公示の1都12県も3/6まで延長)	10日	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」(2/14~3/6:都内全域)	10日	・「まん延防止等重点措置」該当 ・学校施設開放の中止
	18日	まん延防止等重点措置の全部変更公示(1/20で5県解除)(1道2府14県を3/6まで延長)	19日	医療機能強化型、高齢者等医療支援型、妊婦支援型の臨時医療施設を順次開設	14日	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給開始
3月	1日	1日の入国者総数の上限を引き上げ(3,500人→5,000人)。一定条件のもと、入国者の待機免除や待機期間短縮を実施	1日	都内の累計感染者数が100万人を超える		
	2日	国内の累計感染者数が500万人を超える				
	4日	まん延防止等重点措置の全部変更公示(3/6で13県解除)(1道1都2府14県を3/21まで延長)	4日	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」(3/7~3/21:都内全域)		
	14日	1日の入国者総数の上限を引き上げ(5,000人→7,000人)			14日	補正予算(第9回)可決・成立(令和4年第1回定例会)
	17日	まん延防止等重点措置の全部変更公示(3/21で措置終了)	17日	「リバウンド警戒期間における取組」(3/22~4/24)	15日	第30回武藏野桜まつりWEB開催
	21日	すべての地域でまん延防止等重点措置が解除			18日	市内の累計感染者数が1万人を超える
					21日	新型コロナウイルス感染症を理由として公共施設をキャンセルした場合の使用料全額還付の終了

	国など		東京都	武藏野市	
4月	10日	1日の入国者総数の上限引き上げ(7,000人→1万人)		1日	児童館の利用を市民に限定(4/1～6/30)
	13日	世界の累計感染者数が5億人を超える	18日 「東京版新型コロナ見守りサービス」(統合版)運用開始  21日 「リバウンド警戒期間における取組」の延長(4/25～5/22)  28日 高齢者・障害者施設感染対策専用相談窓口の設置及び即応支援チームの派遣開始		
	20日	ワクチンや治療薬の「緊急承認制度」を創設(薬機法改正)	18日 都内の累計感染者数が150万人を超える  20日 「5月23日以降の取組」(5/23～)	9日	令和4年度の青少年海外交流事業における派遣及び受入の中止決定  19日 補正予算(第1回)専決
	23日	基本的対処方針変更(屋外で会話がない場合のマスク着用を不要とする変更など)			
	24日	・体育の授業ではマスクを不要とするなど、学校におけるマスク着用について通知(文部科学省) ・外国人観光客の受入再開に向けた実証事業開始			
5月	1日	1日あたりの入国者総数の上限を引き上げ(1万人→2万人)		1日	「新型コロナウイルス感染防止のための武藏野市公共施設等の利用基準」改訂
	10日	感染リスクの低い国・地域から入国する添乗員付きのパッケージツアーに限定して外国人観光客の受入手続き再開(98か国・地域)	10日 「もっとTokyo」(都内観光促進事業)トライアル実施		
	11日	サッカーリーグで声出し応援再開			
6月					

	国など	東京都	武蔵野市	
6月	17日 内閣感染症危機管理庁の創設を決定		22日 挿正予算(第2回)可決・成立(令和4年第2回定例会)	
			29日 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給開始	
7月		1日 「東京iCDC所長」の職を設置し、健康危機管理体制を強化	1日 ·商店会活性出店支援金事業開始(令和4年度) ·武蔵野プールの利用制限(7/1~9/11)	
	10日 参議院議員選挙		6日 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年度課税情報を活用したブッシュ型給付)支給開始	
	15日 基本的対処方針変更(新たな行動制限は行わない方針が示される)		10日 参議院議員選挙投開票	
	17日 国内の累計感染者数が1,000万人を超える		21日 むさしのジャンボリーの次年度以降の再開に向けた準備事業開始	
	22日 濃厚接触者の待機期間縮小(7日→5日)			
	23日 1日あたり新規感染者20万人を超える			
	27日 WHO「新規感染者は日本が世界最多」と発表	27日 ·感染拡大時療養施設開設(高松:約130床) ※11月30日終了 ·都内の累計感染者数が200万人を超える	28日 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の子育て世帯分)支給開始	
	29日 都道府県の判断により「B.A.5対策強化宣言」を発出できる方針を公表	28日 1日あたりの新規感染者数が4万人を超える 【第7波ピーク】	29日 1日あたりの新規感染者数が過去最多の380人を記録 【第7波ピーク】	
8月		1日 新型コロナを疑う症状がある方への抗原定性検査キットの無料配布事業開始		

	国など	東京都	武藏野市	
8月	<p>19日 1日あたりの新規感染者数が26万人を超える【第7波ピーク】</p> <p>31日 抗原定性検査キットのインターネット販売開始</p>	<p>3日 「東京都陽性者登録センター」の開設(対象年齢を順次拡大)</p> <p>11日 都内の累計感染者数が250万人を超える</p> <p>12日 都内の1日あたりの死亡者数が過去最多の43人となる</p>	<p>3日 市内の累計感染者数が2万人を超える</p> <p>8日 「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」改訂(第4版)</p> <p>17日 自宅療養者支援センターから自宅療養者等に対する市の支援案内についてショートメッセージ送信開始</p> <p>25日 「武藏野市くらしと地域を守り育むための対応方針」策定・公表</p>	
9月	<p>2日 4県で保健所への発生届出対象者を限定化(全数届出の見直し)開始</p> <p>7日 ・陽性者の療養期間が短縮(10日→7日) ・陽性者について、症状軽快から24時間経過又は無症状の場合、必要最小限の外出が許容される ・外国人観光客の入国制限の見直し、入國者総数の引き上げ(2万人→5万人)</p> <p>8日 基本的対処方針変更、「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定</p> <p>13日 国内の累計感染者数が2,000万人を超える</p> <p>26日 全国一律で保健所への発生届出対象者を限定化(全数届出の見直し)</p>	<p>7日 都内の累計感染者数が300万人を超える</p> <p>8日 後遺症対応医療機関(402機関)を公開</p> <p>13日 「感染拡大防止の取組」(9/13~)</p> <p>26日 発生届出対象者を限定化(全数届出の見直し)</p>	<p>1日 開館時より延期をしていたむさしのエコreゾートの施設貸出を試行実施</p> <p>15日 ・補正予算(第3回)可決・成立(令和4年第3回定例会) ・市内保育施設等の感染症対策への支援を決定(対象期間:4/1～R5.3/31)</p> <p>27日 「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」改訂(第5版)</p> <p>28日 補正予算(第4回)可決・成立(令和4年第3回定例会)</p> <p>30日 水道料金・下水道使用料の支払い猶予の受付を終了</p>	

	国など		東京都	武蔵野市	
10月	11日	・入国者総数上限の撤廃、入国時検査の廃止など水際対策が大幅に緩和 ・全国旅行支援開始	20日 「東京都陽性者登録センター」の受付時間を24時間に拡大	6日	「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準」改訂
	13日	国・地方自治体・関係団体等と連携する「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」立ち上げ		23日	感染症に対応した緊急医療救護所の運営訓練実施
				31日	都が公表する市内感染者数等について、ホームページ上での情報更新を終了
				1日	・「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」改訂(第6版) ・中小企業者等特別支援金事業開始(令和4年度)
11月	17日	接触確認アプリ(COCOA)の機能停止	15日 1日あたりの新規感染者数が再び1万人を超える	22日 東京都市長会、都知事あてに要望書提出	
	18日	都道府県の判断により「医療ひつ迫防止対策強化宣言」又は「医療非常事態宣言」が発出できる方針を公表	17日 都モニタリング会議「第8波の入口に」警戒レベル引上げ		
	22日	軽症者にも使用できる飲み薬「ゾコーバ」を緊急承認			
	25日	基本的対処方針変更			
	29日	学校給食について、感染対策を講じたうえで「給食の時間の会話を可能」と通知	29日 都内の累計感染者数が350万人を超える		
12月	1日	国内の死亡者累計が5万人を超える	12日 「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の開設	2日 「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」改訂(給食時の黙食指導の緩和など) 20日 補正予算(第5回)可決・成立(令和4年第4回定例会)	
	2日	感染症法改正(感染症医療の提供を公的医療機関などに義務づけなど)			
	5日	新型コロナウイルス・インフルエンザを同時に検査する一般用検査薬を承認			
	29日	国内の1日あたりの死亡者数が過去最多の420人となる			
	30日	中国に渡航歴のある入国者について、入国時検査を開始			

## (2)ワクチン接種への対応

### 令和4年1月～12月の主な動き

	国・東京都	武蔵野市
1月	<p>13日 「初回接種完了から8か月以上の経過を待たず に新型コロナワクチンの追加接種を実施する場 合の考え方について(その2)」で、下記のとおり、 3回目接種の更なる前倒しに関する新たな考 方が示される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の一般高齢者は、2回目接種日 から6か月以上経過後に3回目接種が可 能であること</li> <li>・医療従事者等及び高齢者施設等の入所 者等並びに一般高齢者を除く18歳以上の方 は、2回目接種日から7か月経過後に3 回目接種が可能であること</li> </ul> <p>※新たに示された接種間隔での接種は3月 以降可能となるが、医療従事者や高齢者施 設等の入所者等への3回目接種について一 定の完了が見込まれた段階で、3月を待た ずに新たに示された接種間隔での接種が可 能とされた</p> <p>【都】東京都主催のワクチンチーム会議にお いて、現在の感染状況等を踏まえ、下記のとおり、 3回目接種の更なる前倒しに関する新たな考 方が示される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての接種対象者への接種について、3月 を待たずできるだけ早い時期に、接種間隔6 か月での接種開始を検討すること</li> </ul> <p>27日 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 実施に関する手引き(6.1版)」が示される</p> <p>28日 「高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サ ービス事業所の利用者及び従事者への新型コ ロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接 種)の速やかな実施について」で、早急に高齢</p>	<p>6日 武蔵野市新型コロナウイルスワクチン追加接 種実施計画(第1.1版)を策定 ・3回目・個別接種を実施する医療機関を対象 に、オンライン説明会を実施</p> <p>8日 高齢者施設入所者及び従事者への3回目接 種を順次開始</p> <p>19日 ・令和3年6月30日までに2回目接種した65歳 以上の方を対象に3回目接種の予約受付開 始。以降、前回接種からの接種間隔を満たす 対象者ごとに、都度予約受付を実施 ・予約サポートセンターを市役所、吉祥寺南町 コミュニティセンター、市民会館に開設。(1月 20日には、市内6か所の各在宅介護・地域包 括支援センターに開設) ※1月26日、2月2日の予約開始日も同様に開 設(1月27日、2月3日も同様に各在宅介護・ 地域包括支援センターに開設) ・令和3年12月21日に3回目用の接種券を発 送した令和3年7月中に2回目接種した18歳以 上の市民のうち、同年7月14日までに2回目接 種した方(約8,500人)を対象に、3回目接種の 接種間隔6か月への前倒しのお知らせを発送</p> <p>21日 集団接種および個別接種で3回目接種を開始</p> <p>22日 医療従事者高齢者施設従事者、通所サービ ス事業所の従事者への3回目・集団接種を実 施(23日、27日、28日、29日、30日)</p> <p>23日 高齢者通所サービス事業所利用者への3回目 ・集団接種を実施(23日、24日)</p> <p>25日 令和3年8月末までに2回目接種した市民(約 28,000人)に、3回目接種用の接種券を発 送。以降、2回目接種から5か月後の月の下旬 に順次接種券を発送</p> <p>26日 令和3年7月14日までに2回目接種した65歳 以上の方および、令和3年6月14日までに2回 目接種した18～64歳の方を対象に、3回目接 種の予約受付開始。以降、接種対象者の予約 を順次受付</p> <p>28日 基礎疾患のある方、妊婦及びその同居のパート ナーを対象に優先予約を実施。市コールセンタ ーのみで受付開始(以降も各予約開始日の前 日に先行予約の受付を実施)</p>

国・東京都		武藏野市	
1月	者施設等の入所者等への接種体制の構築を進めるよう示される	29日	高齢者および障害者通所サービス事業所従事者への3回目・集団接種を実施
		31日	障害者施設入所者及び従事者への3回目接種を順次開始
2月	8日 ・「障害福祉サービス事業者等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について」で、積極的な3回目接種の実施について検討するよう示される ・「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について」で、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員への接種を円滑かつ迅速に進めてほしい旨が示される	4日	1・2回目接種時に郵送申請で予約・接種した高齢者を対象に接種券に郵送申請書を同封して発送。申請のあった方へ集団接種日を割り当て、集団接種予約通知書を発送※締め切り後も申請を受け付け、順次予約通知書を発送
		5日	市内保育所、幼稚園及び認定子ども園の従事者を対象に、3回目・集団接種を開始
		7日	市内6医療機関で実施している1・2回目接種について、各医療機関で感染拡大に伴うPCR検査や3回目接種対応により2月以降、特に繁忙が見込まれることから、一部医療機関に加えて、集団接種の予約受付再開(2月19日以降、3週間に1回程度実施)
	9日 ・「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について(その2)」で、消防職員及び消防団員の追加接種の推進を図るよう示される ・「保護施設等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について」で、保護施設等の従事者等に対する積極的な追加接種について検討するよう示される		
		10日	障害者通所サービス事業所利用者を対象に、3回目・集団接種を実施(19日、25日)
	10日 厚生労働省厚生科学審議会で小児用のファイザー社製ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務規定を除外すること等について、妥当である旨の答申が示される		
		15日	「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接種)に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」で、高齢者施設等の入所者等への接種について、希望する方への追加接種を2月末までに確実に完了できるよう最大限の努力をするよう示される
	21日 ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、小児用のファイザー社製ワクチンを用いた5～11歳への接種を実施することが示される	21日	3回目・集団接種における当日予約の受付開始(午後2時30分～5時30分の接種の予約を、接種日当日の午後1時まで予約を受け付ける)

	国・東京都	武蔵野市
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」で、妊娠中の者については、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすること及び、12歳未満の者については対象としないことが示される</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第7版)」が示される</li> </ul>	<p>25日 小児接種開始に伴い、5～11歳の市民(約8,500人)を対象に、小児接種用の接種券を発送</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>25日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、3回目接種の接種対象者を18歳以上から12歳以上に変更する(12～17歳の者が接種できるのは、ファイザー社製ワクチンのみ)旨が示される</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第7.1版)」が示される</li> </ul> </li> </ul>	<p>1日 小児接種の開始に向け、市と市医師会は急を要する副反応等による救急受入について、武蔵野赤十字病院と協定を締結(3月8日に協定締結式を実施)</p> <p>4日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児(5～11歳)を対象に、集団接種の予約受付開始。基礎疾患のある小児を対象に、予約開始日の午前8時30分から市コールセンターのみで先行予約の受付を開始</li> <li>・武蔵野市新型コロナウイルスワクチン追加接種実施計画(第2版)および武蔵野市新型コロナウイルスワクチン小児接種実施計画(第2版)を策定</li> </ul> </p> <p>7日 3回目・集団接種において、各日40名限定で予約なしでの接種を開始</p> <p>8日 小児(5～11)を対象に、個別接種の予約受付開始</p> <p>9日 令和3年9月末までに2回目接種した65歳以上の方のうち、未接種者かつ未予約の方(約3,600名)を対象に、集団接種郵送申請書を送付。そのうち、申請のあった390人に接種日を割り当て、集団接種予約通知を発送</p> <p>11日 集団接種および個別接種で小児(5～11歳)接種を開始</p> <p>16日 吉祥寺地域を中心に停電が発生したことに伴い、当該地域で個別接種を実施する医療機関の一部でワクチン保管庫内の温度上昇が許容範囲を超えた恐れが出たことから、許容範囲を超えた可能性があるワクチンはすべて廃棄し、市で保管しているワクチンを新たに医療機関に配送する対応を実施(3月17日、18日)</p> <p>18日 中央高架下公園(御殿山2丁目)でホームレスの方への接種勧奨として、案内チラシを配布</p> <p>30日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目接種の対象年齢が引き下げられたことを受け、令和3年10月31までに2回目接種した12～17歳の市民(約4,100人)を対象に、3回目用の接種券を発送</li> <li>・令和3年9月末までに2回目接種し、3回目接種が未接種者かつ未予約の18歳以上の市内在住外国人の方766人へ、やさしい日本語で勧奨通知を送付</li> </ul> </p>

	国・東京都	武藏野市
4月	<p>22日 ファイザー社製ワクチンの-90℃～60℃での有効期間が9か月から12か月に延長される</p> <p>27日 「第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で、4回目接種の実施が了承される(4回目接種の概要が示される)</p> <p>28日 「第13回自治体向け説明会」で、4回目接種の概要が示される           <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目接種日からの接種間隔は最短5か月</li> <li>・接種対象者は、60歳以上の者および、18歳以上59歳以下のうち、基礎疾患有するもの、その他重症化リスクが高いと医師が認める者(努力義務規定は、60歳以上の者のみに適応)</li> <li>・過去の接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチン)を用いることが適当であること</li> <li>・4回目接種開始日は5月下旬の予定であること</li> <li>・接種券は4月28日以降、接種時期を踏まえて順次発送すること(18歳以上59歳以下の基礎疾患有する者等に対する接種券発行の考え方については、地域の実情に応じて、柔軟に発行方法を検討することとして差し支えないこと)</li> <li>・接種にかかる費用は、引き続き国が全額を負担すること</li> </ul> </p>	<p>1日 ・3回目・個別接種について、接種対象者が若い世代に移行すること等を踏まえ、市内約50医療機関において、かかりつけ等に関係なくどなたでも接種でき、かつ市インターネット予約システムから予約ができるよう、運用を変更</p> <p>・3回目・集団接種における夜間接種(全ての接種会場で平日は午後8時まで)を開始</p> <p>・平日に加え、土・日曜、祝日も市コールセンターを開設(4・5月中限定)</p> <p>5日 小児(5～11歳)を対象に、集団接種の予約受付開始</p> <p>8日 ・3回目・集団接種において、各日40名限定で予約なしでの接種開始</p> <p>・武藏野市新型コロナワイルスワクチン小児接種実施計画(第2.1版)を策定</p> <p>21日 小児(5～11歳)を対象に集団接種を実施 ※5月22日以降は個別接種のみ実施</p>
5月		<p>13日 3回目接種を実施する市内2医療機関において、冷蔵保管期限を超過した間違い接種の事案が発覚したこと、および再発防止策等について、市ホームページに公表 ※その後、原因調査中であった1医療機関で再度調査を実施したところ、間違い接種には該当しないことが判明</p>

	国・東京都	武藏野市
5月	19日 「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について」で、現時点で想定される内容が示される	16日 ·市コールセンターの電話番号をナビダイヤルから固定電話の番号に変更 ·1月15日までに3回目接種し、4回目接種を希望する18~59歳の基礎疾患を有する方等からの4回目用の接種券発行申請の受付開始。以降、対象者となり、接種を希望する方からの接種券発行申請を順次受付
	20日 「障害者支援施設等及び精神科病院における新型コロナワクチンの4回目接種について」で、現時点で想定される内容が示される	20日 1月15日までに3回目接種した60歳以上の方(約550人)を対象に、4回目用の接種券を発送。以降、対象へ順次接種券を発送。 また、3回目接種時に郵送申請で予約・接種した高齢者を対象に接種券に郵送申請書を同封して発送。申請のあった方へ集団接種日を割り当て、集団接種予約通知書を発送 ※締め切り後も申請を受け付け、順次予約通知書を発送
	25日 ·「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、下記2点が示される ·1・2回目接種および3回目接種で使用するワクチンに武田社ワクチン(ノババックス)を加えること(接種対象者:18歳以上の者) ·4回目接種で使用するワクチンをファイザー社製ワクチンとモデルナ社製ワクチンとし、その接種対象者を18歳以上の者とすること(18歳以上60歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者に限る) ·「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、下記2点が示される。 ·1・2回目接種および3回目接種で使用するワクチンに武田社ワクチン(ノババックス)を加えること(接種対象者:18歳以上の者) ·全ての接種対象者について、3回目接種の接種間隔を6か月から5か月に変更すること ※武田社ワクチン(ノババックス)の3回目接種の接種間隔は6か月 ·「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」で、12歳以上60歳未満で3回接種済の者については、努力義務の対象としないことが示される ·「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第8版)」が示される	27日 ·1月15日までに3回目接種し、4回目用の接種券をお持ちの方を対象に、4回目・集団接種の予約受付開始。以降、順次予約受付を実施 ·3回目の接種間隔が6か月から5か月に変更されたことを受け、1月中に2回目接種した12歳以上の方(約270人)に3回目用の接種券を前倒して発送。接種券が届き次第、3回目接種の予約が可能
	30日 18歳以上の都内在住・在勤・在学者を対象に、東京都大規模接種会場において、武田社ワクチン(ノババックス)を使用した1~3回目接種を開始	28日 4回目用の接種券を持つ方を対象に、4回目・集団接種を開始
6月	13日 ·自衛隊東京大規模接種会場での4回目接種開始(予約受付開始は6月6日から) ·「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第8.1版)」が示される	2日 4回目・個別接種を実施する医療機関を対象に、オンライン説明会を実施
		13日 武藏野市新型コロナウイルスワクチン第二期追加接種実施計画(第1版)を策定

	国・東京都	武藏野市
6月		<p>15日 市内約60医療機関で、4回目・個別接種の予約受付開始。以降、順次予約受付を実施 ・予約サポートセンターを市役所、吉祥寺南町コミュニティセンター、市民会館に開設(6月16日には、市内6か所の各在宅介護・地域包括支援センターに開設) ※22日、29日の予約開始日も同様に開設(1月20日、27日も同様に各在宅介護・地域包括支援センターに開設)</p> <p>21日 市内約60医療機関で、4回目・個別接種開始</p>
7月	<p>14日 岸田首相が重症化リスクの高い方が集まる医療機関・高齢者施設等の従事者を4回目接種の対象とする方針を発表。詳細については、22日に開催される厚生科学審議会に諮るとの方針が示された</p> <p>21日 自衛隊東京大規模接種会場での3・4回目接種継続(7月31日終了予定だった自衛隊大規模接種会場の運営を9月30日まで継続)</p> <p>22日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、下記2点が示される               <ul style="list-style-type: none"> <li>・武田社ワクチン(ノババックス)の1・2回目接種の接種対象者を18歳以上から12歳以上に変更すること</li> <li>・4回目接種の対象に、新たに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を追加すること</li> </ul> </li> <li>・「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」で、オミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種を実施する場合、速やかつ円滑に接種を開始するための準備を始めるとともに、関係機関等へ周知するよう示される</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(8.2版)」が示される</li> <li>・「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」で、同日より18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種の実施を可能とする旨が示される</li> </ul> </p>	<p>1日 4回目接種を実施している集団接種会場において、3回目接種および3・4回目の予約なし接種も併せて実施</p> <p>15日 2月末までに3回目接種した65歳以上の方のうち、未接種者かつ未予約の方(約9,000人)を対象に、集団接種郵送申請書を送付。そのうち、申請のあった方に接種日を割り当て、集団接種予約通知を発送</p> <p>20日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設入所者及び従事者への4回目接種を開始</li> <li>・電子申請および市コールセンターで、新たに拡大された接種対象者(医療従事者等)からの接種券発行申請の受け付けを開始</li> <li>・若年層のワクチン接種を推進することを目的に東京都と連携して、吉祥寺駅北口周辺で3回目接種推進キャンペーンを実施。20日、21日には吉祥寺駅周辺でチラシを配布、22日には商工会館で予約なし接種を実施し、都民245人(市民95人を含む)が接種</li> </ul> </p>
8月	1日 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(8.3版)」が示される	7日 夏休み期間中に接種ができるよう、小児(5~11歳)を対象に、1・2回目の集団接種を吉祥寺南町コミセンで急遽実施。(8月3日から周知開始)

	国・東京都	武藏野市
8月	8日 8月8日に開催された「第34回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で、オミクロン株対応2価ワクチンの接種および小児接種における努力義務の適用などについての議論を踏まえ、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制について(その2)」で接種対象者は、初回接種を完了した全ての住民を想定していること、接種開始時期は令和4年10月半ば以降を予定していること、ワクチンの種類はオミクロン株(BA.1)と従来型に対応した2価ワクチンの使用を想定していること、その他供給、予算、接種券の発送準備、事務運用について方針が示される  9日 「第15回自治体向け説明会」で、4回目接種の概要が示される  19日 ファイザー社製ワクチン(12歳以上用)の-90℃～-60℃での有効期間が12か月から15か月に延長される	
9月	2日 9月2日に開催された「第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」における、接種時期、接種対象者等についての議論を踏まえ、下記2点について示される ①「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その3)」で、8月8日付け事務連絡に加え、対象者ごとの接種開始時期などについて示される。 ・9月半ば過ぎから前倒しで配送されるオミクロン株対応2価ワクチンは、まずは4回目接種対象者のうち4回目接種を未実施の者を対象に接種すること ・4回目接種の一定の完了が見込まれた後に社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別などの接種へ移行すること ・上記以外で初回接種を完了した全ての者は、引き続き10月半ばに接種を開始すること ②「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」で、今後、乳幼児への接種を行うこととされた場合に速やかに接種を開始することができるよう、関係機関への周知と接種体制確保に係る協議を行うよう示される  6日 ・「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、第1期追加接種の実施方法が示される ・「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」で、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすることが示される ・9月2日に開催された「第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の議論を踏まえ、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、	
	5日 令和4年4月末までに2回目接種した小児(約1,000人)を対象に3回目用の接種券を発送。以降、対象者へ順次接種券を発送	
	7日 市内7医療機関で小児(5～11歳)の3回目接種を開始	
	10日 集団接種で小児(5～11歳)の3回目接種を開始	

	国・東京都	武藏野市
9月	<p>小児(5~11歳)を3回目接種の対象とすることが示され、6日より小児3回目接種の実施が可能となる旨が示される ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(9版)」が示される</p> <p>14日 9月14日に開催された「第37回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、オミクロン株対応2価ワクチン接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承されるとともに、その対象者、接種間隔等についても方針がとりまとめられたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その4)」で、接種間隔や使用ワクチンごとの対象年齢、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間の延長などについて示される</p> <p>16日 ・「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」で、60歳未満の4回目接種対象者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすることが示される ・「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、令和4年秋開始接種の実施方法が示される ・「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、下記について示される ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間を令和5年3月31日までに延長すること ・ファイザー社製(12歳以上)、モデルナ社製(18歳以上)のワクチンを使用すること ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(10版)」が示される</p>	<p>13日 武藏野市新型コロナウイルスワクチン小児接種実施計画(第2版)を策定</p> <p>15日 オミクロン株対応2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種の開始に伴い、接種券を一斉発送するため、18~59歳基礎疾患のある方、医療従事者等からの4回目用の接種券発行申請受付を停止</p> <p>17日 武田社(ノババックス)ワクチンを使用した3回目・集団接種を開始</p> <p>20日 ・60歳以上で4回目未接種者(約5,100人)を対象に接種勧奨案内を発送 ・4回目接種未接種で令和4年秋開始接種の対象者となる方を対象に、集団接種の予約受付を開始。以降、同対象者へ順次予約受付を実施</p> <p>22日 ・5月末までに最終接種した12歳以上の方(約48,000人)を対象に、令和4年秋開始接種用の接種券を発送。以降、対象者へ順次接種券を発送。なお、4回目接種時に郵送申請で予約・接種した高齢者には、接種券発送時にあらかじめ郵送申請書を同封して発送 ・令和4年秋開始接種を実施する市内約60医療機関を対象に、オンライン説明会を実施</p> <p>24日 集団接種でオミクロン株対応2価ワクチン接種を開始</p> <p>27日 4回目接種未接種で令和4年秋開始接種の対象者となる方に加え、保育従事者および小学校教員等を対象に、集団接種の予約受付を開始</p> <p>30日 令和4年秋開始接種の対象となる12歳以上の方の予約受付を開始。以降、接種対象となる方の予約受付を順次実施</p>
		3日 市内60医療機関で令和4年秋開始接種の個別接種の予約受付を開始
		5日 市内約60医療機関でオミクロン株対応2価ワクチン接種を順次開始

	国・東京都	武藏野市
10月	6日 「従来の新型コロナワクチンによる初回接種の早期実施について」で、国からの従来型ワクチンの供給が終了するため、特例臨時接種の実施期間である令和5年3月31日までの間に希望するすべての12歳以上の方が初回接種を完了できるよう接種体制の整備および住民への働きかけについて示される	
	7日 <ul style="list-style-type: none"> <li>「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その5)」で、ファイザー社製のオミクロン株対応2価ワクチンについて、10月13日以降、「BA.1対応型」から「BA.4-5対応型」へ切り替えて接種することが可能になる予定などが示される</li> <li>10月7日に開催された「第38回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、乳幼児に対する接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承されたことを受け、「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について(その2)」で、10月24日以降、接種が可能となるなど、乳幼児初回接種の方針及び準備に当たつて留意すべき事項が示される</li> </ul>	8日 1・2回目接種において、武田社(ノババックス)ワクチンの使用を開始
	13日 <ul style="list-style-type: none"> <li>「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、下記内容が示される <ul style="list-style-type: none"> <li>アストラゼネカ社製ワクチンが、新型コロナ予防接種に使用するワクチンから削除された</li> <li>「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンから、アストラゼネカ社製ワクチンを削除すること、ファイザー社製ワクチンを令和4年秋開始接種において使用するワクチンに加え、接種対象年齢を12歳以上とする旨が示される</li> <li>「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(11版)」が示される</li> </ul> </li> </ul>	
	14日 【都】東京都大規模接種会場(行幸地下ワクチン接種センター、立川南ワクチン接種センター)で、新型コロナワクチンと高齢者インフルエンザワクチンの同時接種が可能となった	19日 集団接種において、ファイザー社製のオミクロン対応2価ワクチンを「BA.1対応型」から「BA.4-5対応型」に切り替えて接種を開始
	20日 10月20日に開催された「第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、オミクロン株対応2価ワクチン接種を行う場合の最終の接種からの間隔を現行の「5か月以上」から「3か月以上」に短縮することが了承されたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その6)」で、10月21日以降、初回接種を完了した12歳以上の者であり、最終の接種から「3か月以上」経過した者を対象とすること等について示される	21日 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年秋開始接種の接種間隔が短縮されたことを受け、10月末までの予約枠の空き状況を鑑み、接種間隔3か月で予約受付を開始</li> <li>金曜日に実施する集団接種において、午後8時までの夜間接種を開始</li> </ul>
		22日 最終の接種日から3か月の接種間隔で接種を開始

		国・東京都	武藏野市
10月	21日	・「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、オミクロン株対応2価ワクチン接種は、最終の接種から最短3か月で接種が可能となる旨が示される。 ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(12版)」が示される	
	24日	「生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について」で、希望する保護者が必要な情報を取得できるように情報提供するよう示される	
	25日	「高齢者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について」で、重症化リスクが高い高齢者施設等の入所者等に対し速やかに接種が行われるよう、接種体制の構築等について示される	28日 高齢者を対象とした予約サポートセンターを吉祥寺南町コミュニティセンター、市役所、市民会館に開設 ※11月2日、4日の予約開始日も同様に開設
11月	7日	・11月2日に開催された「第40回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、下記の方針が示される ・オミクロン株(BA.4-5)に対応したモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンの接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置付けることが了承されること ・武田社(ノババックス)ワクチンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けること ・「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その7)」で、モデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5対応型)は、11月28日より接種を開始することとすることが示される。 ・「武田社ワクチン(ノババックス)の4回目以降の接種実施について」および8日付け「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、11月8日より、武田社(ノババックス)ワクチンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けて接種を開始することが示される	1日 ・市と市医師会は、急を要する副反応等による救急受入(全世代対象)について、武藏野赤十字病院と協定を締結 ・個別接種では順次、ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチンを「BA.1対応型」から「BA.4-5対応型」に切り替えて接種  4日 生後6か月～4歳の乳幼児(約5,000人)に、初回接種分(3回目接種分)の接種券を一斉発送  7日 武藏野市新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種実施計画(第1版)および武藏野市新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種実施計画(第1版)を策定
	8日	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、下記のとおり示される ・11月8日より、武田社(ノババックス)ワクチ	8日 市内6医療機関で、乳幼児接種の予約・接種を順次開始

	国・東京都	武藏野市
11月	<p>ンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けて接種を開始すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月28日より、18歳以上の方を対象に、オミクロン株(BA.4-5)に対応したモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンの接種を開始すること</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(13版)」が示される</li> </ul> <p>10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について(再周知)」で、各接種会場において、接種後にアナフィラキシーが生じた場合の適切に対応できる体制および管内の医療機関に注意喚起を行う旨が示される</li> <li>・接種希望者が年内に接種を受けられるよう、接種会場の予約状況を踏まえ、適時適切に接種枠を拡大していくよう示される</li> </ul>	<p>10日 高齢者施設入所者及び従事者へのオミクロン株対応2価ワクチン接種を順次開始</p> <p>13日 モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン「BA.4-5対応型」を使用した集団接種を開始</p> <p>14日 障害者施設入所者及び従事者へのオミクロン株対応2価ワクチン接種を開始</p> <p>16日 オミクロン株対応2価ワクチンの集団接種会場で予約なし接種を開始</p> <p>17日 集団接種会場で、武田社(ノババックス)ワクチン接種(3～5回目)を開始</p>
12月	<p>14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月13日に開催された「第42回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において(以下「第42回分科会」という)、モデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン接種の接種対象年齢を「18歳以上」から「12歳以上」に拡大することが了承されたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その8)」(12月13日付け)、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、速やかに必要な通知改正を行い、12月14日より適用を開始すること等について示される</li> <li>・「今後の新型コロナワクチン接種について」で、第42回分科会において、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について検討を開始されたことが示される</li> </ul> <p>16日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(13.2版)」が示される</li> <li>・ファイザー社製ワクチン(12歳以上用、2価:起源株／オミクロン株、5～11歳用、6か月～4歳用)の有効期間は18か月、モデルナ社製ワクチンは9か月として取り扱うことが示される</li> </ul>	

## **4 武藏野市の対応(分野別)**

---

### **(1) 対策本部、全体的事項**

#### **－令和4年の主な動き－**

令和2年1月31日付けで設置した「武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部」は、令和4年中も継続して設置し、東京都にまん延防止等重点措置が適用された際や、国・東京都の対応方針の変更等に伴う市の施設や事業等の対応について協議や情報共有を行った。令和4年12月31日までに、計109回（令和4年中は21回）の対策本部会議を開催した。

令和4年9月26日には、感染症法に定める発生届出の対象者を限定する取扱いの変更（全数届出の見直し）が全国一律で適用された。この変更の趣旨を踏まえ、市職員や市が管理者である施設等で感染者が発生した場合の公表基準である「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」を改訂し、公表の対象を「不特定多数の方が利用する施設の閉館や窓口業務の閉鎖など市民生活に影響がある場合又は市が公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められる場合」に変更した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナへの侵攻が長期化していることに伴う様々な影響が市民や事業者に広く及んでいる状況も踏まえ、市民生活支援、事業者支援、ワクチン接種の推進など、様々な課題に対応していくため、令和4年度予算を「誰もが安心して暮らし続けられるまちへ くらしと地域を守り育む予算」と位置づけるとともに、1月から12月までに計6回の補正予算案を編成した（令和4年度としては、計6回の補正）。



新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 【対策本部、全体的事項】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部	「武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年）」に基づき、令和2年1月31日に対策本部を設置し、対策本部会議を開催。事務局は安全対策課・健康課。	令和2年から継続	対策本部会議第89回～109回を開催（合計21回）。ワクチン接種推進本部会議と併催とした。	—	安全対策課
2	武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部経済対策等調査部会	本市における経済対策等の総合調整を図るため、新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、令和2年度に部会を設置した。第5回部会を令和4年度に開催し、令和4年度における支援策について協議した。事務局は、企画調整課。	6月24日	本市における経済・生活支援等の総合調整を行い、対応方針の協議及びとりまとめを行った。	—	企画調整課
3	「武蔵野市くらしと地域を守り育むための対応方針」策定・公表	新型コロナウイルス感染症の第7波が拡がっていることに加え、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響を受けている状況を踏まえ、くらしと地域を守り育むための対応方針を策定・公表した。 (1)市民のいのちを守るための感染症対策、 (2)くらしと地域の活力につなげるための支援策、(3)市民生活を支える事業者等への支援策	8月25日	対応方針に基づき、総額20億2,277万円の事業を推進した。	—	企画調整課
4	東京都知事と区市町村長との意見交換の実施	各区市町村における取組や課題等を各首長が都知事へ説明を行った。	10月18日（オンライン）	都知事へ次の点について要望した。 ・多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターに、武蔵野市の感染症対策を担う体制を整備	—	秘書広報課 (秘書担当)
5	東京都市長会から都知事への要望書提出等	新型コロナウイルス感染症への対応や、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、東京都市長会で都知事へ要望書を提出了。	11月22日	—	—	秘書広報課 (秘書担当)
6	全国市長会からの要望書提出等	新型コロナウイルスワクチン接種等に関して、全国市長会で要望書の提出等を行った。	2月15日、5月20日、10月7日	—	—	秘書広報課 (秘書担当)
7	市民からの問い合わせ対応（市民活動推進課）	電話・Eメール・投書等で寄せられた、問い合わせやご意見を、市長への手紙や相談カードとして扱った。	令和2年から継続	12月31日現在 2,191件 主な内容 ワクチン接種（予約等）、公共施設等の対応	—	市民活動推進課
8	市民からの問い合わせ対応（安全対策課）	電話、ホームページ、市長への手紙等による問い合わせの対応を行った。	令和2年から継続	ホームページへの問い合わせ10件 市長への手紙11件	—	安全対策課
9	「令和3年版 新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書」の作成	令和3年1月から12月までの期間における、新型コロナウイルス感染症に対する市の様々な対応について記録し、今後の対策に反映させるための課題抽出のため、報告書を作成した。	5月発行	府内、関係団体に送付するとともに、市ホームページに公開	—	安全対策課
10	「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改訂	市職員や市が管理者である施設等で感染者が発生した場合の公表基準について定めた「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」を改訂した。11月の改訂では、発生届出対象者を限定する全国一律の取扱い変更（全数届出の見直し）の趣旨を踏まえ、公表の対象を「市が管理者である施設等で感染者が発生した場合のうち、不特定多数の方が利用する施設の閉館や窓口業務の閉鎖など市民生活に影響がある場合又は市が公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められる場合」とするなど、大幅に変更をした。	8月8日(第4版) 9月27日(第5版) 11月1日(第6版)	市ホームページに掲載	当該基準に基づき、市職員や市施設等で陽性判明者が確認された場合に、各所管において市ホームページによる公表を行ってきたが、令和4年の爆発的な感染拡大時は、公表に伴う事務負担が過大となった。	安全対策課
11	コロナ対策やPCR検査関係における窓口・電話・調査対応（健康課）	各種問い合わせに関する案内ガイダンスを実施。	令和2年から継続	感染者数が増加する時期に連動して問い合わせ件数が増加。ワクチン接種やPCR検査など多数の電話対応あり。 市長への手紙（要望書含む）60件、ホームページからの問い合わせ対応81件	窓口・電話対応に関しては随時、全府的に情報共有を行う必要がある。	健康課

## (2)情報発信等

### －令和4年の主な動き－

令和4年は、緊急事態宣言の発出は実施されなかったものの、1月から3月にかけては、東京都全域を対象としたまん延防止等重点措置の適用と、その期間延長が続いた。本市においては、武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部における市の施設や事業等の対応など、決定した事項を都度速やかに公表するよう努めた。

市内の新規感染者数情報の市公式ホームページへの掲載については、東京都からの情報提供に基づき、令和2年4月1日以降、毎日（平日）情報更新を継続してきたが、令和4年9月の発生届出対象者の限定化に伴い感染者全体の人数が把握できなくなったことを受け、「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」を改訂（令和4年11月）し、10月31日をもって新たな情報更新は終了した。

11月にリニューアルを行った新たな市公式ホームページにおいては、トップページにワクチン接種関連情報を含む新型コロナウイルス感染症情報をより分かりやすく表示するよう変更した。



リニューアル後の市公式ホームページ

武藏野市内の患者の発生状況

【令和4年11月1日更新】武藏野市内の患者の発生状況

ページ番号1028237 | 公開日 2022年11月1日

最新情報からのお伝えを受けて、翌日の午前10時頃を基準に発表日を更新します。

令和4年10月26日現在、発生届出の感染者が656例以上があり、入院を要する方も、重症化リスクあり治療等が必要な方も、持続的に発生しています。この発表では、原則としてページに登録をする患者数についても、発生届で記載された患者数のみの掲載となります。また、平日午前10時を基準に最新のコロナワクチン接種情報を掲載することで、より正確な情報が得られるよう努めています。

● 令和4年10月26日現在、発生届出の感染者が656例以上あります。入院を要する方も、重症化リスクあり治療等が必要な方も、持続的に発生しています。

● 患者数は、原則として登録される患者数のみを記載します。また、平日午前10時を基準に最新のコロナワクチン接種情報を掲載します。

● 開示期間：二週間、日付日及び休日は除く形になります。

● 説明欄の内容、今後の運営状況により、変動する可能性があります。

● 発生届出の発表にかかる時間は、発生届出の合計件数によって異なります。

● 武藏野市保健福祉局ホームページ（リンク）

令和4年10月分

・新たに発生した患者数は、発生届で記載された患者数のみの発表です。令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症検査で陽性が確認されたかぎり、発生届出が参考の入院は含まれていません。

（A）発症の患者数の内訳

発症日	新たに発生した患者数	これまでの累計患者数	退院等人数(既回復)	現在の患者数	入院中	自宅療養(A)	自宅療養(B)	調査中
10月31日	7	28441	28366	75	33	3	32	7
10月30日	11	28434	28360	74	32	3	28	11
10月29日	4	28423	28351	72	33	2	33	4
10月28日	5	28419	28348	71	31	2	33	5
10月27日	2	28414	28336	70	34	30	9	

市公式ホームページにおける  
市内感染者数の情報更新

**【情報発信等】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信	まん延防止等重点措置に伴い、ホームページにて市長によるメッセージを発信した。	1月21日	—	—	秘書広報課 (秘書担当)
2	市ホームページ「総合案内トップページ」を開設	新型コロナウイルスワクチン接種の情報を求めて市ホームページを訪れる方が増加したため、市ホームページに「総合案内トップページ」を新たに設け、閲覧開始の早い段階で、ワクチンに関する情報にアクセスできるように改善した。	令和3年度から継続～令和4年10月30日	10月30日まで総合案内ページを開設し、取り組みを継続した。	—	秘書広報課 (広報担当)
3	「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問」を市ホームページに掲載	よくある質問及び回答をとりまとめ、ホームページに掲載、随時更新を行った。	令和2年から継続	65件掲載	—	市民活動推進課
4	MIAホームページでの外国人向け新型コロナウイルス関連情報を掲載	注意喚起、ワクチンパスポート情報、ワクチン接種情報など（やさしい日本語、英語、中国語）	令和2年から随時	—	—	多文化共生・交流課
5	感染防止に関する啓発・注意喚起の広報活動	横断幕（駅前、商店会、市庁舎前）の掲出、注意喚起放送の実施（商店会、ホワイトイーグル車外放送）、むさしの防災・安全メールの発信を実施。	令和2年から継続	横断幕：吉祥寺駅（北口・南口）、三鷹駅（北口）、武蔵境駅（北口・南口） 吉祥寺地域の商店街（ダイヤ街・サンロード）、市役所庁舎東側放送：吉祥寺地域の商店会、ホワイトイーグル車外放送 むさしの防災・安全メール：22回配信（LINE等のSNSにも連動して配信）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、より効果的に伝えるための方法等の検討	安全対策課
6	市内の感染者数の公表・更新	東京都が公表する市区町村別の感染者数について、市ホームページに掲載し、平日は毎日更新を行った。9月26日以降は、発生届出対象者を限定する全国一律の取扱い変更に伴い、週報（年代別・性別）の更新を終了。また、市内の感染者数の公表についても、「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改訂（11月1日改訂・第6版）に伴い、10月31日時点の情報更新をもって終了した。	令和2年から継続 10月31日更新終了	平日毎朝更新を実施	—	安全対策課
7	市内各医療機関におけるPCR検査等実施及び検査可能な市内医療機関等の情報の広報	市内の各医療機関（武蔵野市医師会加盟）でPCR検査又は抗原検査を実施している。 武蔵野市医師会で公表しているPCR検査等可能な医療機関等について、市公式ホームページ・市報で周知を図る。	令和2年から継続	PCR検査等可能医療機関（市内）：67施設 (R4.12.31時点) 検査件数：48,700件 陽性者数：21,463件 ※2、3次救急医療機関を除く	—	健康課

### (3)市民生活支援

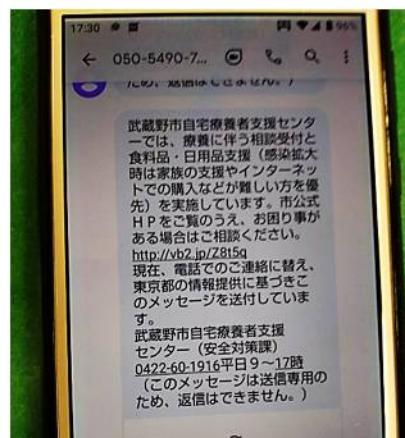
#### －令和4年の主な動き－

約3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、令和4年2月には、ロシアによるウクライナへの侵攻が開始され、令和5年3月現在も事態は収束しておらず、長期化するにつれ、原油や原材料価格の高騰等に伴う物価上昇<sup>1</sup>が引き起こるなど市民生活へ直結する問題となっている。

本市では、令和3年に実施した「武蔵野市くらし地域応援券事業」<sup>2</sup>を令和4年においても第2弾として実施した。応援券の使用率は93%、取扱加盟店による換金額は7億5千万円を超えるなど、いずれも第1弾の実績を上回る結果となった。

令和4年に感染が拡大したオミクロン株は、それ以前のウイルスと比較して感染力は非常に高い一方、軽症者が多いという特徴があった。それに伴い、爆発的な感染拡大により、入院や宿泊療養施設に移行できずに自宅で療養する患者が急増する結果となった。本市では、前年に引き続き「武蔵野市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター」にて自宅療養者等に対する食料品や日用品の支援、安否確認、療養に伴う相談の受付等を継続した。また、東京都から提供される自宅療養者等についての情報をもとに、当該センターから市の支援案内の電話連絡を継続したが、感染が非常に拡大した時期は、運営を担う防災安全部職員のみでは対応が難しくなり、全庁体制にて実施した。7月から8月にかけた第7波と呼ばれる感染拡大期には、1日に東京都から提供される新たな自宅療養者等の情報は300件を超える日が続いた。こうした状況を受け、8月中旬には、市の支援案内の電話連絡に替え、ショートメッセージを活用して必要な案内を速やかに一斉送付できる方法に変更し、支援を継続した。自宅療養者に対する支援については、東京都と同様の支援を重複して実施していることや、同じ都内の自治体においても支援実施の有無や支援内容が異なるなど、広域の視点において課題がある。

ショートメッセージによる自宅療養者への市の支援案内



<sup>1</sup> 令和4年12月には前年同月比で消費者物価指数（変動の大きい生鮮食品を除く）は4%上昇した。昭和56年の第2次石油危機以来の上昇率となった。

<sup>2</sup> 取扱加盟店で使える税込1,000円ごとに1枚使える500円割引券を11枚1セットとして住民登録のある市民に全員に配布する事業

## 【市民生活支援】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	参議院議員選挙における特例郵便等投票の実施	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律の施行によって、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、郵便で投票ができるようになった。	6月23日～7月6日	5件	—	選挙管理委員会事務局
2	参議院議員選挙投票事務学生アルバイトの積極的な活用	期日前投票事務・当日投票事務に従事する学生アルバイトを募集し、積極的に活用した。	5月12日～7月10日	当日投票事務応募者133名、期日前投票事務応募者21名	—	選挙管理委員会事務局
3	個人市民税の申告期限の取扱変更及び法人市民税の申告期限・納期限の延長	法人市民税の申告期限・納期限を申告日まで延長する。	令和2年から継続	法人市民税コロナ延長申告数：186件	—	市民税課
4	市税等の徴収猶予	災害・病気・事業の休廃業などによって一時に納税が困難な場合、申請に基づき徴収を猶予。地方税法第15条。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し既存の制度を用いて対応。	令和4年3月31日申請分まで	許可 119件 16,370千円	—	納税課
5	武蔵野市くらし地域応援券事業実施（第2弾）	税込1,000円ごとに1枚使える500円割引券を11枚1セットとし、令和3年12月1日時点で住民登録のある在住市民全員に、特定記録郵便で配付するもの。第3回武蔵野市議会定例会において、本事業にかかる補正予算案が可決され、実施が決定した（令和4年2月1日から令和4年3月31日）。	加盟店募集期間 11月1日から12月6日まで  応援券利用期間 2月1日から3月31日まで	取扱加盟店：2,022店舗 応援券使用率：93.0% (取扱加盟店による換金額758,039,500円)	・誤配、盗難 ・デジタル化への対応	産業振興課
6	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター	自宅療養者及び療養先を調整中の方を対象として、①3日分程度の食料品・日用品の支援②安否確認（主に単身者・高齢者のみ世帯）③療養に伴う相談受付を実施した。東京都から提供される自宅療養者等の情報をもとに、市の支援案内の電話連絡を実施した。感染拡大期には、他部からの応援職員を配置して電話連絡に対応した（2月2日～8月16日）。8月17日以降は、電話連絡に替え、市の支援案内のショートメッセージの送付を開始した。	令和3年から継続	食料品・日用品セットの支援4,938件 個別日用品（生理用品・おむつ等）の支援545件 安否確認1,014件 その他の相談753件 市の支援案内の電話連絡9,085件（1月1日～8月16日） ショートメッセージ送付11,885件（8月17日～12月28日）	東京都が実施する食料品支援は、感染拡大期に配達が滞ったため、原則として即日に届く本市の食料品等支援は有効であったものの、都と同様の支援を重複して行っていることや、自治体により支援実施の有無や内容が異なるなど全体としての課題がある。	安全対策課
7	下水道使用料の支払い猶予	一時的に下水道使用料の支払いが困難な方に対して、申し出日より最長1年間、支払いを猶予。	令和2年から継続 (令和2年3月25日～) 令和4年9月30日をもって受付終了	支払猶予件数：273件 支払猶予額：580,561円	—	下水道課
8	新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等に係る生活資金の特例貸付制度を実施	市民社協にて実施。緊急小口資金、総合支援資金、生活支援費が対象。	令和2年から継続 (令和2年3月25日～令和4年9月末終了)  ・特例貸付のうち、緊急小口資金、総合支援資金は令和4年9月末にて受付期間を終了。 ・特例貸付のうち、総合支援資金（延長貸付）は令和3年7月末で受付終了、総合支援資金（再貸付）は令和3年12月末で受付終了。 ・返済開始までの据置期間は、令和5年12月末まで延長。	<東社協へ進達分> 緊急小口資金 129件 (累計1557件) 総合支援資金 107件 (累計1102件)	—	地域支援課

**【市民生活支援】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
9	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	<p>①令和3年度住民税非課税世帯等 住民税非課税世帯等に対して、1世帯につき10万円の給付金支給事業を実施。 支給対象 ア 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 イ アのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p> <p>②令和4年度住民税非課税世帯等 令和4年度新たに非課税世帯となった世帯に対して、ブッシュ型給付（10万円）を実施。 支給対象 ア 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 イ アのほか、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） ※いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p>	令和3年から継続 ・申請締め切り 9月30日 ・支給決定期限 12月31日	①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・支給決定 ア住民税非課税世帯： 13,160世帯 イ家計急変世帯：128世帯 ・支給済み額： 1,328,800,000円  ②令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 ・支給決定 ア住民税非課税世帯： 1,705世帯 イ家計急変世帯：21世帯 ・支給済み額： 172,600,000円	—	地域支援課
10	新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金	総合支援資金（特例貸付）の再貸付を受けた世帯等のうち、収入・資産要件を満たし、求職活動や生活保護の申請を行う世帯に支給。 令和3年12月より再支給を開始。	令和3年から継続	申請期限：12月31日まで 支給件数：951件	—	生活福祉課
11	住居確保給付金	離職した方等に対し、求職活動の支援と共に家賃額相当（上限あり）を家主等に振り込み。令和3年2月1日より再支給要件の緩和。	令和3年から継続	要件緩和：令和5年3月31日まで 利用件数：771件	—	生活福祉課
12	生活困窮者特別就職支援金	住居確保給付金又は自立支援金を受給し、市福祉公社による支援を受けている者で、6か月以上の労働契約による就職をした者に対して支給。 (1)就職時 5万円 (2)6か月就労継続時 5万円	令和3年から継続	支給件数：48件	—	生活福祉課
13	生活困窮者住居契約更新料給付金	令和3年度中の住居確保給付金受給期間中に住居の契約更新月を迎えた者における住居確保給付金支給月額又は更新料のいずれか低い額を家主等に振り込み。	令和3年から継続	支給件数：12件	—	生活福祉課
14	学習支援事業の時間短縮	市民会館等の閉館時間の短縮に合わせ、事業の終了時間を午後8時までに短縮。	令和2年から継続	時間短縮：6月まで 延利用件数：118件	—	生活福祉課
15	新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施	新型コロナウイルス感染症により、(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (2)主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方は、保険料の一部又は全部が減免される場合がある。	令和2年から継続	令和3年度保険料：10件 703,200円 令和4年度保険料：5件 272,700円	—	高齢者支援課
16	武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金の支給	介護施設等への人材不足への対応、コロナ失業等の雇用対策、介護人材の確保・定着などを目的に、介護職員等として就職した方に対し、支援金を支給した。	令和2年から継続	交付件数 令和3年度：45件 令和4年度：26件（4月～7月受付分）	—	高齢者支援課 障害者福祉課
17	市民こころの健康相談支援事業の拡充	外出自粛等の長期化に伴い、メンタルヘルスの問題を抱える市民の増加が見込まれることから、電話相談の回数を増やし、市民の問題解決や不安の軽減を図った。	令和2年から継続 (令和2年5月26日～)	電話相談 270件 来所相談 38件 合計 308件 (R4.1-12実績)	—	障害者福祉課
18	国保被保険者における新型コロナウイルスに感染した被用者に対する傷病手当金制度を実施	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して傷病手当金を支給する	令和2年から継続 (令和2年7月1日～)	33件 1,625,780円	—	保険年金課

**【市民生活支援】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
19	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度を実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者について、国民健康保険税を申請に基づき減免する	令和2年から継続 (令和2年7月1日～)	(1)承認 令和4年度分40件 令和3年度分37件 (2)減免決定額 令和4年度分7,748,800円 令和3年度分4,298,100円	—	保険年金課
20	水道料金の支払い猶予	内容：申し出日より最長1年間の支払い猶予 対象：一時的に水道料金の支払いが困難な方	令和2年から継続 (令和2年3月25日～) 令和4年9月30日をもって受付終了	273件、1,387,661円 (水栓数：123、申請者数：102)	今後は通常の支払相談で対応	水道部総務課

#### (4)事業者支援

## –令和4年の主な動き–

令和4年の1月から3月にかけて発生した感染拡大（第6波）の際には、東京都にまん延防止等重点措置が適用され、飲食店等については営業時間短縮等の要請が行われた。しかしながら、令和4年の1年間を全体としてみると、令和3年以前と比較して行動制限は徐々に緩和され、感染防止対策と経済活動との両立が模索された1年であったといえる。令和2年の緊急事態宣言発出時は、一時期街から人がいなくなるような状況もあったが、約3年が経過した現在は、街に賑わいが戻ってきた。

一方で、2月から始まったロシアによるウクライナへの侵攻とその長期化による影響が事業を営む方々にも大きくのしかかり、引き続き厳しい1年となつた。

本市では、8月25日に「武蔵野市くらしと地域を守り育むための対応方針」を公表し、その副題を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応方針」と称し、事業者等に対する市独自の支援を充実させた。その一環である「商店会活性出店支援金事業」<sup>1</sup>は、令和3年度は100件を超える申請及び支給件数となり、空き店舗を抑止するとともに、新規出店者と商店会とのつながりを生むことに貢献した。7月には、令和4年度の同事業を開始したが、今後もまちの状況を注視しつつ、実施の必要性を検討していく必要がある。

また、令和3年度に市で実施した緊急経済対策事業についての効果検証をとりまとめ、公表した。

## 「武藏野市くらしと地域を守り育むための対応方針」 (8月25日)

商店会活性出店支援金

<sup>1</sup> 新規出店を促し、空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化を図るための事業者支援

**【事業者支援】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	事業所税の申告期限・納期限の延長	希望により申告期限及び納付期限の延長申請を受け付ける。	令和2年から継続 (令和2年4月期限の申告から対象)	1件申請あり	—	資産税課
2	中小規模事業者事業資金特別融資及び小口零細特別融資における売上比較期間の変更	前年同期と売上高を比較する特別融資等の要件について、売上高比較期間を令和3年度は1年前から3年前、令和4年度は1年前から4年前のいづれかの同期とし、同感染症の影響が発生する前の売上高と比較ができるようにした。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで/令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	令和4年1月～12月 あっせん申請件数/金額 特別融資：31件/251,500千円 小口特別：65件/267,320千円	—	産業振興課
3	事業者支援「ほっとらいん」	国、都、市の様々な経済支援制度について、適切な窓口を案内するための専用コールセンター・窓口を開設。	令和2年から継続 (令和2年8月3日～)	令和4年1月～12月 相談件数：276件 【相談内容内訳】 国制度：131件、都制度：136件、市制度：11件、その他：4件 【相談方法内訳】 電話：255件、窓口：21件、H P：0件	制度の認知度が低く、広報に課題あり。令和5年3月末で専用ダイヤルイン(60-1969)は廃止予定。	産業振興課
4	市内のテイクアウト・デリバリー情報発信	飲食店支援として、市内のテイクアウト・デリバリー情報について、専用サイトにて発信。 (令和2年10月1日に商工会議所から観光機構に事業移管)	令和2年から継続	掲載170店（吉110 中35境25）	掲載情報の更新、未掲載店舗への周知	産業振興課
5	商店会活性出店支援金	新規の出店を促し、空き店舗の長期化を防ぐため、商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として支援金を支給。 事業開始時と事業開始後6か月経過時の2回申請が必要。	令和2年から継続 令和3年度制度の事業開始時申請は令和3年7月1日から令和4年3月31日、6か月経過時申請は令和4年10月3日まで。 令和4年度制度の事業開始時申請は令和4年7月1日から令和5年3月31日、6か月経過時申請は令和5年10月2日まで。	【令和3年度制度】 申請件数 事業開始時：122件 6か月経過時：116件 支給件数 事業開始時：118件 6か月経過時：114件  【令和4年度制度】 申請件数 事業開始時：41件 6か月経過時：2件 支給件数 事業開始時：33件 6か月経過時：2件	コロナ禍で始まった本事業をいつまで続けていくか	産業振興課
6	中小企業・小規模事業者の各種相談窓口の広報	市公式ホームページにて中小企業・小規模事業者の各種相談窓口情報を掲載	令和2年から継続	—	—	産業振興課
7	中小規模事業者事業資金の特別融資及び小口零細特別融資の契約書印紙税における一定要件下での非課税措置調整	新型コロナ税特法で定める金銭消費貸借証書が対象。税務署と協議の上、令和2年6月26日に取扱金融機関へ通知。契約済の事業者については過誤納申請による印紙税還付が可能（令和5年3月31日まで）。	令和2年から継続	1月～12月 特別融資及び小口零細特別融資 実行件数：87件	—	産業振興課
8	セーフティネット保証・危機関連保証の申請受付及び認定書発行	経済環境の急激な悪化により経営に支障を生じている中小企業者が信用保証協会の保証付き融資を申し込む際に必要な認定書を発行する。この認定書により、融資及び保証の審査上有利となり、融資・保証金額の上限も倍に拡大。市は経済産業大臣の定める要件に該当するか確認し、認定する。	令和2年から継続	1月～12月 認定件数 4号：68件 5号：14件	—	産業振興課
9	中小企業者等特別支援金	新型コロナウイルスの影響により、事業収入等が30%※以上減少した事業者に対して10万円（市内で複数店舗等を運営する事業者は20万円）を支給した。 ※令和4年2月1日から10%に変更	令和3年11月1日～令和4年1月31日※ ※3月15日まで延長	1月～3月 申請件数：462件 支給実績：442件、47,500千円	事業者への情報提供・周知方法の検討	産業振興課

**【事業者支援】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
10	緊急経済対策の効果検証	令和3年度に発行した「令和2年度緊急経済対策効果検証等結果報告書」に引き続き、令和3年度に実施した緊急経済対策の効果検証を行い、今後の経済対策検討に資する資料とするための報告書を発行する。	令和3年から継続	効果検証結果をもとに、「令和3年度緊急経済対策効果検証等結果報告書」を9月に発行した。また、商店会活性出店支援金については、事業創設の令和2年度からの記録・分析に加え、支援金利用者の活用事例インタビューを収めた「商店会活性出店支援金事業報告書」を6月に発行した。	事業者へのアンケートやヒアリングについては、なるべく事業者への負担にならないよう工夫して実施する。	産業振興課
11	感染拡大防止路線バス事業者支援事業の実施	新型コロナウイルス感染症への対応のため車両等を整備する市内に営業所のある路線バス事業者に対し、当該整備に要する経費の一部を補助する。	令和3年2月17日～令和4年3月31日	—	—	交通企画課
12	道路占用許可基準の緩和	国、都の依頼に基づき、市道におけるテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和について武藏野警察署と協議のうえ対応できるようにした。	令和2年から継続	実績なし	対応可能としているが、商店会等のニーズに合致していないため申請がない。	道路管理課

## (5) 医療機関支援・連携

### －令和4年の主な動き－

12月31日時点で市内の67医療機関においてPCR又は抗原定性検査を受けることができる体制となっていた。加えて、東京都により濃厚接触者や有症状者への抗原定性検査キット無料配布事業も開始されたため、約3年前と比較して、市民が身近な医療機関や自宅等で検査を受けられる体制は大幅に拡充した。

令和4年は感染の急拡大に伴い、自宅療養者も大幅に急増したため、市・医療機関・保健所の連携がより重要となった。前年に引き続き、武蔵野市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センターと市医師会の在宅医療介護連携支援室との連携や、市医師会に対するパルスオキシメーターの貸与を継続した。また、東京都多摩府中保健所、同保健所管内の各市医師会、各市が参加する毎月の連絡会において情報共有を行い、連携を図った。

10月には、災害時の緊急医療救護所（災害拠点（連携）病院の周辺に設置される救護所）の運営訓練に、感染症の流行を想定した内容を追加し、各医療関係機関と連携して訓練を実施し、約300人が参加した。



災害時の緊急医療救護所訓練

**【医療機関支援・連携】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31時点)	課題等	担当課
1	武蔵野市ふるさと応援寄附に 【新型コロナウイルス感染症 対策】の使い道を継続設置	「医療従事者を感染リスクから守る事業」 医療従事者を感染から守るとともに、施設内の感染拡大を防止するため、医療用品（防護服、フェイスシールド、消毒液など）の調達資金等に活用する。	令和2年から継続	【1月～12月】 寄附件数：15件 寄附金額：202,000円 (いずれも申込ベース)	—	産業振興課
2	自宅療養者支援センターにおける医療機関との連携	自宅療養者支援センターで受けた相談のうち、医療機関へつなぐ必要のある案件への対応のため、武蔵野市在宅医療介護連携支援室を通じて医療機関と連携して対応する。	令和3年から継続	随時対応	感染拡大期には、保健所業務が逼迫するため、医療機関・市・保健所との連携体制が必要である。	安全対策課
3	自宅療養者の医療支援体制の確保	医師会の各医療機関へパルスオキシメーターの配備を行い、PCR検査等を実施した市内医療機関が自宅療養者の病状等に応じてパルスオキシメーターを貸与、健康観察、電話・オンライン・訪問等による診療等を行う医療支援体制を確保している。	令和3年から継続	パルスオキシメーター配備 200個		健康課
4	医師会、医療機関等へのマスク・防護服等衛生用品の配布	全国的にマスク等の不足が生じたため、令和2年から医師会・医療機関等にマスク等の衛生用品を配布している。引き続き感染が流行しており、各医療機関や薬局を支援するため、必要な衛生用品を追加で配布を行った。	3月～4月 配布	3月～4月 ・N95マスク:120枚 ・消毒用エタノール(500mL) :335本 ・感染防護衣:50セット	急激な感染流行前に状況を見極め必要な衛生用品等を購入する必要がある。	健康課
5	新型コロナに対応した災害医療訓練の実施	災害時に災害拠点（連携）病院の周辺に設置する緊急医療救護所の運営訓練について、令和4年度より感染症流行を想定した内容の訓練を追加して、各医療機関と連携して実施した。	10月23日	各医療機関等の参加人員：304名	—	健康課

## (6)高齢者・障害者に対する支援及び関連施設

### －令和4年の主な動き－

令和4年は、比較的軽症者が多い感染拡大であったものの高齢者など重症化リスクが高い方については、感染が契機となって基礎疾患が悪化し、結果として重症化してしまうケースが増加するなど、引き続き慎重な対応が必要とされる1年であった。

また、感染が始まった当初と比較して、医療提供体制や自宅で療養する場合のサポート体制などは整ってきたと言えるが、令和4年の爆発的な感染拡大時は、多くの高齢者等が自宅で療養をせざるを得ない状況となり、医療機関もひっ迫した。

本市では、高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー）を拡充し、介護を行う家族又は高齢者本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、生活維持に必要な生活援助・身体介護のサービスを提供し緊急的に訪問介護サービスを行う事業を令和2年から継続して実施をしてきたが、感染が拡大した令和4年は、サービスの利用件数が増加した。

また、施設内での集団感染の発生を防止する目的で、高齢者及び障害者施設（通所系事業所やグループホーム等）において、利用者と職員を対象としたPCR検査等を実施する場合の助成制度を都の補助制度を活用しつつ令和4年も継続した。

高齢者の心身の健康を維持するため、テンミリオンハウス、いきいきサロンやレモンキャブなど、引き続き感染症対策に必要な支援を継続し、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続した。



いきいきサロンは感染防止対策を講じて実施

**【高齢者・障害者に対する支援及び関連施設】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	シニア支え合いポイント制度に係るポイント交換期間を延長	交換期間を令和4年3月31日まで～5月31日までへ変更	4月1日～5月31日	—	—	地域支援課
2	レモンキャブ特例運行	感染防止対策を強化しつつ、通院、新型コロナウイルスワクチン接種等でレモンキャブ以外の交通手段の代替が困難な方に限り、令和2年4月20日から特例運行を実施。 令和4年5月22日をもって都のリバウンド警戒期間が解除されたため、6月6日から1か月先までの予約受付の条件で通常運行へ戻している。	令和2年から継続 令和2年4月20日から令和4年1月3日まで 令和4年2月1日から令和4年6月5日まで	—	—	高齢者支援課
3	レモンキャブ運行継続への支援の実施	レモンキャブ運行協力員の加入する保険を、新型コロナウイルス感染症に対応した保険へ切り替え	令和2年から継続	令和3年度より新型コロナウイルス感染症に対応した保険でリーズナブルな商品へ移行することができた	—	高齢者支援課
4	要介護認定の有効期間の延長	令和2年3月31日更新分から延長	令和2年から継続 (令和2年3月～)	—	—	高齢者支援課
5	高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）の拡充	家族介護者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や高齢者本人が罹患して自宅療養となった場合に、緊急に必要となる訪問介護サービスを提供	令和2年から継続 (令和2年5月21日～)	令和3年度分：2件 令和4年度分：13件	対応できる事業所が少ないため、案件が重なった時の対応に課題がある	高齢者支援課
6	テンミリオンハウスに対して、感染症対策に必要な費用への補助金を交付	1施設10万円を上限に補助金を交付	令和3年から継続	令和3年度：8施設に補助 令和4年度：7施設に補助	—	高齢者支援課
7	いきいきサロンに対して、感染症対策に必要な費用への補助金を交付	消毒液・換気のための器具の購入費用や、講師料・会場使用料等の必要経費の増額（一部サロンが分散開催や場所変更）に対応するため、1サロン10万円を上限に補助金を交付（令和2年度はサロンの利用登録者数が18人以上の場合は8万円、18人未満の場合は6万円を申請のあったサロンに対し追加交付）	令和2年から継続	令和3年度：21サロンに補助 令和4年度：23サロンに補助	—	高齢者支援課
8	高齢者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用の助成の実施	感染拡大と重症化リスクの高い高齢者施設において利用者・職員を対象としたPCR検査等を実施した場合の費用を助成する。	令和2年から継続 (令和2年12月～)	令和3年度：1,114件 7,029,000円 令和4年度：441件 780,000円（4月～11月受付分）	—	高齢者支援課
9	つながり・こころのつながり臨時号の発行	障害のある方への広報誌「つながり・こころのつながり」（通常、「つながり」は年3回、「こころのつながり」は年1回発行）の臨時号を発行し、4回目のワクチン接種にかかる情報を周知。	6月7日	約5,300通送付	—	障害者福祉課
10	障害者を在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した際の緊急一時的な施設受入体制の整備	障害者への感染防止と家族が安心して療養に専念できる環境を整備する。	令和2年から継続 (令和2年12月～)	—	—	障害者福祉課
11	障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用の助成の実施	感染拡大と重症化リスクの高い障害者施設において利用者・職員を対象としたPCR検査等を実施した場合の費用を助成する。	令和2年から継続 (令和2年12月～)	のべ563件 6,437,000円（期間通算）	—	障害者福祉課
12	高齢者肺炎球菌の接種期間の延長	令和元年度の対象者を令和3年3月31日まで接種期間の延長可とした後、令和2年度対象者も延長対象としたうえでさらに一年間延長し令和4年3月31日まで延長可としていたが、再延長し、令和4年9月30日まで延長可とした。	令和2年から継続	延長での接種者数： 1月～9月 279件 ※令和4年9月末で対応終了	—	健康課

## (7)子ども・子育て支援及び関連施設

### －令和4年の主な動き－

長期化する感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナへの侵攻を発端とする物価高騰等の影響は、低所得の子育て世帯に対しても厳しい状況をもたらした。

前年に引き続き、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分／ひとり親以外の子育て世帯分）」を実施し、令和4年度は12月31日時点で1,600人超える対象児童について支援を実施した。

令和4年は、令和3年以前と比較して20歳未満の感染者の割合が増加し、多くの保育施設や学童クラブ等の子ども関連施設において、感染防止対策と運営の両立に大きな負担が生じた。本市では、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業、私立幼稚園を対象として、感染症対策にかかる費用の補助事業を開始し、安全・安心な事業運営が継続できるよう支援した。

令和4年度 低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、  
食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

**1. 支給対象者**  
対象児童（平成16年4月2日～  
令和5年2月28日生※）の養育者で、  
所得要件を満たす方  
※障害児の場合には平成14年4月2日以降

**2. 支給額**  
対象児童一人あたり **5万円**

**所得要件** ▼①～③いずれかに該当  
① 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の方  
② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて裏面の  
各収入限度額相当の水準まで家計が急変した方  
③ 【ひとり親世帯のみ】児童扶養手当相当の収入限度額を下回る方  
(公的年金等を受給していて、児童扶養手当を受給していない方など)

**3. 支給のお手続き  
支払の時期について**  
(1) 申請が不要な方 …「支給のお知らせ」を送付しますのでご確認ください  
① 令和4年4月分以降児童手当・特別児童扶養手当を武蔵野市で受給している方  
② 令和4年4月分の児童扶養手当を武蔵野市で受給している方  
△「支給のお知らせ」記載の日に、手当振込口座へ振り込みます。  
(2) 申請が必要な方  
上記(1)に当てはまらない方、**所得要件**を満たしている対象児童の養育者の方  
△ 審査後、申請日の翌月末ごろに指定の口座へ振り込みます。

**申請期間** **令和4年7月1日～令和5年2月28日**  
※申請時に住民登録のある市町村へ申請してください。

**4. 申請方法**  
申請書のダウンロード

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金

**【子ども・子育て支援及び関連施設】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	子どもの予防接種期間の延長	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年3月19日以降、やむを得ず対象期間内に接種できなかった方は令和3年3月31日まで接種期間の延長可とした後、さらに一年間延長し、令和4年3月31日まで延長可としていたが、再延長し、令和5年9月30日まで延長可とした。	令和2年から継続	延長での接種者数： 1月～11月 260件	—	健康課
2	0123施設の使用を市民に限定	0123施設の使用を市民に限定し、利用者が密になることを防ぐ。	令和2年から継続	—	—	子ども子育て支援課
3	0123施設の入場制限	0123施設の利用について入場制限を設け、利用者が密になることを防ぐ。	令和2年から継続	—	—	子ども子育て支援課
4	小学校の臨時休業等により、新たにファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、費用の全部または一部を助成	小学校の臨時休業や幼稚園・民間学童保育所などが閉園や閉所になったことにより、代替として新たにファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、費用の全部または一部を助成	令和2年から継続	(令和3年度) ・助成実績 194,450円 (令和4年度) ・申請なし	—	子ども子育て支援課
5	オンラインひろばの実施及び補助金交付	共助による子育てひろば事業のうち、コミセン等の公共施設等における実施に加え、インターネット環境下における親子ひろば（オンラインひろば）を実施した場合にも補助金を交付	令和2年から継続	(令和3年度) 交付実績 3団体 268,000円（67回） (令和4年度) 交付団体 3団体 ※実績は年度末に確定	—	子ども子育て支援課
6	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業	低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別な措置として、令和3年4月分の児童扶養手当受給者等に対し、対象児童1人につき5万円を支給する。	令和3年から継続 (令和3年度事業につき令和4年3月末事業終了)	令和3年度支給実績 ・世帯数 489世帯 ・児童数 658人 ・支給額 32,900千円	—	子ども子育て支援課
7	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の子育て世帯分）事業	低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別な措置として、養育要件（児童手当受給者など）と所得要件（令和3年度分の住民税均等割が非課税など）を満たした対象者に対し、対象児童1人につき5万円を支給する。※ひとり親世帯分で支給された者を除く	令和3年から継続 (令和3年度事業につき令和4年3月末事業終了)	令和3年度支給実績 ・世帯数 723世帯 ・児童数 1,153人 ・支給額 57,650千円	—	子ども子育て支援課
8	子ども子育て支援特別給付金事業	令和2年4月27日を基準日として実施した国の特別定額給付金事業及び令和3年1月1日以降に出生した子どもを対象に実施している都の出産応援事業のいずれにも対象とならなかった子どもがいる世帯に対し、対象児童1人につき10万円を支給する。	令和3年から継続 (令和3年度事業につき令和4年3月末事業終了)	令和3年度支給実績 ・対象児童数 769人 ・支給額 76,900千円	—	子ども子育て支援課
9	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）	【一括給付金】平成15年4月2日から令和4年3月31日まで生まれた子どもを養育する児童手当本則給付相当の所得の者等に対象児童1人につき10万円を支給する。※対象の子どもが配偶者を有している場合は対象児童から除く 【支援給付金（令和4年2月追加）】一括給付金の支給対象者でなかったものの、離婚等により新たに対象児童の養育者となり、令和4年3月分の児童手当受給者になっている者等に対象児童一人につき10万円（一括給付金を受給した前養育者等から給付金の全部または一部を受け取っている場合はその額を除く。）を支給する。	令和3年から継続 (令和3年度事業だが、一部令和4年度に予算を繰越して実施。令和4年5月末事業終了。)	○令和3年度実績 【一括給付金】 ・世帯数 8,207人 ・児童数 12,532人 ・支給額 1,253,200千円 【支援給付金】 ・世帯数 41人 ・児童数 62人 ・支給額 6,200千円 ○令和4年度実績 【一括給付金】 ・世帯数 52人 ・児童数 53人 ・支給額 5,300千円 【支援給付金】 ・世帯数 20人 ・児童数 31人 ・支給額 3,100千円	—	子ども子育て支援課

**【子ども・子育て支援及び関連施設】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
10	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業	食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別な措置として、令和4年4月分の児童扶養手当受給者等に対し、対象児童1人につき5万円を支給する。	6月～	令和4年度支給実績 (12月末時点) 【児童扶養手当受給者】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 427世帯（児童数 587人）</li><li>・支給額 29,350千円</li></ul> 【公的年金受給者】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 10世帯（児童数 13人）</li><li>・支給額 650千円</li></ul> 【家計急変者】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 32世帯（児童数 46人）</li><li>・支給額 2,300千円</li></ul>	—	子ども子育て支援課
11	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の子育て世帯分）事業	食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別な措置として、養育要件（児童手当受給者など）と所得要件（令和4年度分の住民税均等割が非課税など）を満たした対象者に対し、対象児童1人につき5万円を支給する。※ひとり親世帯分で支給された者を除く	6月～（支給は7月～）	令和4年度支給実績 (12月末時点) 【積極支給対象者】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 616世帯（児童数 986人）</li><li>・支給額 49,300千円</li></ul> 【要申請者（非課税）】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 14世帯（児童数 16人）</li><li>・支給額 800千円</li></ul> 【家計急変者】 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯数 8世帯（児童数 10人）</li><li>・支給額 500千円</li></ul>	—	子ども子育て支援課
12	保育所等の臨時休園等に伴うベビーシッター利用を支援	保育の縮小や臨時休園等により、仕事を休むことが困難な方がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を補助。	令和2年から継続	実績なし	—	子ども育成課
13	認可保育施設における保育料の減額の決定	（一部保育施設）臨時休園、クラス閉鎖、健康観察期間について、欠席日数に応じて日割りで還付	令和2年から継続	1月分から12月分につき、3,973名に対し合計18,852,200円を減額	—	子ども育成課
14	認証保育所に対する保育料の補填を決定	新型コロナウイルス感染症により臨時休園等の期間について、認証保育所が保護者の保育料を軽減した場合の補助を実施。	令和2年から継続	1月分から12月分につき、延115施設に対し、合計6,844,445円（対象児童延689人分）を減額	—	子ども育成課
15	市内保育施設等の感染症対策への支援を実施	市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業、私立幼稚園において、安全・安心な事業運営が継続できるよう新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業費の補助を実施。	4月1日～令和5年3月31日	—	—	子ども育成課
16	児童館の利用を市民に限定	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者を市内在住者のみとした。	4月1日～6月30日	—	—	児童青少年課

## (8)学校・教育

### －令和4年の主な動き－

感染症が発生した令和2年以降、子ども達は様々な制限があるなかで学校生活を過ごしてきた。

令和4年11月29日に文部科学省から事務連絡「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」が発出されたことを受け、

「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(武藏野市立小・中学校)」を一部改訂し、「基本的な感染防止対策としてマスクの正しい着用は重要でありつつも、人との距離(2m以上目安)が確保できる場合は、着用の必要はないこと」、「喫食中、密集の回避、机を向かい合わせにはしないなどの配置の工夫、換気の確保を行った上での、大声を控えた会話は差し支えない」ことを示し、長らく黙食を続けてきた市立小中学校の学校給食について、黙食指導に関する規定を緩和した。

また、令和2年以降、中止や縮小等を余儀なくされたセカンドスクールや移動教室、修学旅行については、感染防止対策を十分に講じたうえで、予定していた日程通りに実施することができた。

長引く感染症の影響は、学校や家庭における生活環境の変化や、人ととの距離のとり方の変化などを引き起こし、子ども達の身体的な健康の心配のみならず、心の不調やストレスに対する懸念も大きい。今後、感染症が落ち着いていく場合においても、引き続き、学校を含めた周囲の大人が子ども達の様子を見守り、きめ細かな対応を行っていく必要がある。



学校給食の様子(令和4年12月以降は黙食指導緩和)

**【学校・教育】**

対象期間：令4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	市立小中学校施設及び消毒業務をシルバー人材センターに委託	学校での感染拡大防止のため、市の学校再開ガイドラインに基づき、シルバー人材センターに消毒作業を委託した。	令和2年から継続	消毒実施日：平日	—	教育企画課
2	「まん延防止等重点措置の適用に伴う教育活動等の対応について」学校へ通知	まん延防止等重点措置の適用に伴う教育活動等の対応について学校へ通知	1月20日	—	—	指導課
3	「オミクロン株の感染拡大に対する武蔵野市立学校の対応について」ホームページで保護者向けに周知	保護者向けにオミクロン株の感染拡大に対する武蔵野市立学校の対応についてホームページへ掲載	2月4日	—	—	指導課
4	「オミクロン株に対応した感染症対策の徹底について」学校へ通知	オミクロン株に対応した感染症対策の徹底について学校へ通知 (特に感染リスクが高い学習活動は控えること、部活動は原則中止とする 等)	2月9日	—	—	指導課
5	令和3年度ジュニアバンドジョイントコンサート、青少年コーラスジョイントコンサートの中止	令和3年度ジュニアバンドジョイントコンサート、青少年コーラスジョイントコンサートの中止を決定	2月17日	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	指導課
6	「まん延防止等重点措置延長に伴う教育活動等の対応について」学校へ通知	まん延防止等重点措置延長に伴う教育活動等の対応について学校へ通知 (卒業式の実施について、部活動は大会等への参加や部活動の1年間のまとめを行う場合など必要な場合に限定して再開する 等)	3月7日	—	—	指導課
7	「まん延防止等重点措置の適用解除に伴う教育活動等の対応について」学校へ通知	まん延防止等重点措置の適用解除に伴う教育活動等の対応について学校へ通知 (部活動は、感染防止対策を十分に行なったうえで再開する 等)	3月22日	—	—	指導課
8	「令和4年度開始にあたっての新型コロナウイルス感染症に関する教育活動等の対応について」学校へ通知	令和4年度開始にあたっての新型コロナウイルス感染症に関する教育活動等の対応について学校へ通知 (学校行事等について 等)	4月5日	—	—	指導課
9	「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を改訂	「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を改訂し、学校へ通知及びホームページで周知	5月26日	国的通知等を基に、熱中症の防止を踏まえた感染症対策について改訂	—	指導課
10	「教育活動における熱中症事故の防止について」学校へ通知	教育活動における熱中症事故の防止について、マスクを外す対応を含めて学校へ通知 (登下校時や体育の授業、運動部活動など間隔を確保したうえでマスクを外す 等)	6月30日	—	—	指導課
11	「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」学校へ通知	市立小中学校の夏季休業における新型コロナウイルス感染症対策について学校へ通知 (部活動に付随する場面での対策の徹底、夏季水泳指導時の感染対策 等)	7月15日	—	—	指導課
12	「新型コロナウイルス感染症の検査陽性反応者等に係る公表に伴う運用の変更について」学校へ通知	新型コロナウイルス感染症の検査陽性反応者等に係る公表に伴う運用の変更（市全体の方針に合わせて一部簡略化）について学校へ通知	8月17日	—	—	指導課
13	「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準の改定について」学校へ通知	新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準の改定について学校へ通知 (同一の学級で、複数の陽性反応者が確認された場合でも、感染経路に関連がない場合や学級内の他の関係者等に感染拡大の恐れがない場合には、学級閉鎖を行なわないこと 等)	8月26日	—	—	指導課
14	「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を改訂	「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を改訂し、学校へ通知及びホームページで周知	12月2日	国的通知等を基に、マスクの着用や喫食中の対応等について改訂	—	指導課
15	令和4年度中学校連合音楽会の中止	令和4年度中学校連合音楽会の中止を決定	12月13日	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	指導課
16	就学援助費（小・中学校の給食費・学用品費などの支援制度）支給対象者の臨時的拡大	新型コロナウイルスの影響を考慮して、支給対象者を臨時に拡大した。	令和2年から継続	特例認定数：4名（令和2年度申請者）	—	教育支援課

**【学校・教育】**

対象期間：令4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
17	高等学校等修学給付金支給対象者の臨時の拡大	新型コロナウイルスの影響を考慮して、支給対象者を臨時に拡大した。	令和2年から継続	特例認定数：2名(令和2年度及び令和4年度申請者)	—	教育支援課
18	武蔵野市学校保健委員会総会講演会を動画配信	総会での講演会を事前申込者及び関係者を対象に動画配信した。テーマ「子どもの眼の健康守るために～デジタル時代における眼の健康を考える～」	2月8日～配信	—	—	教育支援課
19	新型コロナウイルスに対応した学校予算対応	国費等を活用し、感染症対策に配慮した教育活動に必要な消耗品の購入に要する経費を予算に計上。学校長の判断で柔軟に執行できるように各校に配当した。	令和2年から継続	—	—	教育支援課
20	学校施設開放の使用中止や制限	国や都の宣言・措置の内容を踏まえ、教育現場の学校と協議して、使用中止や制限などの対応をした。 健康チェックシートの記入や屋内施設における定員制限等の感染対策は令和3年度から継続。 1月21日 まん延防止等重点措置適用に伴い、コロナ感染拡大防止(自粛)を理由とする還付に全額対応。 2月10日 市内小中学校の部活動中止に伴い、全施設の開放中止。 3月9日以降、準備が整った学校から屋外施設（校庭・テニスコート）のみ再開。 3月22日以降、まん延防止等重点措置解除に伴い、準備が整った学校から全施設の開放再開。コロナ感染拡大防止(自粛)を理由とする還付への対応終了。 6月1日 東京都より発出されていたリバウンド警戒期間の解除に伴い、市外団体との試合を再開、他団体の入場数の制限解除。 6月15日 新規団体登録の受付を再開。 10月18日 感染症チェックリストの運用停止。消毒作業完了チェックリストは運用継続。 11月10日 定員制限を解除、ただし発声を伴う合唱や演劇・管楽器の練習等の場合は、制限を継続。	左記のとおり	—	—	生涯学習スポーツ課

## (9)市関連施設、文化・体育等施設

### －令和4年の主な動き－

令和4年は、年明け以降の感染拡大時（第6波）に東京都にまん延防止等重点措置が適用（1月21日～）され、その後2度に渡って適用期間が延長となり、3月21日まで継続された。

本市では、武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市の施設や事業の対応について協議を行った。

市の施設における開館・閉館時間について大きな影響はなかったものの、まん延防止等重点措置期間については、新型コロナウイルス感染症を事由とする文化施設や生涯学習施設等の予約取消しが発生した場合は使用料を全額還付する対応とした。

武蔵野プールについては、令和3年の夏は感染拡大に伴い屋外プールを開放中止としたが、令和4年については、利用者を市民（在住・在勤・在学）に限定し、屋内・屋外合わせた定員を500名とするなど制限を設けたうえで、利用を開始した。

文化施設、生涯学習施設、体育施設、コミュニティセンター等の公共施設における感染防止のための利用基準である「新型コロナウイルス感染症のための武蔵野市の公共施設等の利用基準」について、国及び東京都の基準変更に基づき改訂を行った。6月の改訂では屋外におけるマスク着用の緩和等について変更し、10月の改訂では「利用者情報の記録・保管」及び「海外からの帰国・入国者」の項目を削除するなど徐々に基準を緩和をした。



夏季プールは、屋内・屋外合わせた定員を  
500名とするなど制限を設けて利用開始

**【市関連施設、文化・体育等施設】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	商工会館市民会議室夜間の新規予約停止中止及び使用料返金	全ての時間帯で令和4年3月21日までの利用を取り消す場合は使用料を全額還付する対応とした。	3月21日まで	—	—	産業振興課
2	文化施設利用キャンセルの場合の使用料金額返還	新型コロナウイルス感染症を事由として、対象期間の予約を取り消す場合、使用料を全額還付する。	1月21日～3月21日	3,997,100円（12月31日までに還付済みの金額。別日程に振り替えた場合、請求取消の場合は、上記金額に含ます。）	—	市民活動推進課
3	ホール・劇場及び展示会場の使用料の減額	劇場・ホール、及び展覧会を開催する目的で会議室を利用する場合の使用料を減額	令和2年から継続	49,274,150円（12月31日までの利用分）	—	市民活動推進課
4	コミュニティ研究連絡会でコミセン使用条件の協議	コミュニティ研究連絡会定例会、代表者会議の場で各コミセンの使用条件を共有し、それぞれの運営委員会で使用条件を検討する際の参考とするために実施。	令和2年から継続	—	—	市民活動推進課
5	男女平等推進センターの会議室予約取消に対する使用料の返還	新型コロナウイルス感染症を事由とした会議室予約取消に対する使用料の全額還付	1月21日～3月21日	—	—	市民活動推進課
6	「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準」の改訂	文化施設、生涯学習施設、体育施設、コミュニティセンター等の公共施設における感染防止のための利用基準である「新型コロナウイルス感染症のための武蔵野市の公共施設等の利用基準」について、国及び東京都の基準変更に基づき改訂を行った。6月の改訂では、屋外におけるマスク着用の緩和等について変更した。10月の改訂では、「利用者情報の記録・保管」及び「海外からの帰国・入国者」の項目を削除した。	6月、10月（一部改訂）	市ホームページに掲載	—	安全対策課
7	むさしのエコreゾート利用時間の制限、施設貸出試行実施	入館制限や館内利用時間の制限を行った。開館当初から行う予定であった施設の貸出は延期していたが、9月から貸出の試行を実施した。	令和2年から継続 9月1日から施設貸出の試行実施を開始	—	—	環境政策課
8	むさしのエコreゾートワクチン接種会場使用期間中の運用	むさしのエコreゾート1階部分を新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用し、2階アーカイブコーナーのみ開館。その後、1階スタディルーム等を含め一部開館。 接種会場に施設情報・環境啓発情報の展示を行うなど、接種者に向けた情報発信も行った。	1階全面使用：1月17日から4月21日まで 1階一部使用：4月22日から5月31日まで、及び9月26日から12月1日まで（一部期間を除く） 接種実施期間：1月21日から5月22日まで、及び9月30日から11月13日まで（一部期間を除く）	—	—	環境政策課
9	喫煙トレーラーハウスの運用	利用人数を制限（6名） (令和5年1月から、吉祥寺・三鷹12名、武蔵境10名に緩和)	三鷹→令和2年から継続 吉祥寺・武蔵境→令和3年から継続	利用人数を制限（6名）	来街者の回復に伴う人数制限緩和などの対応	ごみ総合対策課
10	「感染予防啓発ポスター」の掲示	公園のトイレ全箇所に掲示	令和2年から継続	引き続き掲示を継続中	—	緑のまち推進課
11	市立自然の村	引き続き感染症対策を行い、閉村する。ただし、まん延防止等重点措置期間は閉村とした。	閉村期間 1月20日～3月25日	—	状況によって、感染症対策として実施する一部使用制限を緩和する。	児童青少年課
12	武蔵野プレイス開館時間（時間短縮終了）	時間短縮終了。 9時30分～22時（通常開館）	令和3年10月25日～通常開館に戻した。	年間入館者数推移 令和3年度：1,288,692人	閉館を早めることにより、納税者である勤労者等が終業後に利用できなくなり、市民が生涯を通して学ぶことのできる環境が損なわれる。	生涯学習スポーツ課

**【市関連施設、文化・体育等施設】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
13	武蔵野プレイス 使用料の全額返還	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために予約を取り消す利用者に使用料を全額返還	・令和2年から継続し、令和4年3月21日まで100%還付 ・まん延防止等重点措置等期間の終了に伴い、令和4年3月22日から通常に戻した。	受付期間に伴う前年度入金施設使用料等に対する過年度還付決算額 令和3年度：26,400円	開館時間短縮と併せて施設使用料歳入(現年分決算)が激減する。 令和3年度： 10,437,660円	生涯学習スポート課
14	武蔵野プールの利用制限	夏期に開放する武蔵野プール（屋内及び屋外）の利用を市内在住・在勤・在学者に限定し、定員を屋内外合わせて500名とした。	7月1日～9月11日	市営プール利用者数 ・7月：14,657人 ・8月：13,274人 ・9月：6,117人	利用者を市民に限定したことによる、市外の方からの問い合わせの増加。	生涯学習スポート課
15	武蔵野温水プール順番待ちシステムの導入	7月26日から新たな順番待ちシステムを導入し、web上で順番待ちの申込み及び待ち状況の確認が可能となった。	令和3年7月26日～令和4年11月7日	利用者の人数制限解除に伴い終了		生涯学習スポート課
16	市立体育施設の使用料の全額 還付	3月21日使用分まで、予約済の貸し出しについて、新型コロナウイルス感染症を理由としてキャンセルする場合には施設使用料を全額還付（令和3年から継続）。	3月21日使用分まで	キャンセル件数:171件	—	生涯学習スポート課
17	陸上競技場お花見通路の開放	陸上競技場内北側通路をお花見通路として開放。感染症対策として、開放エリアは通路のみ（一方通行）で、芝生エリアへの立ち入りは禁止とした。 (令和3年度と同対応)	3月19日～4月10日	入場者数のカウントはしていない	—	生涯学習スポート課
18	市民会館一部施設の利用制限	・ロビー（学習コーナー）の利用人数を半数程度に制限。 ・音楽室及び料理室の利用人数を利用目的に関わらず定員の50%以下に制限。 ・発声を要する活動（合唱等）及び管弦楽器等の演奏活動での利用人数を定員の50%以下に制限。	・利用人数の制限は令和2年から継続。 ・ロビー（学習コーナー）の利用人数制限を解除（11月18日）。 ・音楽室及び料理室の利用人数制限（利用目的に関わらず定員の50%以下）を解除（11月18日）。	—	・国や都の措置等の公表に基づき市の対応を決定するため、利用者への公表・連絡が直前になる。 ・ワクチン集団接種会場となったため、施設の一部（ロビー・学習コーナー、保育室）の利用を中止した。 ・日常的に施設を利用している社会教育関係団体等の活動の機会の減少	生涯学習スポート課

## (10) イベント、会議等の中止・延期・方法の変更

### －令和4年の主な動き－

令和4年は、これまでに経験のない規模で感染拡大が発生したものの、比較的軽症者が多いというウイルスの特徴や行動制限が徐々に緩和されていった状況も踏まえ、人が集まるような事業であっても、様々な工夫を行ながら実施を試みるなど、次へつなげていくための動きのある1年であった。

令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」については、2回入替制での開催を試み、二次元コードを活用した入場管理やオンライン配信を行うなど、感染防止対策を徹底したうえで実施をした。また、前年の開催中止に伴い、令和2年度武蔵野市成人式代替イベント「未来をひらくはたちのつどい」を同日に開催し、約180名が参加した。

青少年海外交流事業における派遣や受入れについては、感染状況を鑑み、前年に引き続き中止を決定したが、各友好都市とも協議のうえ、オンラインによる交流など代替事業を実施した。

「むさしのジャンボリー」については、令和4年についても中止を決定し、3年連続の中止となつたが、次年度以降の再開に向けて、短期プログラムを実施するなど、青少年問題協議会の各地区委員会により、再開準備事業を実施することができた。

事業の中止や縮小の長期化は、経験や知識の継承が難しくなるという課題がある一方で、その事業の目的や意味を含めた事業自体の在り方についてあらためて考える機会が与えられたとも言える。今後、様々な事業を再開していく場合においても、事業の目的や意味を踏まえたうえで、その手法等について検討していくことが必要がある。



令和2年度武蔵野市成人式代替イベント  
「未来をひらくはたちのつどい」



むさしのジャンボリー再開準備事業

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	武蔵野市行政関係団体連絡協議会の開催	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、参加者や開催時間を縮小し開催した（春）。書面開催（秋）。	5月11日 12月5日発送	—	—	秘書広報課 (秘書担当)
2	統計調査員確保対策事業（バス研修）を中止	統計調査員の確保対策事業の一環であるバス研修を中止。	2月	—	令和元年度以降実施できておらず、実施方法等について、今後の方向性を検討する必要がある。	総務課
3	消費者スクールの開催方法の変更	令和3年度から、対面とオンライン（ZOOM）の同時開催としている。令和4年度も引き続き同時開催としている。	4月～令和5年3月	—	—	産業振興課
4	消費生活講座の開催方法の変更	令和4年1月20日開催の消費生活講座「2022年の整理収納術を学ぶ」を対面とオンラインの同時開催とした。	1月20日	—	—	産業振興課
5	夏野菜の直売会（JA主催事業及び市補助事業）	消毒、検温を行ったうえで実施。また、感染症対策のため、カートを使用。	6月27日、7月4日・11日	—	—	産業振興課
6	令和3年度悪質商法被害防止街頭キャンペーンの中止	3月18日に実施を予定していた令和3年度悪質商法被害防止街頭キャンペーンを中止した。	1月20日中止決定	—	—	産業振興課
7	消費生活相談の来所相談の予約制の開始	令和3年2月1日より、来所相談の予約制を開始した。	令和3年2月1日から開始	—	予約制と市報に掲載しているが、予約制が浸透していない。	産業振興課
8	農業委員会全員協議会は書面開催		1・2月	—	—	産業振興課
9	令和3年度武蔵野市東京うど組合品評会開催方法等の変更（JA主催事業、市後援及び補助事業）	審査のみとし、表彰式は実施しない。また、うどについては即売を行わず、予約販売とする。	2月15日中止	感染拡大防止のため、中止	—	産業振興課
10	第30回武蔵野桜まつりのWEB開催	令和3年11月の実行委員会（書面開催）により、会場でのリアル開催を断念し、web開催を決定した。	3月15日公開 (予告ページは2月15日から公開)	ページビューの総数 18,384 (2月15日～6月30日)	次回以降の会場でのリアル開催の可否判断、三密を避ける対応（ブース出店数の調整や一部イベントの休止等）などに十分な検討をする。	産業振興課
11	夏休み親子教室「手作りうどん」教室の中止	8月10日に「夏休み親子教室手作りうどん」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症が急拡大していた時期だったので、中止にした。	8月10日中止	感染拡大防止のため、中止	—	産業振興課
12	文化事業団YouTubeチャンネルの開設（吉祥寺シアター・吉祥寺美術館含む）	文化事業団にかかわりのあるアーティストや施設特性などを生かした動画の制作や、動画を活用した公演やワークショップなどを、広く芸術文化を届けるために実施。令和3年度からは、一部の有料公演について配信動画を収録し、後日有料配信を行っている。	令和2年から継続	チャンネル登録者数 1,999件	—	市民活動推進課
13	専門相談を電話相談で対応	専門相談について、対面と電話どちらでも実施した。	令和2年から継続	—	—	市民活動推進課
14	税務相談の対面相談を中止	電話相談で対応。7月より対面相談を再開した。	令和2年から継続	—	—	市民活動推進課
15	友好都市安曇野市への市民交流ツアー中止	友好都市安曇野市への市民交流ツアーを中止した。	2月～3月中止 令和3年11月中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
16	友好都市南房総市への市民交流ツアー中止	友好都市南房総市への市民交流ツアーを中止した。	2月～3月中止 令和3年11月中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
17	友好都市大崎上島町への市民交流ツアー中止	友好都市大崎上島町への市民交流ツアーを中止した。	2月～3月中止 令和3年11月中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
18	友好都市宿泊施設利用助成の中止	まん延防止等重点措置期間については、国内友好都市の宿泊施設利用助成を中止した。	1月21日～3月21日中止	—	—	多文化共生・交流課
19	アメリカ合衆国ラボック市からの青少年交流団受入中止	アメリカ合衆国ラボック市からの受入を中止した。	夏季予定中止 5月9日中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
20	ロシア連邦ハバロフスク市への青少年交流団派遣中止	ロシア連邦ハバロフスク市への派遣を中止した。	夏季予定中止 5月9日中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
21	ルーマニア・ブラショフ市への青少年交流団派遣中止	ルーマニア・ブラショフ市への派遣を中止した。	夏季予定中止 5月9日中止決定	8月に青少年オンライン交流を実施。	—	多文化共生・交流課
22	韓国忠州市への青少年交流団派遣中止	韓国忠州市への派遣を中止した。	夏季予定中止 5月9日中止決定	—	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
23	韓国ソウル特別市江東区の青少年交流団受入中止	韓国ソウル特別市江東区からの受入を中止した。	夏季予定中止 5月9日中止決定	1月及び8月に青少年オンライン交流を実施。	中止期間の長期化により、経験・知識等の継承が難しくなる。	多文化共生・交流課
24	消防団歳末消防特別警戒巡視の規模縮小	感染リスクを下げるため、および団員の負担軽減を図るため、例年12月26日から約1週間各分団詰所を拠点とする警戒活動を、各分団の判断で、12月中旬に5日間実施する方法を継続した。	12月1日から31日まで	・12月26日に巡視を実施（市長、副市長、消防署長、正副議長、正副総務委員長出席） ・12月1日から31日まで、各分団5日間の警戒を実施。	—	防災課
25	吉祥寺駅周辺帰宅困難者対策訓練の規模縮小	感染症対策の観点から駅周辺での訓練を控え、他の機関への人の出入りが発生しないように市役所を中心として、一時滞在施設、公共交通機関との通信訓練を主体として実施した。	3月11日	—	市民へ啓発する機会の減少	防災課
26	第14回むさしの環境フェスタオンライン	一部事業をオンラインで情報発信「むさしのエコrefile」（若年層による環境活動団体・企業への取材記事）	オンライン：令和3年11月6日サイト公開継続	オンライン閲覧数： 令和3年11月6日～令和4年3月31日 5,640件	—	環境政策課
27	夏休みごみ探検隊	3密を避けるため、参加者の人数をそれまでの70人から35人に変更して開催した。	8月24日	参加者35名 アンケートの結果も非常によかったです。	定員に対する応募数が4倍を超えた。定員増と新型コロナウイルス感染症予防等のバランスの検討が必要。	ごみ総合対策課
28	市内一斉清掃	市内3駅参加者のみ受付での密を避けるため、ネットでの事前受付を導入した。また、同様の理由で清掃用具の貸出場所の受取については原則グループ代表者1名に制限。	11月27日	参加者3,337名 (うち市内3駅参加者は446名)	三鷹駅北口は集合場所がやや狭いため、密にならない集合場所の検討が必要。	ごみ総合対策課
29	民生児童委員、赤十字奉仕団、保護司会の会議・イベント等の縮小・中止等（書面開催の実施等）	人数縮小、時差・書面開催等で必要最小限の会議開催に留めた。	令和2年から継続	—	—	地域支援課
30	在宅医療・介護連携推進事業の市民セミナー開催	例年180人規模の会場で実施していたが、コロナ禍のため、規模を縮小して開催した。	1月14日	参加者22名 アンケートの結果も非常によかったです。	—	地域支援課

**【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
31	社会を明るくする運動	“社会を明るくする運動”武藏野市推進委員会は書面開催・書面表決。 ・“社会を明るくする運動”街頭広報活動（例年7月初旬）は中止。 ・非接型の広報として、吉祥寺駅北口のデジタルビジョンで啓発動画を強調月間(7月)中放映。 ・夏祭り等イベントにおける広報活動は、人数を制限して縮小実施。 ・7/17 第10回西部コミセンまつり ・8/20 本宿小学校夏祭り	令和2年から継続	—	—	地域支援課
32	児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）を分散会形式で実施	密を避けるため、3会場に分散し必要最小限の会議開催に留めた。	9月29日	参加70名	—	地域支援課
33	敬老記念事業（敬老福祉の集い）	会場の定員制限にも対応できるよう開催日を1日増やして3日間で6公演開催。遠方送迎バス、参加記念品（お弁当）は廃止。	10月4日から6日まで、1日2公演で合計6公演開催	—	—	高齢者支援課
34	シルバースポーツ大会	会場の定員制限にも対応できるよう午前・午後の2部制で実施。一般市民の募集は中止し、老人クラブ会員のみ参加。参加記念品（お弁当）は廃止。	10月15日開催	—	—	高齢者支援課
35	認知症月間講演会のハイブリッド開催	例年9月に開催する認知症を知る月間における講演会をオンライン配信とサテライト会場（3か所）のハイブリッド形式により開催。	9月4日 ただし、オンライン開催は実施しなかった。	—	—	高齢者支援課
36	認知症サポーター養成講座のオンライン開催	集合形式で実施していた認知症サポーター養成講座について、オンラインにて実施。	令和2年から継続 9月14日	令和4年度 計1回、受講者16名	—	高齢者支援課
37	認知症サポーターステップアップ講座の実施回数の削減とオンライン実施	例年全5回で開催していた講座を全3回の講座として実施。 施設訪問は実施せず、オンライン視聴と来場による講座や、ロールプレイを寸劇に変更するなど工夫をして実施した。	令和2年から継続 8月26日 9月20日 11月15日	令和4年度 第1回：12名 第2回：24名 第3回：29名	コロナ禍が続き、今後も認知機能の低下が進行することは十分考えられ、地域における支え合いは更に求められるところである。講座の内容、進行については新型コロナウイルス感染症の動向を見て再考する必要がある。認知症の普及啓発は可能な形で講座を開催したい。	高齢者支援課
38	専門相談員による認知症相談における電話相談の実施	これまで面談形式のみであった相談を電話でも対応することとし、緊急事態宣言発出中は電話相談のみに切り替え対応。 面談以外に電話相談も可能としたことで、来所者が不安を抱えず専門相談員に相談ができること、新型コロナウイルス感染症以外の理由でも（遠方に住んでいる家族、日中就労しており来所が難しい方）電話相談を利用するメリットが得られている。	令和2年から継続	令和3年度 電話相談対応件数16件（1月～12月） 令和4年度 電話相談対応件数14件（1月～12月）	—	高齢者支援課
39	口腔ケア教室の中止	令和3年2月以降、一部の施設で再開。	令和2年から継続	—	口腔ケアの必要性は認識しているものの、感染拡大により当面再開の目途が立たない施設もある。	高齢者支援課

**【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31時点)	課題等	担当課
40	Web会議システムを利用した介護認定審査会の実施	市会議室にて収集形式で行っていたものをZoomを利用した開催方式に変更。市会議室にて参加する者の分のiPadを準備のうえ、参加形態は希望制とし、希望する委員は自宅・職場等から参加可能とした。 (令和2年11月19日個人情報保護審議会にて審議)	令和3年から継続	—	—	高齢者支援課
41	ケアリンピック武蔵野2022	令和3年はオンラインを主にし、関係者のみ会場参加として実施したが、令和4年は会場実施とオンラインのハイブリッド形式により開催した。	11月16日	会場来場：90名 オンライン視聴数：635回線	個人情報等に配慮したオンラインのアーカイブ配信	高齢者支援課
42	離乳食動画配信	離乳食教室が中止になった代替として、教室の内容を動画にして配信。	令和2年から継続	離乳食動画6本、歯みがき動画2本	—	健康課
43	こうのとり学級等動画配信、動画視聴	令和2年2月から中止していたこうのとり学級の内容を「ゆりかごむさしの赤ちゃんのお世話動画」として武蔵野市助産師会の協力のもと作成。妊婦とご家族に出産後のイメージ作りや育児の参考としていただくためにホームページに掲載。 令和3年度は、こうのとり学級（平日クラス）の内容を土曜日クラス申込者に対して動画視聴にて実施。 令和4年度は、こうのとり学級（平日クラス・土曜日クラス）申込者に対して内容の一部を事前動画視聴として配信。	令和2年から継続	令和3年度 ・動画配信（赤ちゃんのお世話動画9本、事前視聴動画7本） 令和4年度 ・動画配信（赤ちゃんのお世話動画9本、事前視聴動画8本）	—	健康課
44	ゆりかごむさしの面接のオンライン対応	母子健康手帳の交付を受けており、妊娠28週以降の妊婦のうち、以下①～③のいずれかに該当するかたについて、オンラインで面接を実施。 ①医師から安静指示されている ②里帰り先に滞在している ③感染症などの罹患が心配で対面での面接に不安がある のいずれかに該当するかたについてオンラインにて面接を実施。	3月から継続	4月～11月 4件	—	健康課
45	ベビーカー貸出しサービス「ベビ吉」の休止	一部または全部の貸出し窓口で、ベビーカーの貸出しを休止	令和2年から継続	吉祥寺パーキングプラザ1か所のみ貸出し	吉祥寺パーキングプラザ以外の貸出窓口の再開時期の調整	子ども子育て支援課
46	むさしのジャンボリーの中止及び再開準備事業の実施	市及び青少年問題協議会（青少協）地区委員会で構成される実行委員会において、今年度の開催について協議をしましたが、例年どおりの実施については中止することとし、次年度以降の再開に向けて、青少協各地区委員会で再開準備事業を実施する。	5月中止決定 再開準備事業 7月21日～	7月から12月にかけて、11地区委員会がむさしのジャンボリーに代わる再開準備事業を実施した。	新型コロナウイルス感染症の対策緩和に応じて、次年度以降の通常実施を検討する。	児童青少年課
47	武蔵野市青少年善行表彰事業表彰式典の実施について	感染防止チェックシートの提出や基本的な感染対策を行い、出席者を絞っての開催	1月16日	受賞者の家族は1名まで出席可とした。	—	児童青少年課
48	親子稻作体験（田植え・稻刈り）の実施	健康観察表の提出や抗原検査の実施、基本的な感染対策を行い、実施	5月14日～15日（田植え） 9月10日～11日（稻刈り）	5家族17名参加（田植え） 5家族17名参加（稻刈り）	今後の参加者数の増などの検討	児童青少年課
49	鳥取県家族ふれあい自然体験事業の中止	新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、事業を中止した。	8月18日～22日中止	—	—	児童青少年課
50	青少協地区委員会委員委嘱式	各地区委員会からの出席人数の上限を10名程度とした。	5月27日	出席人数 72名	出席人数の制限解除の可否について検討する。	児童青少年課
51	自転車点検事業の一部中止	自転車街頭点検の一部を中止した。	2月3日、3月2日	—	—	交通企画課

**【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
52	自転車安全利用講習会の定員縮小開催	一般講習（通常定員80名）の定員を感染状況や会場の規模に応じて縮小し、感染防止対策を行ったうえで開催	1月22日(2回)、23日(2回)、2月20日(2回)、27日(2回)、3月13日(2回)、5月28日(2回)、6月30日(1回)、7月30日(2回)、8月28日(2回)、9月29日(1回)、10月22日(2回)、11月27日(2回)、12月17日(2回)、12月18日(2回)	—	—	交通企画課
53	青葉小路の交通安全対策に関する意見交換会の開催	開催案内の周知ピラで感染拡大防止のためのマスク着用や状況によっては来場しないことをお願いした。開催当日は、検温や感染症拡大防止のためのチェックシートを記載してもらうほか座席の間隔を十分確保する等の対策を講じて実施した。	6月29日	—	—	交通企画課
54	福祉型住宅の申込み方法の変更	従前の期間中に直接申し込む方法から、事前に電話による来庁予約をしたうえで、人数を調整して個別面談による申込みを実施。面談時には手指消毒及び検温を行い、申込者と職員の間にアクリル板を設置、1組終了ごとに机椅子等の消毒を実施。	令和2年から継続	—	—	住宅対策課
55	福祉型住宅の茶話会、アクティビティ休止	入居者同士の交流を図るため月1回開催している茶話会やコーラス等の催しを休止。 令和2年10月から換気、手指消毒、検温を徹底し、飲食を伴わない内容で再開していたが、令和2年12月1日以降再休止。令和3年12月に茶話会のみ再開したが令和4年1月から再休止。令和4年5月から再開。	令和2年から継続 令和4年5月から再開	—	—	住宅対策課
56	土曜学校等の生涯学習講座等の定員減	(1)土曜学校「サイエンスクラブ」 (2)土曜学校「ピタゴラスクラブ」の定員減(例年各回35名→18名)に伴う回数増(3回→4回) 上記土曜学校では、講座前に健康チェックシートの提出や検温等を実施した。	(1)6月18日～11月26日 全10回 (2)2月5日・12日・19日・26日 4回	(1)参加者40名 (2)参加者5日→15名、12日→18名、19日→17名、26日→16名	市民の参加希望を満たせず、学ぶ機会が減少する。	生涯学習スポーツ課
57	ファミリースポーツフェアの開催	午前と午後の2部制（完全入替）、事前申込制として開催	4月29日	来場者数：96組（316名）	来場者を制限することによる、市民のスポーツ・レクリエーションの機会の減少。	生涯学習スポーツ課
58	市民スポーツデーの中止	2月20日開催予定の市民スポーツデーを中止した。	2月20日中止	—	市民のスポーツ・レクリエーションの機会の減少。	生涯学習スポーツ課
59	市民体育大会・市民体育祭	緊急事態宣言等の状況により、市民体育大会・市民体育祭の一部の競技を中止した。	競技により異なる	中止となった競技 スキー、ソシアルダンス、水泳、合気道、ボウリング	市民のスポーツ・レクリエーションの機会の減少。	生涯学習スポーツ課
60	武蔵野市トラックレースの開催	例年開催していた「武蔵野市ロードレース」の内容を変更し、「武蔵野市トラックレース」として開催。公道ではなく陸上競技場トラックを周回する形とし、無観客、参加人数や会場内動線の制限、走行時以外のマスク着用等の感染症対策を講じた。	2月27日	参加人数：26チーム（71名） ※中学生の部は中止	参加者を制限することによる、市民のスポーツ・レクリエーションの機会の減少。	生涯学習スポーツ課

**【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】** 対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
61	武蔵野ふるさと歴史館 講演会のWEB開催	3月15日～ 文化財保護委員特別講義 「『樹木の話』一生きものとしての特徴から文化財までー」	3月15日～	3月15日～12月31日 視聴数 361回	配信環境の整備。配信にかかる電子機器（マイク・カメラ等）を整える必要がある。	生涯学習スポーツ課
62	武蔵野ふるさと歴史館 講演会のWEB開催	3月23日 文化財保護委員特別講義「国分寺崖線につくられた別荘庭園の楽しみ方」	3月23日	参加者 48名	配信環境の整備。Zoom配信の際、受講者側が録画できない等講演会対応したライセンス契約ではない。また配信にかかる電子機器（マイクやカメラ等）を整える必要がある。	生涯学習スポーツ課
63	武蔵野ふるさと歴史館 歴史館大学の一部WEB配信	歴史館大学「東国の中世」は通常の対面講義に加えて、ネット同時配信を行い、受講可能者数を増やした。	1月22日、2月26日、3月26日	11名×3回	配信環境の整備。Zoom配信の際、受講者側が録画できない等講演会対応したライセンス契約ではない。また配信にかかる電子機器（マイクやカメラ等）を整える必要がある。	生涯学習スポーツ課
64	令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」の開催	2回入替制で実施するとともに、オンライン配信や二次元コードを使用した入場管理など、感染防止対策を徹底したうえで実施した。また、同日に令和2年度武蔵野市成人式代替イベント「未来をひらくはたちのつどい」を実施した。	1月10日	1回目：343名 2回目：299名 代替イベント：187名	コロナ禍でも安全に実施できる形の検討	生涯学習スポーツ課
65	浄水場見学会の受入中止	例年実施している浄水場見学会の受け入れを中止。 代替措置として、浄水場見学動画の利用を推奨。	令和2年から継続	—	令和5年度からの再開を検討	水道部総務課

## (11)組織体制、感染拡大防止対策

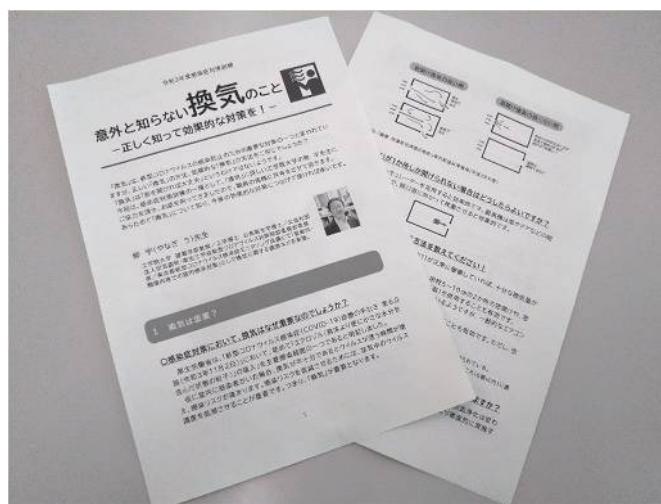
### －令和4年の主な動き－

感染拡大時の職場における集団感染の発生や、出勤人数の制限を行う等の事態が起こることを想定し、非常時優先業務やその執行体制について定める「新型コロナウイルス感染症業務継続計画（B C P）」に基づく各課の非常時優先業務（令和4年度）の確認や点検を行った。

また、国や東京都の方針変更を踏まえながら「「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド」を改訂しつつ、職員の感染防止対策等について引き続き周知を行った。

厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 第6.0版（令和3年11月2日）」において、初めて「エアロゾル<sup>1</sup>の吸入」を主要感染経路の一つであると明記した。これに伴い「換気」の重要性が認識されつつある状況のなか、専門家の協力のもと換気の重要性や効果的な換気の正しい知識を得るためにリーフレットを作成し、市庁舎や市関連施設と共有した。

感染の発生から約3年が経過し、従来対面や実地で行っていた業務や会議を、書面やオンラインで行うという取組みも徐々に定着をしてきた。この3年間の対応の中で、これまでの「当たり前」が必然的に見直され、業務効率化に繋がった側面もあるといえる。



換気の重要性や効果的な換気の正しい知識を得るためにリーフレット

<sup>1</sup> 飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子

## 【組織体制、感染拡大防止対策】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31時点)	課題等	担当課
1	参議院議員選挙投開票	投票所内での消毒液や飛沫防止シートの設置等、開票所内での従事者の削減等の感染症対策を実施した。	6月23日～7月10日	投票所23か所、期日前投票所3か所、開票所1か所	—	選挙管理委員会事務局
2	職員間の感染を防止するため、机上に飛沫防止パネルの配布・設置	職員間の感染を防止するため、飛沫防止パネルの配布・机上設置（マスクを外さざるを得ない食事の際などのリスク低減を目的とする。）	令和2年から継続	飛沫防止パネル大小各10枚・部品追加購入	—	人事課
3	市庁舎内の新型コロナウイルス消毒作業	市庁舎内における、専門業者による新型コロナウイルス消毒作業の実施	令和2年から継続	対象期間の実績なし	—	人事課
4	市庁舎各玄関（3箇所）への来庁者向け手指消毒液を設置	市庁舎各玄関（3箇所）及び総合案内等に、手指消毒用アルコールを設置した。	令和2年から継続	市庁舎の清掃等と併せて使用状況を把握し、随時補充した。	—	管財課
5	市庁舎等の受付カウンターへの飛沫感染防止パネル設置	市庁舎等のすべてのカウンターに、飛沫感染防止パネルを設置した。	令和2年から継続	令和2年に193台設置。 以後、レイアウト変更等に併せて追加設置。	—	管財課
6	飛沫感染防止パネルの市主催事業等への貸出	市主催事業等での使用のため、飛沫感染防止パネル10台を庁内に貸出した。	令和2年から継続	市主催の会議、研修会、イベント、市立小学校運動会等での使用のため庁内に貸出した。	—	管財課
7	サーモグラフィーカメラの市主催事業等への貸出	市所管施設及び市主催事業への貸出用として、サーモグラフィーカメラ1台を庁内に貸出した。  また、令和2年度に策定した運用ガイドラインを庁内に周知し、統一的な運用を図った。	令和2年から継続	市主催の会議、研修会、イベント、市立小学校運動会等での使用のため庁内に貸出した。	—	管財課
8	非接触式体温計の市主催事業等への貸出	市主催事業での体温測定用として、非接触式体温計6台を庁内に貸出した。	令和2年から継続	市主催の会議、研修会、イベント、市立小学校運動会等での使用のため庁内に貸出した。	—	管財課
9	市庁舎内の会議室の机・椅子等消毒用アルコールの貸出	市庁舎会議室の机・椅子等の消毒用として、会議室貸出時に消毒用アルコール・ペーパータオル等を併せて貸出した。  ※6月13日以降、希望があった場合のみの貸出に変更した（人事課発出の「『新しい日常』の定着に向けた職員のための実践ガイド」に併せた運用変更）。	令和3年から継続	市庁舎会議室での会議、研修会、イベント等の際に庁内に貸出した。	—	管財課
10	新築家屋の調査方法の変更	固定資産税・都市計画税の評価額を算定するための家屋調査について、極力所有者との接触を避けるため、訪問調査を原則実施せず、図面資料を郵送してもらうこととした。なお、所有者が希望する場合は、距離を保ったうえ、来庁・訪問で対応しているが、所有者建物内に入ることを控えている。	令和2年から継続 (令和2年8月から実施)	—	—	資産税課
11	市民課窓口の来庁者向け感染防止対策	来庁者が適切な距離を保って座れるよう、待合の椅子について一部の席を使用禁止とした。来庁者が途切れた折に消毒用アルコールで待合の筆記用具やカウンター等を消毒。	待合席の一部使用禁止：令和2年4月～ 消毒：新型コロナが問題となる以前より行っている。	—	—	市民課
12	市政センターの記載台の筆記具の適宜消毒実施、「手指消毒のお願い」表示の掲出	記載台の筆記具の消毒を適宜おこなう。 入口に消毒薬を設置し、ご来庁の際及びお帰りの際に手指の消毒をお願いする貼り紙をしている。	令和2年から継続	記載台の筆記具の消毒を適宜おこなっている。来庁者の方にも消毒のご協力をいただいている。	—	市政センター
13	手指消毒液、マスクの備蓄	窓口・イベント・会議用及び緊急用として手指消毒液、マスクを備蓄した。  アナフィラキシーショックを起こす可能性がある成分を含む消毒液について、購入時の注意喚起を庁内に対し行った。	令和2年から継続	マスク約5,000枚使用 消毒液約895リットル使用 備蓄状況 マスク約18万枚、消毒液約1,155ℓ	ローリングストックを行いながら計画的に備蓄を行う。	安全対策課

## 【組織体制、感染拡大防止対策】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
14	「意外と知らない換気のこと－正しく知って効果的な対策を！－」市庁舎及び市関連施設向けリーフレット作成	感染症対策として、「換気」の重要性が広まりつつあったため、換気について詳しい工学院大学の柳 宇（やなぎう）先生にお話を伺い、換気の重要性や効果的な換気の方法についてまとめてリーフレットを作成し、市庁舎及び市関連施設向けに周囲した。（危機管理対策事業の感染症対策訓練の一環として実施）	1月20日	全課宛に送付	—	安全対策課 人事課
15	国民健康保険及び国民年金に係る申請の一部郵送対応	加入申請、保険証・高齢者受給者証の再交付申請等の郵送対応を実施	令和2年から継続 (令和2年4月13日から継続)	—	—	保険年金課
16	保育施設等指導検査を書面中心で実施	保育施設等指導検査について、通常実地にて実施しているところ、昨年度に引き続き、書面中心で実施予定。	令和2年度から継続	実施期間：8月4日～令和5年2月21日 実施施設等数：36施設等	—	子ども育成課
17	ムーバスの特別ダイヤによる運行	乗客数減少の状況を考慮し、早朝や夜間の運行を減便した特別ダイヤにより全日運行を行う。	令和3年2月1日～令和4年1月31日	—	—	交通企画課
18	窓口対応記録票の作成（道路管理課）	窓口対応記録票（住所、氏名、連絡先、相談内容、対応した職員名を記載）を作成し、来庁者に記帳を依頼	令和2年から継続	平均記帳数：1ヶ月あたり約80件	—	道路管理課
19	例月現金出納検査の実施方法の変更	対面での説明聴取の際、飛沫感染防止パネルの設置、出席人数を最小限にする、換気を行う、3密を避けるため収容人数の多い会議室での実施など	1月28日、2月25日、3月29日、4月27日、5月27日、6月27日、7月27日、8月31日、9月29日、10月25日、11月28日、12月26日 * 令和2年から継続	12回	—	監査委員事務局
20	定期監査の実施方法の変更 (1第1回定期監査、2第2回定期監査、3財政援助団体等監査、4工事監査)	対面での説明聴取の際、飛沫感染防止パネルの設置、出席人数を最小限にする、換気を行う、3密を避けるため収容人数の多い会議室での実施など	(1)1月27日（1校）、1月31日（1校）、2月1日（2校）、2月3日（1校）、2月14日（教育委員会） (2)5月10日（4課）、5月11日（5課） (3)11月29日（2団体） (4)12月9日 * 令和2年から継続	18回	—	監査委員事務局
21	決算審査の実施方法の変更 (健全化判断比率等審査、基金融用出納検査を含む)	対面での説明聴取を書面審査に変更する、対面での説明聴取の際、飛沫感染防止パネルの設置、出席人数を最小限にする、換気を行う、3密を避けるため収容人数の多い会議室での実施など	水道事業会計・下水道事業会計：7月6日 一般会計（17課）：7月22日、7月25日、7月26日 * 令和2年から継続	19回	—	監査委員事務局
22	新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）に係る令和4年度非常時優先業務の選定	感染の拡大に備え、各課の非常時優先業務を選定するよう周知。	4月	各課の非常優先業務を取りまとめ、全庁に周知した。	今後の感染状況を見ながら、令和5年度の優先業務の選定を行う必要があるか検討する。	総務課
23	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を実施するための職の設置、担当職員の配置	令和3年12月15日付で職の設置を行った地域支援課臨時特別給付金担当課長、担当係長の職を継続し、1名の担当職員を含め計3名の職員を配置した。加えて、令和4年10月17日付で1名の担当職員を兼務で配置した。	令和3年から継続	—	—	企画調整課 人事課
24	新型コロナウイルス感染症の予防に係る職免事由の追加	新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合及び接種に伴う副反応が生じた場合においても、職務専念義務を免除できることとした。	令和3年から継続	—	—	人事課
25	職員に対し、手洗いや咳エチケット等の徹底や定期的な職場換気を指示	職員に対し、手洗いや咳エチケット等の徹底や定期的な職場換気を指示	令和2年から継続	—	—	人事課
26	公共交通機関を利用する職員に時差勤務を奨励	公共交通機関を利用する職員に時差勤務を奨励	令和2年から継続	—	—	人事課
27	時差勤務における勤務パターンの臨時の拡大	時差勤務における勤務パターンの臨時の拡大	令和2年から継続	—	—	人事課

## 【組織体制、感染拡大防止対策】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31時点)	課題等	担当課
28	新型コロナウイルス感染症に係る職免とする事由の取扱いについて周知	新型コロナウイルス感染症に係る職免とする事由の取扱い、その後の取扱いの変更について周知	令和2年から継続	—	—	人事課
29	財政援助出資団体職員の健康状態の把握及び報告について所管の所属長に指示	財政援助出資団体職員の健康状態の把握及び報告について所管の所属長に指示	令和2年から継続	—	—	人事課
30	所属職員の新型コロナウイルス感染症にかかる報告の方法及び情報の取扱いについて指示	所属職員の新型コロナウイルス感染症にかかる報告の方法及び情報の取扱いについて指示	令和2年から継続	—	—	人事課
31	妊娠中の職員への配慮について所属長へ周知	妊娠中の職員への配慮（男女雇用機会均等法に基づく健康管理上の措置）について所属長へ周知	令和2年から継続	—	—	人事課
32	『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド～職場で感染しないさせないために～』を作成・周知	勤務中や通勤における対策や職員の体調管理・感染した場合の対応等をまとめ、周知	令和2年から継続 1月14日改訂 4月27日改訂 6月9日改訂 11月1日改訂 12月12日改訂	—	—	人事課
33	東京都新型コロナワクチン職域接種の利用について	東京都における新型コロナワクチン職域接種の利用について、財援団体等、関係団体の希望職員を対象にワクチン接種を案内	2月2日	35人の利用希望者全員へ接種を案内済み	—	人事課
34	Web会議システムの試行実施	全庁にてWeb会議用端末を活用。	令和2年から継続	端末の利用実績（全庁） 1月～12月合計：3,961回	各部庶務担当課の機器の管理や貸出し、各課担当者の会議準備等業務が増加している。	情報政策課 (旧：情報管理課)

## (12)議会

### －令和4年の主な動き－

令和3年に引き続き、「新型コロナウイルスに関する市議会の対応方針」に基づき、感染防止対策を十分に講じたうえで、本会議及び各委員会の運営を行った。

令和2年以降中止をしていた行政視察については、令和4年6月30日から受入れを再開した。同年10月以降は市外への視察等についても順次再開し、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ泊数を変更するなどして、4つの常任委員会全てで行政視察を実施したほか、全国市議会議長会フォーラム等に参加することができた。

また、武蔵野市議会基本条例制定後初の「市民と議会との意見交換会」を11月に開催した際には、会場とオンラインの併用開催とし、三密を避けながら市民との意見交換を行うことができた。

令和4年の年明け以降の感染拡大に伴い、委員会開催時の委員会室の執行部席を引き続き減らし、常時換気を行うなど、感染防止対策を継続実施した。

令和2年以降継続している常任委員会及び外環道路特別委員会のインターネット中継の実施については、令和4年も1万件を超えるアクセスがあるなど、多くの方の視聴があり、新型コロナウイルス感染症に伴う対応の中でも議会の審議、審査の模様を確実に市民に伝えることができた。

傍聴に係る託児については、引き続き中止とした。



市民と議会との意見交換会(会場とオンラインの併用で開催)

**【議会】**

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	新型コロナウィルスに関する市議会の対応方針について等	武蔵野市新型コロナウィルス感染症対策本部設置期間における市議会の対応方針を決定（令和2年4月～同年6月）（令和2年7月以降の武蔵野市新型コロナウィルス感染症対策本部設置期間中） 議員の新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る対応等についてを決定	令和2年から継続	—	—	議会事務局
2	行政視察受入れ、市外への行政視察の中止	他市議会の行政視察の受入れを中止し、市議会ホームページで周知した。 6月30日以降は視察の受入れを再開し、10月以降は市外等への視察も再開した。	令和2年から継続 ※令和4年6月30日から受入れ再開。10月以降は市外への視察再開。	—	—	議会事務局
3	傍聴に係る託児の受入れを中止	本会議及び委員会傍聴に係る託児の受入れを中止し、市議会ホームページで周知した。	令和2年から継続	—	—	議会事務局
4	本会議開催に伴う感染防止対策の実施	本会議傍聴にあたっての注意喚起の貼り紙を貼付。 本会議中の本会議場の各扉を常時開放。 執行部側の出席を最低限とし、該当する案件が終了したら退席を可とした。 本会議及び委員会の議事説明員について、最小限とし、委員会中の入退場も可とした。 本会議開催にあたり、本会議場前の傍聴受付窓口の飛沫防護対策を行った。	令和2年から継続	—	—	議会事務局
5	本会議場での議員発言席の設置	本会議場中央に議員発言席を設け、一般質問再質問や委員長報告への質疑などは発言席で行い、議場議員席での発言をしないこととした。	令和3年第3回定例会以降	—	移動時間の増による会議時間の増大	議会事務局
6	本会議場執行部席後列への飛沫防止透明パネル設置	本会議場執行部席2列目に飛沫防止透明パネルを設置するとともに、発言は着座で行うこととした。	令和3年第3回定例会以降	—	—	議会事務局
7	委員会開催に伴う感染防止対策の実施	委員会室の窓及びドアの常時開放。 会派控室前及び委員会室前のソファーの利用を遠慮いただくよう貼り紙を貼付。 委員会室の傍聴席を半数程度とし、距離を置いて席を配置。	令和2年から継続	—	—	議会事務局
8	委員会開催に伴う感染防止対策の実施	委員会室の執行部席を減した。	令和4年2月閉会中委員会から	—	—	議会事務局
9	常任委員会及び外環道路特別委員会インターネット中継を実施	常任委員会及び外環道路特別委員会の審査の模様をインターネット中継を通じ広く市民に伝えられた。 緊急事態宣言下では、委員会傍聴をご遠慮いただくことでしたが、インターネット中継を行つたことで委員会の公開性を担保できた。また、説明員を最低限とすることができた。	令和2年から継続	【インターネット生中継 アクセス数（常任委員会及び外環道路特別）】 1月～12月：11,507件	—	議会事務局
10	常任委員会及び外環道路特別委員会等開催時の飛沫防止透明パネル設置	常任委員会及び外環道路特別委員会等開催時、委員間および理事者間に飛沫防止透明パネルを設置した。令和4年2月閉会中委員会からは委員間のみ設置。（執行部席を減したことにより、理事者間のパネルは撤去）	令和3年第3回定例会以降	—	—	議会事務局
11	予算特別委員会における会議時間短縮	予算特別委員会において、各費目審査日の時間短縮を目的として、例年各費目審査前に行っている執行部説明を、初日の正副委員長互選後に一括して行った。	令和3年から継続 3月14日 正副委員長互選後	各費目審査日の終了時間が、1～2時間程度短縮した。	—	議会事務局
12	予算特別委員会時の飛沫防止透明パネル設置	予算特別委員会開催時、委員間及び理事者間に飛沫防止透明パネルを設置した。	令和3年から継続 3月15日～3月23日	—	—	議会事務局
13	決算特別委員会における会議時間短縮	決算特別委員会において、各費目審査日の時間短縮を目的として、例年各費目審査前に行っている執行部説明を、初日の正副委員長互選後に一括して行った。	令和3年から継続 9月15日 正副委員長互選後	各費目審査日の終了時間が、1～2時間程度短縮した。	—	議会事務局
14	決算特別委員会時の飛沫防止透明パネル設置	決算特別委員会開催時、委員間及び理事者間に飛沫防止透明パネルを設置した。	令和3年から継続 9月15日～9月22日	—	—	議会事務局

## (13)ワクチン接種への対応

### －令和4年の主な動き－

令和3年2月17日から予防接種法に基づく臨時接種として接種が開始されて以降、市医師会をはじめとする関係機関と連携し、国が示す方針に沿って「初回接種（1・2回目接種）」、「追加接種（3回目接種）」、「第二期追加接種（4回目接種）」、「小児接種」、「乳幼児接種」、オミクロン株対応2価ワクチンなどを使用した「令和4年秋開始接種」などに柔軟かつ速やかに対応したうえで、安全、確実な接種を実施してきた。

追加接種、第二期追加接種、令和4年秋開始接種においても、初回接種と同様、市内約60医療機関での個別接種及び集団接種では市独自の取り組みとして「予約なし接種」や「夜間接種」を実施し、接種を希望する方がより接種しやすい体制を整えた。7月には都内初の試みとして東京都と連携した臨時接種会場（商工会館）での予約なし接種を実施した。実施にあたっては、吉祥寺街頭でのキャンペーン活動、市内大学への働きかけ、路線バスへ等の広告の掲出等を行い、結果として、都内在住・在学・在勤245人が接種し、課題であった若年層の3回目接種推進に大きな役目を果たした。本事業については複数のメディアや厚生労働省に好事例として取り上げられ、以降、都内各地で同様の取り組みが展開されるモデルケースとなった。

また、より安全で確実な接種を実施するため、5～11歳の小児がワクチン接種後、急を要する副反応等が生じた場合の救急受入れについて、3月に武藏野赤十字病院と協定を締結した。11月には、全対象者に拡大したうえで、再度協定を締結した。

3・4・5回目接種としてオミクロン株対応2価ワクチンを接種した市民は、令和4年12月26日午前9時時点では54,072人、12歳以上人口<sup>1</sup>に対する接種率は40.3%となり、同日の都内12歳以上人口に対する接種率38.3%<sup>2</sup>を2ポイント上回る接種実績となった。



市庁舎1階ロビーを活用した集団接種会場



協定締結式の様子（左から武藏野医師会長・武藏野市長・武藏野赤十字病院院長）

<sup>1</sup> 人口は、令和4年1月1日時点の人数（健康情報システムから抽出）

<sup>2</sup> 都内接種率は東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト参照

## 【ワクチン接種への対応】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
1	武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部の設置	新型コロナワクチンの住民接種の円滑な実施を推進するため、市長を本部長とする「武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置し、接種実施に係る協議を実施。	令和3年1月7日以降	武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議第38回～59回を開催（合計22回）。	—	健康課(ワクチン担当)
2	接種計画の策定	①武蔵野市新型コロナウイルスワクチン追加接種実施計画 ②武蔵野市新型コロナウイルスワクチン第二期追加接種実施計画 ③武蔵野市新型コロナウイルスワクチン小児接種実施計画 ④武蔵野市新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種実施計画 ⑤武蔵野市新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種実施計画	①第2.1版策定：4月8日 ②第1版策定：6月13日 ③第2版策定：9月13日 ④第1版策定：11月7日 ⑤第1版策定：11月7日	—	—	健康課(ワクチン担当)
3	新型コロナワクチン接種に関する情報発信	下記の媒体で、新型コロナワクチンの接種に関する情報発信を実施。 ①市報 ②季刊むさしの ③市ホームページ新型コロナウイルスワクチントップページ ④Facebook・LINEの市公式アカウント ⑤Twitterの新型コロナワクチン接種担当公式アカウント ⑥TikTokの新型コロナワクチン接種担当公式アカウント（試行実施）	①毎月2回 ②春・夏・秋号 ③令和3年2月19日開設 ④令和3年4月以降随時 ⑤令和3年9月1日開設 ⑥令和3年10月1日開設	⑤いいね数：3,037件（令和4年1月1日～12月31日）	国の方針変更にも柔軟に対応し、分かりやすく市民に伝えること	健康課(ワクチン担当)・秘書広報課(秘書担当)
4	初回（1・2回目）接種の実施	集団接種会場と市内医療機関（最大6カ所）で、初回接種を実施。	集団接種：令和4年2月19日～12月24日 個別接種：令和3年5月26日から継続	1回目市民接種率：88.3% 2回目市民接種率：87.9% ※令和4年12月26日時点	—	健康課(ワクチン担当)
5	令和4年秋開始接種の実施	①集団接種会場と市内約60医療機関で、オミクロン株対応2価ワクチン接種の実施（3～5回目）。市集団接種では「予約なし接種」、午後8時までの「夜間接種」を実施 ②集団接種会場で武田社（ノババックス）ワクチン接種の実施（3～5回目）。市集団接種では「予約なし接種」を実施	①集団接種：令和4年9月24日以降 個別接種：令和4年10月5日以降 ②集団接種：令和4年11月17日以降	①3～5回目市民接種率：40.3% ※令和4年12月26日時点	—	健康課(ワクチン担当)
6	高齢者及び障害者通所サービス事業所従事者の集団接種	市内高齢者及び障害者通所サービス事業所従事者を対象とした集団接種を実施。	令和4年1月29日	接種人数：168名	—	健康課(ワクチン担当)・高齢者支援課・障害者福祉課
7	高齢者及び障害者通所サービス事業所利用者の集団接種	市内高齢者及び障害者通所サービス事業所利用者を対象とした集団接種を実施。	追加接種 高齢者施設：1月23日、24日 障害者施設：2月10日、19日、25日	3回目接種の予約者数：435件	—	健康課(ワクチン担当)・高齢者支援課・障害者福祉課
8	外国籍市民への新型コロナウイルスワクチン接種についての支援	言葉の壁や予約の仕方が分からぬことで接種に至らない外国籍市民が一定数存在することを踏まえて下記のとおり対応。 ①未接種の外国籍市民を対象に接種勧奨の手紙を発送 ②武蔵野国際交流協会（MIA）及び多文化共生・交流課で予約及びワクチンパスポート申請の支援及び予診票の記入、会場への同行などを実施 ③新型コロナワクチン関連情報をやさしい日本語に翻訳し市ホームページに掲載	②令和2年から随時	②予約支援者数9名、ワクチンパスポート申請支援者数11名、予診票記入3件、接種会場への同行2件	—	多文化共生・交流課・健康課(ワクチン担当)

## 【ワクチン接種への対応】

対象期間：令和4年1月～12月

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和4年)	実績 (令和4年12月31日時点)	課題等	担当課
9	高齢者施設等入所者および従事者の施設接種	市内各施設にて接種を実施。	追加接種：1月8日～3月16日 第二期追加接種：9月14日まで 令和4年秋開始接種：11月10日～	追加接種の実施施設数：30施設 第二期追加接種の実施施設数：29施設 令和4年秋開始接種の実施施設数：27施設	—	健康課(ワクチン担当)・高齢者支援課
10	障害者施設等入所者および従事者の施設接種	障害者入所施設（わくらす）にて接種を実施	①追加接種：1月31日～2月19日 第二期追加接種：7月20日～9月14日 令和4年秋開始接種：11月14日～12月21日	①追加接種：入所者35名、従事者92名 第二期追加接種：入所者34名、従事者16名 令和4年秋開始接種：入所者31名、従事者10名	—	健康課(ワクチン担当)・障害者福祉課
11	高齢者への予約支援	①予約サポートセンター ②65歳以上の未接種者及び市集団接種未予約者を対象に、集団接種郵送申請書を送付し、希望者へ予約の割り当てを実施	①追加接種開始時：1月19日、20日、26日、27日、2月2日、3日 第二期追加接種開始時：6月15日、16日、22日、23日、29日、30日 オミクロン株対応2価ワクチン接種開始時：10月28日、11月2日、4日	①予約サポートセンターでの予約件数 追加接種開始時：428件 第二期追加接種開始時：567件 オミクロン株対応2価ワクチン接種開始時：307件（全1,302件）	—	健康課(ワクチン担当)
12	市報以外の広報物	①ワクチン接種にかかる情報について、聴覚障害者への案内を充実させるため、手話動画を作成し、市ホームページとYoutubeの市公式アカウントに掲載。 ②障害のある方への広報誌「つながり・こころのつながり」に掲載し、ワクチン接種にかかる情報の周知を図った。 ③子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」に掲載し、ワクチン接種にかかる情報の周知を図った。	①第5報：2月10日公開 第6報：6月21日公開 ②令和4年6月7日発行（臨時号） ③随時	①2回 ②1回 ③15回	—	健康課(ワクチン担当)・障害者福祉課
13	副反応発生時の受け入れに係る協定	コロナワクチン接種に伴い、接種者に重篤な副反応が発生した場合の救急受入れについて、武藏野赤十字病院と協定を締結した。	小児接種：令和4年3月1日 全世代：11月1日	—	—	健康課(ワクチン担当)
14	ワクチン接種証明書の発行	①予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、被接種者から申請に基づき市が交付（紙媒体）。 ②マイナンバーカードと、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンを所持している市民がアプリを活用して、自身で接種証明を取得 ③令和4年7月26日にコンビニ交付開始。主要なコンビニで交付が可能	①令和3年7月26日から継続 ②令和3年12月20日から継続 ③令和4年7月26日から継続	①4,171件 ②28,424件 ③298件 ※令和4年12月31日時点	—	健康課(ワクチン担当)

## 5 資料編

**資料1** 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録(令和4年1月～12月)

**資料2** 新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議の記録  
(令和4年1月～12月)

**資料3** 新型コロナウイルス感染防止のための武藏野市公共施設等の利用基準  
(令和4年10月)

**資料4** 武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方(第6版)(令和4年11月)

**資料5** 令和3年度決算における新型コロナウイルス感染症の影響額(総括表)

**資料6** 武藏野市新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種実施計画  
(第1版 令和4年11月7日)

**資料7** 武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員・事務局名簿  
(令和4年12月31日現在)

**資料8** 武藏野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部 本部員・事務局名簿  
(令和4年12月31日現在)

## 資料1

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録（令和4年1月～12月）

会議名	開催日	内容
第89回対策本部会議	1月6日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部）      4 高齢者施設及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査等の実施状況について（健康福祉部）      5 令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」について（教育部）      6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のコールセンターの設置について（健康福祉部）      7 緊急経済対策の現況について（市民部）</p>
第90回対策本部会議	1月14日(金)	<p>【協議事項】</p> <p>東京都「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応(1月7日)」に基づく、1月31日までの期間における市の施設及び事業等の対応について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 東京都の新型コロナウイルス感染症の重症者等を受け入れる宿泊療養施設の利用状況について（総合政策部）      4 公会堂利活用社会実験の中止について（都市整備部）      5 都立施設の臨時休園・臨時休館について（環境部）      6 惠商法被害防止街頭キャンペーンの中止について（市民部）      7 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      8 職員の感染防止対策の徹底について（総務部）      9 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第91回対策本部会議	1月25日(火)	<p>【協議事項】</p> <p>「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方(第3版)」の運用一部変更について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 まん延防止等重点措置期間における文化施設等及び生涯学習施設について（市民部、教育部）      4 まん延防止等重点措置期間における友好都市宿泊施設利用助成事業について（市民部）      5 まん延防止等重点措置期間における健康福祉部所管の施設及び事業について（健康福祉部）      6 まん延防止等重点措置期間における自然の村の取扱いについて（子ども家庭部）      7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について（健康福祉部）      8 新型コロナウイルス感染症業務継続計画(BCP)に係る非常時優先業務等の確認等について（総務部）      9 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      10 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第92回対策本部会議	2月9日(水)	<p>【協議事項】</p> <p>「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴う市の施設及び事業等の対応について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部）      4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について（健康福祉部）      5 芸能文化祭の開催変更について（健康福祉部）      6 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      7 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第93回対策本部会議	2月16日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 友好都市宿泊施設利用助成事業の取扱について（市民部）      4 学校施設開放の中止について（教育部）      5 緊急経済対策の現況について（市民部）      6 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      7 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第94回対策本部会議	3月4日(金)	<p>【協議事項】</p> <p>「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴う市の施設及び事業等の対応について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 まん延防止等重点措置期間について（市民部）      4 市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部）      5 国の生活困窮者支援策の申請期限延長等について（健康福祉部）      6 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第95回対策本部会議	3月24日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 まん延防止等重点措置期間の終了に伴う市の施設及び事業等の対応について（各部）      4 水道料金・下水道使用料の支払い猶予の受付期間延長について（環境部・水道部）      5 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      6 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第96回対策本部会議	4月8日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 緊急経済対策の現況について（市民部）      4 市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部）      5 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について（健康福祉部）      6 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第97回対策本部会議	4月22日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 大型連休中の対応について（防災安全部、健康福祉部）      3 各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）      4 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>

会議名	開催日	内容
第98回対策本部会議	5月9日(月)	<p>【協議事項】 令和4年度の海外友好都市との交流事業の中止について（市民部） 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3緊急経済対策の現況について（市民部） 4市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 5各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第99回対策本部会議	5月26日(木)	<p>【協議事項】 「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準」の一部変更について 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2健康福祉部所管の施設及び事業について（健康福祉部） 3夏季プール（武蔵野プール）の実施について（教育部） 4市立小・中学校におけるマスク着用について（教育部） 5子育て支援施設等におけるマスク着用について（子ども家庭部） 6「令和3年版 新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書」について（防災安全部） 7国的生活困窮者支援策の申請期限延長等について（健康福祉部） 8東京都が設置する酸素・医療提供ステーションについて（健康福祉部） 9各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部） 10その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第100回対策本部会議	6月13日(月)	<p>【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3緊急経済対策の現況について（市民部） 4市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 5「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイドの改訂について（総務部） 6各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第101回対策本部会議	6月29日(水)	<p>【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第102回対策本部会議	7月11日(月)	<p>【協議事項】 市で主催又は共催等により実施する飲食を伴う事業やイベントの取扱いについて 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3市内におけるPCR検査（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 4経済対策等調整部会について（総合政策部） 5令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について（健康福祉部） 6各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第103回対策本部会議	7月27日(水)	<p>【協議事項】 市職員等、市施設等及び市が当該事業について指導監督権限を有している施設等において検査陽性反応者が発生した場合の公表に伴う運用変更について 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2感染急拡大に伴う自宅療養者支援センターの対応について（防災安全部） 3高齢者施設及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査等の実施状況について（健康福祉部） 4各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部） 5その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第104回対策本部会議	8月23日(火)	<p>【協議事項】 令和4年9月補正予算（案）に係る「武蔵野市くらしと地域を守り育むための対応方針（新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応方針）（案）」の内容について 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改定について（防災安全部） 4緊急経済対策の現況について（市民部） 5市内におけるPCR検査等（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 6国的生活困窮者支援策の申請期限の延長について（健康福祉部） 7鳥取県家族ふれあい自然体験事業の中止について（子ども家庭部） 8各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第105回対策本部会議	9月13日(火)	<p>【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3市内におけるPCR検査等（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 4国的生活困窮者支援策の申請期限の延長等について（健康福祉部） 5水道料金・下水道使用料の支払い猶予受付の終了について（環境部・水道部） 6各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部） 7その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第106回対策本部会議	10月6日(木)	<p>【協議事項】 1武蔵野市における感染者発生時の公表の見直しについて 2「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準」の一部変更について 【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3市内におけるPCR検査等（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 4緊急経済対策の現況について（市民部） 5「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改定について（防災安全部） 6各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>
第107回対策本部会議	11月7日(月)	<p>【報告事項】 1新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部） 2自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部） 3市内におけるPCR検査等（行政検査）の実施状況について（健康福祉部） 4緊急経済対策の現況について（市民部） 5学校施設開放、体育施設及び生涯学習施設貸出定員制限の解除について（教育部） 6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（総合政策部） 7「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改定について（防災安全部） 8各施設等における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者等の判明について（各部）</p>

会議名	開催日	内容
第108回対策本部会議	12月2日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生状況について（防災安全部）      2 自宅療養者支援の実施状況について（防災安全部）      3 市内におけるPCR検査等（行政検査）の実施状況について（健康福祉部）      4 緊急経済対策の現況について（市民部）      5 「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（武藏野市立小・中学校）」の改訂について（教育部）      6 その他（国、東京都通知等の情報共有）（防災安全部）</p>
第109回対策本部会議	12月28日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 自宅療養者支援センターの年末年始対応について（防災安全部）      2 喫煙トレーラーハウスの人数制限の解除について（環境部）      3 「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイドの改訂について（総務部）</p>

## 資料2

## 新型コロナワクチン接種推進本部会議の記録（令和4年1月～12月）

会議名	開催日	内容
第38回推進本部会議	1月6日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1・2回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 3回目接種に向けた接種体制について      4 (3)を踏まえた市の対応方針      5 2回目接種完了からの接種間隔に関する基本的な考え方      6 高齢者施設等の入所者及び従事者への接種の進捗状況について      7 65歳以上(施設入所者等以外)の予約・接種日程      8 18～64歳の予約・接種日程      9 1～3月の集団接種会場について      10 予約サポートセンターの開設について      11 集団接種予約に係る郵送申請の実施状況について      12 個別接種について      13 5～11歳の方への1・2回目接種に向けた接種体制準備について</p> <p>【協議事項】</p> <p>武藏野市新型コロナワクチン追加接種実施計画の改訂について</p>
第39回推進本部会議	1月14日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1月13日付け事務連絡で国から示された接種間隔の更なる前倒しの考え方について      2 3回目接種用の接種券について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 3回目の市民接種の状況について      5 高齢者施設等の入所者・従事者及び通所サービス事業所の利用者・従事者への3回目接種について      6 本市への3回目接種用ワクチンの配分について      7 3回目接種に係る集団接種会場及び使用ワクチン等について      8 2月以降の医療従事者等への接種について      9 1・2回目接種の実施について(2・3月接種分)      10 大雪への対応について</p>
第40回推進本部会議	1月25日(火)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1・2回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1月19日(水曜日)3回目接種予約状況について      4 全ての接種対象者の接種間隔6ヶ月への前倒しについて      5 (4)の更なる前倒しを踏まえた予約開始日等の変更について      6 基礎疾患のある方、妊婦及びその同居のパートナー(以下、「妊婦等」という)を対象とした優先・先行予約受付について      7 保育所、幼稚園、認定こども園の従事者を対象とした優先予約受付について      8 本市への3回目接種用ワクチンの配分について      9 5～11歳の方の1・2回目接種について</p>
第41回推進本部会議	2月9日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1・2回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 3回目接種の予約状況について      4 3回目接種用接種券の送付について      5 今後の予約開始日等について      6 4月以降の個別接種の実施方針について      7 使用ワクチンについて      8 基礎疾患のある方、妊婦及びその同居者(以下、「妊婦等」という)を対象とした先行予約の受付について      9 保育所、幼稚園、認定こども園の従事者を対象とした優先予約の受付について      10 小児接種(5～11歳への接種)の1・2回目接種について</p>
第42回推進本部会議	2月16日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1・2回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 3回目接種の予約状況について      4 今後の予約開始日等について      5 集団接種の当日予約の受付開始について      6 4月以降の個別接種について      7 集団接種会場でのファイザー社製ワクチンの使用について      8 高齢者施設等の入所者及び従事者への接種状況について      9 65歳以上の高齢者を対象とした郵送申請の実施状況及び今後の予定について      10 小児接種(5～11歳)の1・2回目接種について</p>
第43回推進本部会議	3月4日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 1・2回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 3回目接種の予約状況について      4 ファイザー社製ワクチン集団接種日程の追加について      5 市内在勤の教職員等を対象とした優先接種について      6 当日予約受付の開始について      7 予約なしでの接種の実施について      8 今後の予約開始日等について      9 4月以降の集団接種(3回目接種)における夜間接種の実施について      10 4月以降の市コールセンターの運用について      11 12歳以上の1・2回目接種について      12 小児接種(5～11歳)の1・2回目接種について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 武藏野市新型コロナワクチン追加接種実施計画の改定について      2 武藏野市新型コロナワクチン小児接種実施計画の策定について</p>

会議名	開催日	内容
第44回推進本部会議	3月24日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 3回目接種の予約状況について      4 今後の3回目接種予約開始日について      5 4月中の3回目接種日程について      6 3月16日（水）深夜に発生した停電の影響について      7 個別接種（3回目接種・小児接種）を実施する一部医療機関の休止について      8 12~17歳を対象とした3回目接種について      9 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について</p>
第45回推進本部会議	4月8日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 3回目接種 予約状況について      4 3回目接種 今後の予約開始日について      5 3回目接種 4月から6月上旬までの集団接種会場について      6 3回目接種 集団接種会場における予約なしでの接種について      7 3回目接種 市内在住外国籍市民への接種勧奨通知の送付について      8 1・2回目接種（12歳以上）について      9 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      10 4回目接種について</p> <p>【協議事項】      武蔵野市新型コロナワイルスワクチン追加接種実施計画の改定について</p>
第46回推進本部会議	4月22日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 3回目接種 予約状況について      4 3回目接種 今後の予約開始日について      5 3回目接種 今後の接種について      6 3回目接種 PR動画の公開について      7 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      8 4回目接種について</p>
第47回推進本部会議	5月9日(月)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 3回目接種 予約状況について      4 3回目接種 今後の予約開始日について      5 3回目接種 今後の接種について      6 1・2回目接種（12歳以上）について      7 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      8 4回目接種について      9 市コールセンターの運用について</p>
第48回推進本部会議	5月26日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 3回目接種 予約状況及び今後の予約について      4 3回目接種 接種日程について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      7 4回目接種について      8 個別接種実施医療機関における冷蔵保管期限を超過したワクチン接種について</p>
第49回推進本部会議	6月13日(月)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 4回目接種について      4 3回目接種について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      7 武田社ワクチン（ノババックス）の接種について</p> <p>【協議事項】      武蔵野市新型コロナワイルスワクチン第二期追加接種実施計画（案）について</p>
第50回推進本部会議	6月29日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 4回目接種について      4 3回目接種について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について      7 予防接種証明書のコンビニ交付について</p>
第51回推進本部会議	7月11日(月)	<p>【報告事項】</p> <p>1 3回目の市民接種の状況について      2 1・2回目の市民接種の状況について      3 4回目接種について      4 3回目接種について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 小児（5~11歳）を対象とした1・2回目接種について</p>

会議名	開催日	内容
第52回推進本部会議	7月27日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 4回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 4回目接種対象者の拡大について      5 4回目接種 予約状況等について      6 3回目接種について      7 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      8 小児（5～11歳）を対象とした1・2回目接種について      9 オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について</p>
第53回推進本部会議	8月23日(火)	<p>【報告事項】</p> <p>1 4回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 4回目接種について      5 3回目接種について      6 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      7 小児（5～11歳）を対象とした1・2回目接種について      8 オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について</p> <p>【協議事項】</p> <p>令和4年10月1日以降のワクチン担当執務スペースについて</p>
第54回推進本部会議	9月13日(火)	<p>【報告事項】</p> <p>1 4回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの追加接種について      5 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      6 6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について      7 12歳以上を対象とした1・2回目接種について</p>
第55回推進本部会議	10月6日(木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 4回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 オミクロン株対応2価ワクチン接種について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      7 生後6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について</p>
第56回推進本部会議	10月25日(火)	<p>【報告事項】</p> <p>1 4回目の市民接種の状況について      2 3回目の市民接種の状況について      3 1・2回目の市民接種の状況について      4 オミクロン株対応2価ワクチン接種について      5 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      6 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      7 生後6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について      8 東京都大規模接種会場における新型コロナワクチンと高齢者インフルエンザワクチン同時接種について</p>
第57回推進本部会議	11月7日(月)	<p>【報告事項】</p> <p>1 オミクロン株対応2価ワクチン接種状況について      2 5回目接種の状況について      3 3回目、4回目接種の状況について      4 1・2回目接種の状況について      5 オミクロン株対応2価ワクチン追加接種について      6 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      7 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      8 生後6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 武蔵野市新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチン接種実施計画（案）について      2 武蔵野市新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種実施計画（案）について</p>
第58回推進本部会議	12月2日(金)	<p>【報告事項】</p> <p>1 オミクロン株対応2価ワクチン接種状況について      2 5回目接種の状況について      3 3回目、4回目接種の状況について      4 1・2回目接種の状況について      5 オミクロン株対応2価ワクチン追加接種について      6 武田社（ノババックス）ワクチンの取扱い変更について      7 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      8 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      9 生後6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について</p>
第59回推進本部会議	12月28日(水)	<p>【報告事項】</p> <p>1 オミクロン株対応2価ワクチン接種状況について      2 5回目接種の状況について      3 3回目、4回目接種の状況について      4 1・2回目接種の状況について      5 オミクロン株対応2価ワクチン追加接種について      6 12歳以上を対象とした1・2回目接種について      7 5歳から11歳までを対象とした小児接種について      8 生後6か月から4歳までを対象とした乳幼児接種について      9 今後のコロナワクチン接種について</p>

### 資料3

## 新型コロナウイルス感染防止のための武藏野市公共施設等の利用基準 (令和4年10月)

### 【1 共通利用基準】

文化施設・生涯学習施設・体育施設・コミュニティセンター等について、新型コロナウイルス感染防止のための具体的な利用基準を示すこととする。

施設利用者は、以下の全ての基準を遵守するものとする。

<b>①体調確認</b>	発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状がある場合、体調不良の場合は、利用を控えること。利用前にできる限り検温を行うこと。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の体調を確認すること。
<b>②マスク</b>	原則としてマスクを着用し、特に人と会話をする場合はマスク着用を徹底すること。 ただし、屋外において、他者と身体的距離（2メートル以上目安）が確保できる場合や、距離がとれない場合でも会話をを行わない場合、熱中症予防が必要な場合は、この限りではない。 ※国及び東京都の方針に変更があった場合はそれに従う。
<b>③手洗い・消毒</b>	入退館時に、手洗い・手指消毒を徹底すること。利用中もこまめに手洗い・手指消毒を行うこと。
<b>④対人距離</b>	大声を伴う可能性のある活動については、隣席との身体的距離（できるかぎり2メートル以上）を確保すること。 その他の活動についても、できる限り身体的距離を確保すること。
<b>⑤飲食</b>	飲食可能な施設において、隣席との身体的距離が確保され、十分な換気等が行われている場合は飲食可とする。 飲食時以外はマスク着用とする。会話が想定される場合は飲食禁止とする。 (注意) 各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。
<b>⑥利用者数</b>	国及び東京都の定める基準に基づき決定する。 (注意) 各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。
<b>⑦換気</b>	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめに部屋の換気を行うこと（1時間ごとに5～10分程度を目安として1時間に2回以上、1回に5分以上、2カ所以上の窓・扉を開放すること。または室温が下がらない範囲での常時窓開け）。
<b>⑧利用後に感染が判明した場合の報告</b>	施設利用後、新型コロナウイルス感染症検査において陽性が判明した場合は、すみやかに施設管理者に報告すること。なお、公表の取扱いについては「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」及び保健所の見解に基づき判断する。

裏面あり

(注意1) 上記基準の対象者は、主に貸出施設の利用者を想定している。図書館等の不特定多数の来館者が見込まれる施設（申込不要の自由来館型の施設）では、「⑥利用者数」及び「⑦換気」に関しては、原則として施設管理者が施設ごとの管理上の特性を踏まえて対応し、施設入退館時の消毒等により感染防止を徹底するものとする。

(注意2) 上記基準以外の細目は、施設の状況・特性等に応じて、施設管理者が別に定める。

## 【2 適用期間】

令和4年10月6日から当面の間

ただし、「海外からの帰国・入国者」の項目の削除については、令和4年10月11日から適用する。

## 武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方（第6版）

市が管理者である施設等で感染者(※)が発生した場合は、次のとおり公表いたします。

(※) 感染者…新型コロナウイルス感染症検査陽性判明者（みなし陽性含む）とします。

### 1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

### 2 公表の対象

市が管理者である施設等で感染者が発生した場合のうち、不特定多数の方が利用する施設の閉館や窓口業務の閉鎖など市民生活に影響がある場合又は市が公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められる場合

※市が管理者である施設等とは、市立施設のほか市の財政援助出資団体により運営を行う施設及び市が当該事業について指導監督権限を有している施設等をいう。

### 3 同意の原則

公表にあたっては、個人情報保護条例等の趣旨に鑑み、感染者及び事業者等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、原則として感染者（未成年の場合は保護者）や関係者（以下「感染者等」という。）の同意を得た情報について公表する。

### 4 同意が得られない場合の特例

市内で同時期に、同一の場所（家庭内感染は除く。）で複数の感染者が発生し、市民への感染拡大が強く懸念される場合、市は保健所等と協議のうえ、感染者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することがある。

### 5 公表内容

感染者の人数その他公衆衛生上の対策として、必要と認められる事項

### 6 公表の方法

以下のうち、必要な方法で情報を公表する。

- ① 市公式ホームページ
- ② プレスリリース
- ③ その他の方法

## 7 その他

- ① 公表にあたっては、濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、公表内容について個別に検討し判断する。
- ② 本考え方については、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

以上

資料5

令和3年度決算における新型コロナウイルス感染症の影響額について（総括表）

■影響額（歳出）

款		影響額						(千円)
		1.新規	2.拡充	3.継続	4.縮小	5.中止・延期	6.代替	
一般会計	1. 議会費					△ 5,895		△ 5,895
	2. 総務費	17,932		27,942	△ 70,950	△ 35,805	2,566	△ 58,315
	3. 民生費	2,766,897	141	161,213	△ 40,109	△ 8,523	18,823	2,898,442
	4. 衛生費	1,767,074	617	10,757	△ 26,599	△ 6,092		1,745,757
	6. 農業費					△ 2,403		△ 2,403
	7. 商工費	145,831	58,748	939,512	△ 11,848	△ 5,438	4	1,126,809
	8. 土木費	3,146			△ 3,087	△ 380		△ 321
	9. 消防費				△ 2,091	△ 3,137		△ 5,228
	10. 教育費	1,431		35,093	△ 328,101	△ 15,878	4,815	△ 302,640
	合 計	4,702,311	59,506	1,174,517	△ 482,785	△ 83,551	26,208	5,396,206
特別会計	国民健康保険事業会計			1,029				1029
	介護保険事業会計			198		△ 2,751	515	△ 2,038
公営企業会計	水道事業会計							0
	下水道事業会計							0
	総合計	4,702,311	59,506	1,175,744	△ 482,785	△ 86,302	26,723	5,395,197

- 1.新規 … 新たに実施した項目  
 2.拡充 … 拡充した項目(令和3年度)  
 3.継続 … 昨年度に引き続き実施した項目

- 4.縮小 … 事業を縮小した項目  
 5.中止・延期 … 事業を中止又は延期した項目  
 6.代替 … 中止・延期した事業の代わりに実施した項目

■影響額（歳入）

款		影響額			(千円)
		歳入増	歳入減	合 計	
一般会計	1. 市税		△ 1,370,456	△ 1,370,456	
	12. 分担金及び負担金		△ 6,572	△ 6,572	
	13. 使用料及び手数料		△ 45,526	△ 45,526	
	14. 国庫支出金	5,783,380	△ 18,011	5,765,369	
	15. 都支出金	160,082	△ 23,338	136,744	
	18. 繰入金	500,000		500,000	
	20. 諸収入		△ 2,583	△ 2,583	
	合 計	6,443,462	△ 1,466,486	4,976,976	
	国民健康保険事業会計	18,072	△ 26,269	△ 8,197	
	後期高齢者医療会計		△ 872	△ 872	
特別会計	介護保険事業会計		△ 1,007	△ 1,007	
公営企業会計	水道事業会計		△ 267	△ 267	
	下水道事業会計		△ 110	△ 110	
	総合計	6,461,534	△ 1,495,011	4,966,523	

※影響額の調査対象は一般会計、特別会計及び公営企業会計。  
 ※影響額の詳細については歳出／歳入の内訳のとおり。  
 ※影響額の減額は特に明記が無い限り当初予算との比較  
 ※軽微な影響などにより、掲載できていない内容もあります。

# 武藏野市 新型コロナウイルス オミクロン株対応2価ワクチン 接種実施計画

(第1版 令和4年11月7日)

※本資料は現時点での計画内容であり、  
今後、国の通知やワクチンの供給量等により内容を変更する場合があります。



## 1 基本的な考え方

### 接種体制構築にあたっての武藏野市の方針

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種として、厚生労働大臣の指示のもと、東京都や医療関係団体と連携し、オミクロン株対応2価ワクチン接種を希望する方に安全で確実な接種を行う体制を整える。

## 2 武藏野市の接種の特徴

- ① 武藏野市医師会と連携し、集団接種と医療機関での個別接種、さらに高齢者施設等への訪問接種によるハイブリッド型でフレキシブルに対応
- ② 予約の空き状況が一目でわかるよう、集団接種に加え、全ての個別接種実施医療機関の予約においてもインターネット予約システムを導入
- ③ 高齢者が安心して予約できるよう、予約開始日に市内3か所で予約サポートセンターを臨時開設して職員による予約の支援や郵送による集団接種予約受付を実施
- ④ 幅広く接種機会を設けられるよう、集団接種を市内3駅圏で最大週5日実施
- ⑤ 安心して接種できるよう、市と武藏野市医師会は、接種後のアナフィラキシーなどの急を要する副反応が発生した場合の救急の受け入れについて、武藏野赤十字病院と協定を締結

### 3 接種対象者等

#### (1) 接種対象者

初回接種（1回目・2回目）が完了し、前回の接種から3か月以上経過した  
12歳以上の市民

※原則、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている方。ただし、戸籍又は住民票に記載のない方、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める方についても、居住の実態がある場合は、接種を実施することができる

#### (2) 接種回数

ワクチンの種類にかかわらず、1回

#### (3) 使用するワクチン種類について

前回までに接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製のオミクロン株対応2価ワクチン及びモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチンを使用する。

- ▶ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン：12歳以上の方が対象
- ▶モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン：18歳以上の方が対象

### 4 想定接種者数等①

#### (1) 想定接種割合、想定接種者数

初回接種（1回目・2回目）が完了した全ての方を対象者として想定する。

年齢	人口 ※1	2回目接種者数 (10月末までに接種した方) ※2	想定接種 割合	想定接種者数
12～64歳	99,828	85,302		約85,300人
65歳以上	34,504	32,647	100%	約32,700人
合計	134,332	117,949		約118,000人

※1：令和4年1月1日時点 健康情報システムから抽出  
※2：令和4年10月31日時点 接種実績

### 4 想定接種者数等②

#### (2) 接種規模（月別）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
接種規模（予定）個別接種	0	6,200	7,400	5,000	3,000	2,000	1,000	24,600	20.7%
接種規模（予定）集団接種	9,000	22,000	28,000	20,000	11,000	3,000	1,000	94,000	79.3%
合計接種規模（予定） (回)	9,000	28,200	35,400	25,000	14,000	5,000	2,000	118,600	

実施期間は令和5年3月31日まで

※ ワクチンの供給状況や予約状況等によって、接種規模の縮小について検討する

## 5 接種券の送付

厚生労働省が作成した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき、発送計画を立案している。具体的なスケジュールは以下のとおり。

最終接種日	発送時期	対象者数
令和4年5月31日まで	9月22日	約48,000人
6月	10月18日	約5,500人
7月	10月21日	約23,500人
8月	10月28日	約11,000人
9月	11月22日	約2,500人

※原則最終接種日の2か月後の月の下旬に発送予定

※未使用の3・4回目用の接種券を使用して「オミクロン株対応2価ワクチン」の接種が可能

<参考：手引き（12版）より引用>

接種券等については、2～4回目接種から一定期間経過した複数の対象者に対して、一定期間ごとにまとめて発送することとする。なお、発送頻度は各自治体における接種対象者の人数や接種体制に応じて調整いただいて差し支えない。

## 6 ワクチン接種のスケジュール

対象者 (最終接種日)	オミクロン株対応2価ワクチン 予約開始日	予約可能な接種日	【参考】 新たな予約対象者数
4回目接種対象者で 4回目未接種の方	9月20日 9月26日	9月30日まで 10月11日まで	約6,000人
令和4年5月31日まで (60歳以上の方等)	接種券が届き次第	10月31日まで	—
令和4年5月31日まで (12歳以上の方)	10月5日	10月31日まで	約70,000人
令和4年6月30日まで	10月24日	11月15日まで	約5,500人
令和4年7月15日まで	10月28日	11月30日まで	約10,500人
令和4年7月31日まで	11月2日	12月15日まで	約13,000人
令和4年8月31日まで	11月4日	12月31日まで	約11,000人
令和4年9月30日まで	接種券が届き次第	1月上旬まで	約2,500人

※接種時期などは、国が決定するワクチン供給量により変更となる可能性あり

※詳細なスケジュールは決まり次第、市ホームページなどで随時お知らせする

## 7 接種体制①

### （1）集団接種

★市内3駅圏にそれぞれ会場を設置

★金曜日に夜間接種を実施

	会場	開始時期	接種人数/日	接種日	接種受付時間
吉祥寺地域	南町コミセン	9月24日	300人	週3～5日	10時～17時30分 ※芸能劇場のみ11時～18時30分 ※金曜日は12時30分～20時 (市民文化会館とむさしのエコreゾート除く) ※日により半日のみの実施
	商工会館	10月27日	240人		
中央地域	市民文化会館	11月14日	500人		
	芸能劇場	9月24日	240～260人		
	市役所	9月24日	240～400人		
	西久保コミセン	11月16日	250人		
武蔵境地域	むさしのエコreゾート	9月30日	500～600人		10時～17時30分 ※芸能劇場のみ11時～18時30分 ※金曜日は12時30分～20時 (市民文化会館とむさしのエコreゾート除く) ※日により半日のみの実施
	市民会館	9月24日	300人		
	西部コミセン	10月10日	250人		
	関前コミセン	11月1日	240人		

※会場や接種日ごとに異なるワクチンを使用

※ワクチンの供給状況等により、接種日時、接種人数/日は変更する可能性あり

## 7 接種体制②

### (2) 個別接種 ★かかりつけ医などを中心に身近で安心な医療機関などで接種

令和4年10月5日から市内約60医療機関で接種を開始。

全ての実施医療機関において、かかりつけ患者等に関わらずどなたでも接種可能かつ市インターネット予約システム・市コールセンター・予約サポートセンターで予約を受け付ける。

### (3) 高齢者施設等接種 ★クラスター発生防止の観点から速やかな接種を実施

医療機関との調整が整い次第、各高齢者施設等にて入所者等に対して12月末までの完了を目途に接種を実施。

### (4) 高齢者等への福祉的支援 ★市民一人ひとりのニーズに対応

インターネット、電話等でも予約できない方に対しては、在宅介護・地域包括支援センターと連携し、接種の意思確認、予約、必要に応じた接種の支援を行う。

また、必要な方が適切に追加接種に係る情報を得ることができるよう、関係部署と連携して情報提供体制を整備する。

## 8 予約方法

接種券が届いたら…

### 【個別接種・集団接種共通】



市インターネット 予約システム	24時間いつでも予約可能 ※メンテナンスにより使用できない期間あり
市コールセンター	電話で直接話しながら安心して予約可能 ※コールセンターの番号を変更
予約サポートセンター(臨時)	ご自身やご家族による予約が難しい高齢者(65歳以上)を対象として、市内3駅圏に予約サポートセンターを臨時に設置
郵送申請	4回目接種の際に郵送申請により予約・接種をした65歳以上の方に、5回目接種券送付時に「集団接種申請書」を郵送

## 9 キャンセル対応方針、副反応等

### キャンセル対応方針

#### (1) 集団接種

第1優先	会場内で従事している医師、看護師、薬剤師
第2優先	会場運営従事者(市職員及び委託事業者等)

#### (2) 個別接種

- 各医療機関による

#### (3) 施設内接種

- 各施設及び接種医の判断による

### 副反応等

#### (1) 副反応への対応

- 接種を実施する医療機関(集団接種会場含む)において、重篤な副反応が発生した際は、接種医又は関係医療機関が初期対応を行う。その際、必要となる医療機器等は、各医療機関にて事前に準備する。
- 救急搬送を必要とする際は、協定に基づき、武蔵野赤十字病院に受入れを依頼する。
- 接種後、医療機関外において発熱や腫れ等の症状が発生した場合は、かかりつけ医等を受診するよう案内する。
- 東京都新型コロナワクチン副反応相談センター 電話番号 03-6258-5802 (全日24時間対応)

#### (2) 健康被害救済

- 健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられる。

## 10 推進体制

### 武藏野市新型コロナワクチン接種推進本部の設置

ワクチン接種の円滑な実施を推進するため、令和3年1月7日付けで市長を本部長とする「武藏野市新型コロナワクチン接種推進本部」を設置し、全庁横断的な体制を構築。計57回開催（R4.11/7現在）。

### 関係団体との連携

- ・医師会会員向けに個別接種に係るワクチンの取扱いや予約に関する注意事項等の説明会（R4.9/22）を実施。
- ・令和4年11月1日に市と武藏野市医師会は、接種後のアナフィラキシーなどの急を要する副反応が発生した場合の救急受け入れについて、武藏野赤十字病院と協定を締結。

### 安全かつ確実な集団接種実施体制の維持

第二期追加接種（4回目接種）までと同様の運営体制を維持し、安全かつ確実な集団接種を継続的に実施。

## 11 相談・広報体制

### 相談体制・問い合わせ先

- 武藏野市新型コロナワクチン接種コールセンター  
電話番号：03-6736-5604（平日8時30分～17時15分）
- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
電話番号：0120-761770（全日9時～21時）

### 市民への情報提供

- 武藏野市新型コロナワクチン公式Twitter（@musashino\_vac）
- 武藏野市新型コロナワクチン公式TikTok（@musashino\_vac）
- 市報むさしの、季刊むさしの
- 武藏野市公式ホームページ、SNS（Facebook、Twitter、LINE）
- むさしのFM「マイシティむさしの」
- ケーブルテレビ「むさしのシティニュース」
- 心身障害者のための広報誌「つながり」
- 高齢者のための情報誌「武藏野安心・安全ニュース」他、掲示・配布など

**資料7****武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部**

(令和4年12月31日 現在)

**1 本部員**

本部長	市長	松下 玲子
副本部長	副市長	伊藤 英穂
副本部長	副市長	恩田 秀樹
副本部長	教育長	竹内 道則
本部員	総合政策部長	吉清 雅英
本部員	総合政策部行政経営担当部長	小島 一隆
本部員	総合政策部秘書広報課広報担当課長	若林 俊宏
本部員	総務部長	藤本 賢吾
本部員	総務部参事（兼総務課副参事事務取扱兼選挙管理委員会事務局長事務取扱）	天野 裕明
本部員	財務部長	小島 麻里
本部員	財務部税務担当部長（兼市民税課長事務取扱）	河戸 直也
本部員	市民部長（兼交流事業担当部長）	田川 良太
本部員	市民部市民活動担当部長（兼市民活動推進課市民相談担当課長事務取扱）	毛利 悅子
本部員	防災安全部長	稻葉 秀満
本部員	防災安全部安全対策課長	今井 隆文
本部員	防災安全部防災課長	横瀬 英樹
本部員	環境部長	大塚 省人
本部員	環境部参事	朝生 剛
本部員	環境部参事（兼緑のまち推進課長事務取扱）	松崎 泰
本部員	健康福祉部長	山田 剛
本部員	健康福祉部保健医療担当部長（兼健康課長事務取扱）	一ノ関 秀人
本部員	子ども家庭部長	勝又 隆二
本部員	都市整備部長	荻野 芳明
本部員	都市整備部まちづくり調整担当部長（兼まちづくり推進課事業調整担当課長事務取扱）	福田 浩
本部員	会計管理者	大杉 洋
本部員	水道部長	関口 道美
本部員	水道部参事（都営水道一元化推進担当）（兼水道部総務課長事務取扱）	田原 美樹
本部員	教育部長	樋爪 泰平
本部員	監査委員事務局長	塩瀬 晴久
本部員	議会事務局長	清野 聰

**2 事務局**

防災安全部 安全対策課	安全対策課長 今井 隆文
	係長 原澤 由紀子
	生活安全担当係長 岩谷 晋吾
	主任 坂部 敬大
	主事 山岸 樹実
健康福祉部 健康課	健康福祉部保健医療担当部長（兼健康課長事務取扱） 一ノ関 秀人
	地域保健調整担当課長 寺井 一弘
	課長補佐 曽我 宣之

## 資料8

## 武蔵野市新型コロナワクチン接種推進本部

(令和4年12月31日 現在)

## 1 本部員

本部長	市長	松下 玲子
副本部長	副市長	伊藤 英穂
副本部長	副市長	恩田 秀樹
副本部長	教育長	竹内 道則
本部員	総合政策部長	吉清 雅英
本部員	総合政策部行政経営担当部長	小島 一隆
本部員	総合政策部秘書広報課広報担当課長	若林 俊宏
本部員	総務部長	藤本 賢吾
本部員	総務部参事（兼総務課副参事事務取扱兼選挙管理委員会事務局長事務取扱）	天野 裕明
本部員	財務部長	小島 麻里
本部員	財務部税務担当部長（兼市民税課長事務取扱）	河戸 直也
本部員	市民部長（兼交流事業担当部長）	田川 良太
本部員	市民部市民活動担当部長（兼市民活動推進課市民相談担当課長事務取扱）	毛利 悅子
本部員	防災安全部長	稻葉 秀満
本部員	防災安全部安全対策課長	今井 隆文
本部員	防災安全部防災課長	横瀬 英樹
本部員	環境部長	大塚 省人
本部員	環境部参事	朝生 剛
本部員	環境部参事（兼緑のまち推進課長事務取扱）	松崎 泰
本部員	健康福祉部長	山田 剛
本部員	健康福祉部保健医療担当部長（兼健康課長事務取扱）	一ノ関 秀人
本部員	子ども家庭部長	勝又 隆二
本部員	都市整備部長	荻野 芳明
本部員	都市整備部まちづくり調整担当部長（兼まちづくり推進課事業調整担当課長事務取扱）	福田 浩
本部員	会計管理者	大杉 洋
本部員	水道部長	関口 道美
本部員	水道部参事（都営水道一元化推進担当）（兼水道部総務課長事務取扱）	田原 美樹
本部員	教育部長	樋爪 泰平
本部員	監査委員事務局長	塩瀬 晴久
本部員	議会事務局長	清野 聰

## 2 事務局

健康福祉部 健康課 ※ 新型コロナウ イルスワクチン 接種担当職員 (令和4年中)	健康福祉部保健医療担当部長（兼健康課長事務取扱） 一ノ関 秀人
	新型コロナワクチン接種担当課長 小池 鉄哉
	新型コロナワクチン接種調整担当副参事 白石 悟
	新型コロナワクチン接種調整担当副参事 高橋 学
	新型コロナワクチン接種担当係長 谷津田 敬子
	主査 守矢 利雄、増田 美照、古藤 亮
	主任・主事 益田 慎吾、竹原 彩香、藤原 卓人、沖 可菜子、中山 千穂、並木 千晴、岩野 杏、菊地 一輝、水野 義之、島田 達矢、渡辺 みのり、畠田 大翔、溝呂木 理賀



**令和4年版**  
**新型コロナウイルス感染症に対する武藏野市の対応報告書**

発 行 令和5年4月  
編 集 武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部  
(事務局:武藏野市 防災安全部 安全対策課)  
所在地:〒180-8777 武藏野市緑町2丁目2番 28号  
電 話:0422-60-1916(直通)